

『論 説』

二・二六事件北・西田裁判研究

松

本

一

郎

第一章	序説
1	はじめに
2	二・二六事件
3	軍法會議
4	東京陸軍軍法會議の設置
5	二・二六事件における戒厳
6	東京陸軍軍法會議の顛末
第二章	北・西田裁判の経過
第一節	北・西田の人間像
1	北の人と思想
2	西田の人と思想
第二節	捜査と起訴
1	電話監聽

2	身柄の拘束
3	予審
4	起訴
1	第三節 公判
2	公判審理の概要
2	北の供述
3	西田の供述
4	論告・求刑
5	北・西田の最終陳述
6	弁論再開
7	判決宣告
1	第三章 判決理由の概要
1	被告人らの経歴等
2	事件発生前の被告人らの行動
3	罪となるべき事実
4	法律の適用と量刑事由
1	第四章 判決の批判
1	第一節 訴訟手続きの違法
1	証拠調べを経ない証拠による事実認定
2	証拠の捏造・歪曲
1	第二節 判決認定事実の検討
2	北・西田裁判の争点
2	北・西田と青年将校

## 二・二六事件北・西田裁判研究（松本）

3 北・西田と反乱計画	5 事件発生後の北・西田の行動
4 結語	第五章 北・西田の刑事責任
第一節 反乱罪の解釈について	1 内乱罪との関係
2 反乱罪と反乱者を利す罪	2 首魁・謀議參與者の意義
3 第二節 北・西田の刑事責任	3 北・西田の正犯性
第六章 結語	1 「首魁」「謀議参与」の該当性
2 私見	3 「首魁」「謀議参与」の該当性
第一章 序 説	1 はじめに
昭和一二年（一九三七年）八月一九日、北一輝と西田税は、代々木の東京衛戍刑務所において、二・二六事件の首魁として銃殺刑に処せられた。北は行年五十四歳、西田は三十四歳であった。	北と西田に対する東京陸軍法会議の裁判が政治裁判であり、暗黒裁判ともいべきことは、當時憲兵将校として事件の捜査に当たった大谷敬一郎がつとに指摘したところであった <sup>①</sup> 。筆者は、これまで平成五年（一九九三年）

に初めて公開された軍法会議の訴訟記録を検討してきたが、本稿はその結果を要約した上、同裁判の法律上、事実認定上の問題点を考察しようとするものである。なお、訴訟記録を引用する際は、原文をひらがな書きの現代表記・新字体に改め、適宜句読点と濁点・半濁点などを補つた。また、記録との整合性を保つため、暦年表示はすべて元号年次を使用した。

本章では、まず一・二六事件の概要と東京陸軍軍法会議の性格等について、簡単に考察を試みる。

## 2 一・二六事件

一・二六事件とは、昭和一一年二月二六日未明に起った陸軍青年将校を中心とする反乱事件をいう。反乱将校たちは、その指揮下にあった下士官・兵約一、五〇〇名を動員し、機関銃などを携行してときの内閣総理大臣岡田啓介ら高官・重臣の官邸を襲撃して、大蔵大臣高橋是清、内大臣斎藤実、教育総監渡辺鋭太郎らを殺害し、総理大臣官邸・警視庁・陸軍省など日本の心臓部ともいべき旧麹町区一帯を占拠した上、陸軍大臣ら陸軍上層部に対して、陸軍内部の肅清と政治改革の推進方を要望した。他方、別働隊は、湯河原の貸別荘に滞在していた前内大臣牧野伸顕を襲撃し、建物に火を放つたが、牧野は九死に一生を得た。

青年将校らが軍事政権樹立を目的として反乱を起こしたとみるのは、誤りである。もともと彼らは、三月事件・十月事件（いずれも昭和六年）のような軍事クーデタを企図した中堅幕僚将校を中心とする統制派の思考方法にはきわめて批判的であり、陸軍大臣に対する要望事項には、これらの者を逮捕・追放することという一項が入つていてくらいた。彼らは、政財界を腐敗させ、農民を疲弊のどん底に追いやり、他方天皇の統帥権を干犯する元凶と目された君側の奸を除くことによって、彼らが理想とした天皇親裁の政治体制の実現を期待したにすぎなかつ

た。

リーダーの一人であった村中孝次は、将校班の第一回公判で事件について次のように陳述している。

「私共は、蹶起趣意書にあるとおり、わが國体に禍をなしたる重臣たちを倒すために蹶起したのでありますて、重臣を倒したる後においては、この情況において陸軍を推進し、その發動によつて昭和維新に入つてもらいたいと望んでいただけでありまして、國權の發動を阻止する考えはまったくありませんでした」

村中は、第二回公判でも次のようにいう。

「私共は、統帥權干犯・兵馬大權僭窃・國体破壞の元凶を討ち取るのが蹶起の目的でありまして、これによつて維新は実現するのでありますて、未だ討ちもらした重臣がありますので、これらについては陸軍を推進し、その發動によつて討ち取つてもらひ、私共の作った情況を昭和維新に導き、人心を正し、國体明徴・国防の充実・国民生活の安定等、從来の弊風を一掃し、昭和維新の実現を希望し、これを軍上層部の方にお願いするのでありました」

彼らは、いわゆる昭和維新の捨て石として、君側の奸を除くことを考え、それを実行した。その後の政治改革は、究極的には天皇の大御心によるのであって、彼らが口出しすべきことがらではない。事件後の建設計画・收拾計画を考えることは、彼らが忌み嫌つた幕僚流の不純きわまる発想と考えていたのである。<sup>(3)</sup>

彼らの行動は、外形的にはまさにクーデタ未遂事件と呼ぶにふさわしい。しかし、それを支えた、純粹といえば純粹、単純といえばあまりにも單純な彼らの思想を考えるとき、果たしてこの事件をクーデタと呼んでよいのかどうか、疑問をさせ感じる。いみじくも二月二六日未明に北一輝に下つた靈告は、次のようなものであつたといふ。

「革命軍、正義軍の文字並び現れ、革命軍の上に一本棒を引き消し、正義軍と示ざる」

北は、この靈告について、検察官に次のように説明している（第二回聴取書）。

「自分でその当時考えましたのは、今回起こされた行動軍は、昭和維新などというような社会組織の根本的改革を意味する革命軍というような性質のものではなく、単に正義を現すために立ったものであるというように、私は解釈しております」

彼は、この事件の本質を正しく捉えていたといえる。

ところで、この反乱事件そのものは、わずか三日後には鎮圧された。疾風迅雷、肅軍の名の下に事件関係者を徹底的に処罰し、弾圧した陸軍上層部（統制派）は、この事件を奇貨として露骨に政治に介入するようになり、やがて軍部支配体制を確立し、敗戦への道をひた走りに走るのである。二・二六事件の銃声は、皮肉にも日本帝国に対する弔砲であった。この意味で、この事件の歴史的意義はきわめて大きい。

反乱将校たちは、自決した二名を除いて、反乱罪容疑で逮捕・収監された。陸軍刑法二五条及び海軍刑法二〇条は、「党を結び、兵器を取り、反乱をなした」者を反乱罪として厳しく処断する。ここに「反乱」とは、暴力をもつて官憲に反抗することをいう。武装集団である軍隊は、常に暴発の危険をはらんでいる。そのため軍では、軍紀、すなわち軍の規律を最高の価値とし、上官への絶対服従を求めた。とくに、反乱行為はもっとも重い犯罪として、陸海軍刑法各則のいずれも第一章に規定されていた。

### 3 軍法会議

戦前においては、軍人に対しては一般の刑法のほかに陸軍刑法または海軍刑法が適用された。また、これら軍人の刑事事件は、司法裁判所ではなく、軍人に法律専門家である法務官が加わった特殊の裁判所で審理・裁判されることになっていた。この特別裁判所を軍法会議という。

軍法会議の組織と審理の手続きは、陸軍軍法会議法（大正一〇年法律第八五号）、海軍軍法会議法（同年法律第九一号）でそれぞれ規定されていた。以下、陸軍軍法会議について簡単に考察する。

陸軍軍法会議には、戦時平時を問わず常時設置される常設軍法会議と、戦時事変など非常事態の際に設けられる特設軍法会議とがあった。常設軍法会議の訴訟手続きは、当事者の忌避権を認めず、予審手続きを起訴前とし、予審官を検察官の補助的機関とする（予審免訴の権限はない）などの特色はあったが、おおむね旧刑事訴訟法に準じる規定が置かれていた。

これに対しても特設軍法会議では、軍事上の必要から種々の例外的取扱いが認められた。これを訴訟手続きについてみると、裁判官の除斥・回避、弁護及び審判の公開の規定は適用されず、また裁判は一審限りで確定した。

#### 4 東京陸軍軍法会議の設置

兵力を僭用し、軍の統一を乱した反乱者らに対する迅速かつ徹底的な断罪は、軍の秩序回復のための至上命題であった。これに加えて軍の首脳部は、次の二点に配慮した。その一是、相沢事件の軍法会議<sup>(5)</sup>にみられたような公判闘争による宣伝活動を封殺することであり、その二是、反乱に加担した民間人についても、軍法会議で厳罰に処することである。とくに後者の最大の狙いは、反乱将校らの精神的支柱であった北一輝と西田税を、事件の黒幕として断罪することにあつたといつてよい。こうして、昭和一一年三月四日、特別の軍法会議を創設する緊急勅令第二一号が制定された<sup>(6)</sup>。

この勅令の要点は、次の二点にある。第一は、東京陸軍軍法会議に対して民間人についての裁判権をも与えたことであり（五条<sup>(7)</sup>）、第二は、東京陸軍軍法会議を陸軍軍法会議法上の特設軍法会議とみなすことによつて（六条）、

裁判官の除斥・回避に関する規定の適用を排除し（陸軍軍法會議法八六条）、弁護人の選任を許さず（同法九三条）、審判を公開せず（同法四一七条）、さらに上訴を認めない（同法四一八条参照）という効果を生じさせたことである。

明治憲法の下でも、日本国民は法律に定めた裁判官の裁判を受ける権利を保障されていた（二四条）。裁判の公開の原則は、対審については安寧秩序または風俗を害さない限度という制約つきであったが、少なくとも判決の公開は憲法上保障されていた（五九条）。また、被告人の弁護を受ける権利は、憲法上明文の保障こそなかつたが、憲法制定前の治罪法以来わが国に導入された、慣習憲法ともいえる大原則であった。しかし、右緊急勅令は、これら憲法上、法律上の国民の権利をいとも簡単に剥奪したのである。

緊急勅令の制定には、枢密院の議を経なければならなかつた（枢密院官制六条二号）。ときの枢密顧問官には、憲法学者もいれば、在野法曹の長老もいた。しかし、枢密院は、これらの憲法問題を話題にすらすることなく、満場一致でこれを可決したのである。

この緊急勅令については、ほかにも問題点があるが、かつて別稿で詳論したところであるから<sup>(8)</sup>、ここでは再論を避ける。

## 5 二・二六事件における戒厳

二・二六事件については、戒厳令が施行されたために民間人も軍法會議で処断されたという誤解があるので、この点について一言しておきたい。

戒厳令（明治一五年太政官布告第三六号）による戒厳とは、戦時または内乱時における非常事態宣言をいうが、

これには臨戦地境戒厳と合囲地境戒厳との二種類がある（戒厳令二一条）。前者は、戦時・事変に際して宣告される効力の弱い戒厳であり（令九条、一四条）、後者は、敵の包囲・攻撃を受けるという重大な時期に宣告される効力の強大な戒厳である（令一〇条ないし一四条）。戒厳宣告によって軍が民間人に対する裁判に関与できるのは、後者、すなわち、敵の攻撃を受け、もしくは包囲されるという極限状態において、法定の要件を充たす場合に限られていた（令一〇条ないし一二条）。

これと違つて、戦時または内乱時とまではいえないが、警察力だけでは治安の維持が困難と政府が判断したときに、緊急勅令（旧憲法八条）によつて戒厳令の一部を適用したことがあつた。<sup>(9)</sup>通常これを行政戒厳といい、前述の戒厳令による戒厳を軍事戒厳と称した。二・二六事件における「戒厳」は、この行政戒厳であり、昭和一二年勅令第一八号、第一九号によつて戒厳令九条及び一四条<sup>(10)</sup>を東京市に適用したにすぎない。したがつて、民間人に対する裁判権は依然として通常裁判所にあつたのであり、戒厳によつて軍法会議が民間人に対する裁判権を取得したわけではないのである。この理は、同様に行政戒厳が布かれた関東大震災の際、民間人の犯罪は通常裁判所で裁かれ、軍人の犯罪（例えば大杉栄ら殺害事件）のみが軍法会議で裁かれたことを想起すれば、容易に理解されるであろう。

## 6 東京陸軍軍法会議の顛末

### 一 公判廷の構成

反乱実行者に対する審判は、起訴状に対応して、第一公判廷が将校班（常人である村中孝次、磯部浅一、渋川善助を含む）、第二公判廷が下士官班（甲）、第三公判廷が下士官班（乙）、第四公判廷が兵班の四つに分けて行われた。牧野前内府を襲撃した湯河原班は、第四公判廷で兵班とは別に審理・裁判された。ただ

し、裁判官のうち法務官は、兵班については小関正之、湯河原班については伊藤章信である。

民間人のうち、東京陸軍軍法會議に起訴された北一輝・西田税らについては、第五公判廷の常人班が裁判を担当した。北と西田に対する捜査・起訴・裁判の経過については、次章で考察する。

その他、現役軍人にかかる反乱者を利す事件等は、第二公判廷が担当し（例外として満井中佐の事件は、第五公判廷に係属）、将官である斎藤瀏（反乱帮助罪）と真崎甚三郎（反乱者を利す罪）の事件を担当する軍法會議は、別に設けられた<sup>(1)</sup>。

**二 将校班の裁判** 昭和一一年四月二八日から六月五日までの間に二三回の集中審理が行われ、七月五日判決が言い渡された。香田ら五名に陸軍刑法二五条一号（首魁）を適用して死刑、竹島ら一六名に同条二号前段（謀議参与または群衆指揮）を適用して、うち一名に死刑、五名に無期禁錮、山本ら二名に同条二号後段（諸般の職務従事）を適用して有期の禁錮刑が宣告された。

死刑の宣告を受けた被告人らは、北・西田らの証人として執行を延期された村中・磯部を除き、昭和一一年七月一日に銃殺刑の執行を受けた。

**三 湯河原班の裁判** 昭和一一年五月五日から一〇日までの間に四回の審理が行われ、七月五日に判決が言い渡された。この班では、被告人全員について諸般の職務従事者として有期刑の求刑がなされたのであったが、判決は水上を群衆指揮者と認め、同人に死刑を宣告した。また、有期刑の三名についても、求刑を上回る重い刑が科された。

水上は、同年七月一一日反乱将校らと共に銃殺刑に処せられた。

## 二・二六事件北・西田裁判研究（松本）

- (1) 大谷敬一郎『昭和憲兵史』（一九六六年、みすず書房）二〇五頁以下、『二・二六事件の謎』（一九六七年、柏書房）二六八頁以下。
- (2) 北・西田の訴訟記録の概要については、拙稿「二・二六事件北・西田裁判記録」（一）ないし（四）、本誌三八号なしし四一号所収を参照されたい。
- (3) もつとも、反乱将校らの中でも、栗原安秀と磯部浅一の考えは違っていたようである。その例として、第八回公判での栗原の供述を紹介する。彼は、『日本改造法案大綱』に対する感想を次のように述べている。
- 「我々の国家革新の信念の指針を与えたるものと深く感銘しました。従って、今回の決行もこの日本改造法案大綱によるものでありますて、大体論としては大権の発動により憲法を停止し、戒厳令を導いてクーデターを行い、国家改造を行わんとするときの信念を実行したことになるのであります」
- (4) 審判は、裁判官五人で構成した合議体で行うのが原則であった。裁判官は、将校から選任された判士四人、法務官一人で構成された。なお、法務官は、昭和一七年の制度の改正によってその身分を法務将校に変えられ、司法官的な身分の保障を失った。
- (5) 昭和一〇年八月一二日陸軍歩兵中佐相沢三郎が、執務中の陸軍省軍務局長永田鉄山少将（死後中將に進級）を白屋刺殺した事件である。永田局長は、陸軍きっての実力者といわれていた。軍法会議で、弁護人満井佐吉中佐（後に二・二六事件に連座して禁錮三年に処せられた）は、青年将校の後押しを得て熾烈な公判闘争を開幕し、相沢の行為の正当性を主張、宣伝した。
- (6) 東京陸軍軍法会議設置の経緯については、拙稿「東京陸軍軍法会議についての法的考察」獨協大学法学部創設二十五周年記念論文集（一九九二年一〇月、獨協大学法学会）二八五頁以下参考。
- (7) 緊急勅令が公布されたその日に、司法・陸軍両大臣は連名で、東京陸軍軍法会議が裁判権行使する常人は、直接謀議に参加した者、直接実行行為に加担した者、在郷将校であつて反乱の教唆をなし、または兵器、金穀の支給等をした者に限るという極秘文書を作成している。
- (8) 拙稿「東京陸軍軍法会議についての法的考察」二九七頁以下。
- (9) 行政被敵の先例としては、明治三八年九月の日比谷焼討事件における戒厳と、大正一二年九月の関東大震災のときの戒

厳の二例がある。

(10) 戒厳令第九条 臨戦地境内ニ於テハ、地方行政事務及び司法事務ノ軍事ニ関係アル事件ヲ限り、其地ノ司令官ニ管掌ノ権ヲ委スル者トス。故ニ地方官、地方裁判官及ビ検察官ハ、其戒厳ノ布告若クハ宣告アル時ハ、速カニ該司令官ニ就テ其ノ指揮ヲ請フ可シ。

第一四条 戒厳地境内ニ於テハ、司令官左ニ記列ノ諸件ヲ執行スルノ件ヲ有ス。但、其執行ヨリ生スル損害ハ、要償スルコトヲ得ズ。

- 第一 集会若クハ新聞、雑誌、広告等ノ時勢ニ妨害アリト認ムル者ヲ停止スルコト。
- 第二 軍需ニ供ス可キ民有ノ諸物品ヲ調査シ、又ハ時機ニ依リ其輸出ヲ禁止スルコト。
- 第三 銃砲、弾薬、兵器、火具、其他危険ニ涉ル諸物品ヲ所有スル者アル時ハ、之ヲ検査シ、時機ニ依リ押収スルコト。
- 第四 郵信電報ヲ開滅シ、出入ノ船舶及び諸物品ヲ検査シ、並ニ陸海通路ヲ停止スルコト。
- 第五 戰状ニ依リ止ムヲ得ザル場合ニ於テハ、人民ノ動産不動産ヲ破壊、燐焼スルコト。

第六 省略（合図地境関係）

第七 省略（合図地境関係）  
読みやすくするため、法文に濁点と句読点を付した。なお、第九条にいう「司法事務」とは、いわゆる司法行政事務をいい、裁判を含まないと解されていた。鶴銅信成『戒厳令概説』（一九四五年、有斐閣）八五頁。

(11) 軍法会議の判士は、陸軍軍法会議法四九条七号によつて、被告人が将官であるときは、被告人と同等以上の将官四人で構成されなければならなかつたことによる。もつとも、斎藤・真崎両被告人に対する裁判は、特設軍法会議においては裁判官二人を減ずることができるという同法四七条三項を適用して、いずれも将官である判士二人と法務官一人とで構成された。

## 第二章 北・西田裁判の経過

### 第一節 北・西田の人間像

#### 1 北の人と思想

北一輝こと北輝次郎は、明治一六年三月新潟県佐渡郡両津町に生まれた。新潟県立佐渡中学校を中退して上京し、独学で学んだ。明治三九年、二三歳のとき、北は大著『國体論及び純正社會主義』を自費出版して河上肇、片山潜、福田徳三らの絶賛を博したが、直ちに発禁処分を受けた。その年、北は孫文らの作った秘密結社「中国革命同盟会」に入会し、爾来、辛亥革命前後の十数年間は一身を中国革命の渦中に投じ、死生の間を往来した。

北は、大正八年「日本を怒り憎みて叫び狂ふ群衆の大怒濤」が打ち寄せる上海において、四〇日間の断食の後、一冊の参考書の助けも借りずに『國家改造案原理大綱』（後に『日本改造法案大綱』と改題）を書き上げた。大正九年一月、大川周明に請われて帰国した北は、後に袂を分かつた大川と並んで、国家社会主義運動の指導者として隠然たる勢力を保った。

北は、生前「魔王」というニックネームを奉られていたという。それには、隻眼、白皙の風貌と火を吐くような弁舌も大きいに預かっていたであろうが、中国から帰国するや否や、宮中某重大事件<sup>(1)</sup>で暗躍し、さらに朴烈・金子文子の怪写真事件<sup>(2)</sup>を取り上げてこれを政治問題化させ、倒閣運動を開拓するなどした怪腕ぶりによるところが大きいであろう。大正一五年、北は西田と共に北海道皇室御料林の払い下げについて宮内省関係者に不正があるとして、

牧野内大臣らの辞職を求める怪文書事件を起こし、暴力行為等処罰に関する法律違反罪に問われ、約半年間勾留された後、懲役四月・執行猶予四年の判決を受けた。

晩年の北は、あからさまな政治活動からは手を引き、法華經を信じてもっぱら読經三昧の生活を送っていた。また、夫人を靈媒としてさまざまな「靈告」を示し、そのカリスマ性をいやが上にも發揮した。しかし、彼は政治・外交に対する関心を失ったわけではなく、折りにふれては要路者に对外政策論を展開している。

北は、帰国後しばらくの間は貧窮の中にいたが、晩年には東京・中野の豪邸を借り上げ、人目を引くほどの大型高級自動車（もつとも中古であった）を持ち、使用人三、四人、運転手一人を雇い、書生一人を置くという、ブルジョア並みの生活を送っていた。その最大の「托鉢」先、つまり資金源が、こともあろうに彼が解体を強く主張していた財閥のトップ三井財閥であったことは、今日よく知られている。

このような北の生活態度に対しても、北の思想に共鳴する青年将校の中にも批判の声があったようである。しかし、憲兵隊でこの点を追及された北は、平然として答える。

「改造法案で財閥を否定しているといつても、それとこれとは別問題です。あたかも、明治維新当時の桂小五郎、西郷吉之助が、藩公の禄をもらっていたのと基本的大差はないと思います」

まさに、清濁あわせ呑む魔王の面目躍如たるものがある。しかし、北のこのような生活態度は、後に、彼が反乱將校に働きかけて、襲撃目標から三井の大番頭池田成彬らを外させたのではないかという、あらぬ疑惑を招くことになった。

北の思想は、「日本改造法案大綱」に要約されている。それは、国内的には「国民の総代表者」としての天皇の下における国家社会主義であり、対外的には民族主義に基づく軍事的膨張主義であった。北は、具体的に、華族制

度と貴族院の廃止、皇室財産の国家帰属、二十五歳以上の男子による普通選挙、私有財産・私有土地・私有資本の制限、限度を超えた生産手段の国有化、労働時間の制限、労働者への利益配当、国民の人権の保障、朝鮮人に対する参政権の付与等を掲げる。そして、天皇大権による憲法の三年間の停止と戒厳令の施行による国家改造を主張し、改革の主体として在郷軍人団をあげている。

革命への燃える思いを叩きつけたような、荒削りだが氣宇壮大な『日本改造法案大綱』は、疲弊しきつた農村の実態を肌で感じ、危機意識に駆られていた一部の青年将校を魅了した。反乱将校の中でももつとも急進的だった栗原安秀は、「私の國家革新的思想の中心をなしているものは、日本改造法案大綱である」と断言しており<sup>(3)</sup>、また、もつとも確固たる革命思想を抱いていた磯部浅一は、「私は生来革命的素質を有し、社会の制度機構に幾多の矛盾撞着あることを痛感し、これが革新の要を認めていたが、その思想の中心となつておるもののは、北一輝著の日本改造法案の中から生まれてきている」と述べている<sup>(4)</sup>。

これら青年将校たちは、しばしば北宅を訪れてその警咳に接した。しかし、北が直接彼等を指導したことは、ほとんどなかった。反乱将校の指導者の一人であった村中孝次は、「私の国家改造に関する思想の中心をなしているのは北の日本改造法案大綱などの著作であるが、北から実際運動に関する話はあまり聞いていない。ときどき訪問しても、國体論とか信仰上のことを聞いたに止まっていた」と言っている。北自身も司法警察官の取調べに対して、「私の性質として、理論めいたことや議論を上下するということは非常に嫌いなので、愉快に多く漫談をして分かれる程度で、もし改造案に対して質問などの出る場合は、そんな面倒な話は西田君や諸君で研究してくれといふくらいにして、多く話題を他に転じた」と述べており<sup>(5)</sup>、また、第四回公判では、次のように供述する。

「私は、彼ら（注、青年将校をいう）が遊びにくるのは歓迎しましたが、思想上のことについては、これらの人々

限らず一般に話しておりませぬ。ときどき質問する者がありますが、そのようなときには必ず、『学校の先生はご免だ』と申しておりました。私は、彼らのような美しい心の持ち主と会うのは嬉しくありました。が、彼らとしても国家改造に関する同志的関係において、私を先輩として、私に会うのを光榮としたので、したがつて会つただけで満足をしたわけで、このため思想的の話は致しませぬでしたが、親しく交わつておりました」

日本改造法案大綱にみられた北の急進的な大アジア主義は、その晩年には穏やかなものに変わつていたようである。彼は、アメリカとの友好関係を保ち、アメリカ資本を日本の保証で中国に投資させることによつて、緊張の度を強める日中関係の改善をはからうと考え、昭和一〇年七月頃「日米合同対支財團の提議」と題する建白書を印刷して要路者に配布している<sup>7)</sup>。北は、かつて革命運動で生死を共にした張群が中国政府の外交部長の要職にあることから、この問題を同人と協議しようと考えていた。彼は、第五回公判で次のように述べている。

「……私は、永井柳太郎にも話していよいよその実現を期するため支那に渡ることに致しましたところ、同年（注、昭和一〇年）十月頃永井が来て、『広田外相に会つたら、君が渡支すると支那人に与える刺激が強いので、今他の人を遣わしていろいろのことをやつておるから、君の行くのはちょっと待つてくれ。年の暮れにでもなつて、改めて相談しよう』と言われましたので、私は年が明けたら行こうと思つておりますと、本年二月二十日衆議院議員の総選挙があつたので、それが済んで三月には必ず支那に行こうと思つておつたので、その頃渡支の準備をしたりしておりました為、本年二月中旬西田より話（注、反乱計画のこと）を聞いたときには、ただ呆然としておりました」

西田税（にしだ・みつぎ）は、明治三四年一〇月鳥取県米子市に生まれた。鳥取県立米子中学校から広島陸軍地方幼年学校に進み、陸軍中央幼年学校本科、陸軍士官学校（三四期）を経て騎兵第二七連隊（朝鮮・羅南）に赴任し、大正一一年一〇月陸軍騎兵少尉に任官した。広島幼年学校の卒業成績は首席であったが、陸士時代から胸を病み、大正一四年六月願いにより予備役に編入された。

西田は、中央幼年学校在学中から国家革新意識を抱き、北一輝らの薰陶を受けた。退官後は、上京して大川周明の行地社の同人となり、機関誌の編集などに当たったが、間もなく大川と対立して同社を退き、北と行動を共にするようになった。北は、『日本改造法案大綱』の出版権を行地社から取り上げて西田に与えたばかりでなく、終始その生活を助けた。第一回公判で西田は言う。

「……私は、北は国家改造には深い体験を有せらるる人だということ及びその人格を信じていたので、暇さえあればその轡咳に接することに努めておりました。それより十数年を経過しましたが、その間において言わず語らぬのうちにいろいろ教えられたところがあり、すべての点において師匠と仰いで来ておるばかりでなく、十五歳のときより家出し、家庭の味を知らない私の身には、北夫婦は親同様に感じております」

西田は、前述の宮内省怪文書事件で暴力行為等処罰に関する法律違反罪に問われ、昭和五年、懲役五月の判決が確定して豊多摩刑務所に服役した。このため、予備役陸軍騎兵少尉の官を失っている。

西田は、行地社を去つてから、士官候補生に対する国家革新思想の普及活動、在郷軍人による労働運動、不戦条約批准反対運動、愛国主義政治団体である日本国民党の結党、ロンドン軍縮条約批准反対運動など、幅広い政治・思想活動を展開し続けた。とくに彼は、元陸軍将校というその経歴から、後輩の青年将校らに対して強い影響力を持っていた。

昭和六年、幕僚将校らによるクーデタ計画（いわゆる十月事件）があった。西田は、首謀者の橋本欣五郎中佐に乞われて参加を決意したが、間もなくこの計画のファンショ的・権力主義的性格に反発して橋本と対立するようになった。そのうち、この計画は暴露され、不発に終わった。その後、西田が密告者ではないかという噂が流されたが、彼は一切弁明しなかった。このことが、かえって噂を真実として定着させ、彼を苦境に追い込む結果となつた。

昭和七年、古賀清志海軍中尉ら海軍士官が中心となって、陸軍士官候補生と橋孝三郎ら民間右翼を誘い、ときの内閣総理大臣犬養毅を殺害するなどの事件が起きた。いわゆる五・一五事件である。この事件では、陸軍青年将校に対しても参加の要請があつたが、陸軍側は西田の反対もあつて、時期尚早を理由に断つた。古賀らは、これを西田の差し金と受け取り、西田を裏切り者として暗殺することを企てた。十月事件以来の西田に対する不信感が増幅されたのである。

五月一五日午後六時頃、西田は自宅で旧知の川崎長光と対談中、突然拳銃で狙撃された。至近距離のことでもあり、発射した弾丸六発中の五発が下腹部、右胸部、右上肺部等に命中している。しかし、西田は奇跡的に一命をとりとめた。順天堂医院に入院中、北から親身も及ばぬ看護を受けた西田は、それ以来北を親のように慕うことになる。

西田は、北の『日本改造法案大綱』の信奉者であった。しかし、晩年の西田は、直接行動に対してはむしろ批判的であった。彼は、第二回公判で、自らの思想について次のように説明する。

「……改造運動は、国民の間のあらゆる立場に起こつて、初めて改造ができるのであります。国民生活の困苦、内憂外患等より、国民の間に改造しなければならぬとの機運が醸成されてこなければならぬので、この機運と国民の

改造運動とがお互いにもつれ合って、改造運動は逐次進展するのであります。

言い換えますと、改造運動は新陳代謝運動である。有機体としての新陳代謝が内部より起きたのが、すなわち改造であります。芽が出ないのに葉が落ちたのでは、自然の理屈に合わない。このような国家は滅亡するのであります。葉が落ちる時々には、すでに次の芽が出るようになつていなければなりません。端的に申しますと、経済組織と内部崩壊であります。経済組織が未だ活力を以て国家社会を賄っている間は、改造はできませぬ。内憂外患が起り、現在の経済組織ではこれを救うに不適当であるということが国民の間に理解され、これをいかにすべきかの根本方針が定まり、やむを得ざる機会に到来した改造運動は、改造時期を促進します。すなわち、芽を出す準備が十分できてからならば、葉は落ちてもよいのであります。

……現在の資本主義經濟機構に対する議論は、相当やかましく叫ばれるようになりましたが、これに代わるにいかななる經濟組織を持つべきか、すなわちその建設方法においては、五里霧中に迷つてゐるようですが、改造運動が熟してくれば朝野共に研究し、議論が行われるはずであります。五里霧中に迷うようでは、未だ改造の時期に達しておりませぬ。だから、この建設原理を国民の間になるべく広く理解させたいのが、私の使命であります」社会改革は、經濟の破綻などの客観的条件が調わない限り、成功の見込みはない。また、改革を行うには、国民各層に改革の機運が高まつていなければならぬ。この主体的条件を育てるための国民啓蒙運動、具体的には日本改造法案大綱の普及宣伝活動こそが、自らに課せられた使命だというのである。

十月事件以後、西田は、栗原、磯部らの過激派青年将校をことあるごとに戒め、その自重を求めていた。後述のように、磯部は、西田からよく叱られたことを述懐している（一三八頁参照）。

- (1) 大正九年、ときの皇太子（後の昭和天皇）の婚約者久邇宮良子女王（現皇太后）の母系（旧薩摩藩主島津家）に色盲の遺伝があるとして、元老山縣有朋（長州出身）らが久邇宮家に婚約辞退を迫り、政治問題化した事件をいう。北は、頭山満、大川周明らと共に、山縣を攻撃して活発に動いた。
- (2) 大正一五年、朝鮮人朴烈とその内妻金子文子が大逆罪で死刑の判決を受けた（その後、恩赦で二人とも無期懲役に減刑された）。判決の後、朴が文字を膝の上に抱いている写真が各方面に配布され、しかもこれが担当予審判事の撮影によるものであることがわかり、内閣不信任案まで提出される騒ぎとなつた。この写真を入手し、各方面に配布して倒閣運動を利用したのは、北であった。

- (3) 予審官の証人栗原安秀訊問調書第四問答。
- (4) 予審官の証人磯部浅一訊問調書第五問答。
- (5) 予審官の証人村中孝次訊問調書第四問答。
- (6) 司法警察官の昭和一一年三月二〇日付第四回聽取書。
- (7) 『北一輝著作集』第三巻（一九七二年、みすず書房）四一七頁以下に収録されている。

## 第二節 捜査と起訴

### 1 電話盗聴

今日、令状による電話盗聴の可否が実務と学界で問題となつてゐるが、すでに明らかにされたように、電話盗聴は二・二六事件で活発に行われた。戒厳令一四条によると、戒厳司令官には戒厳地内で「郵信電報」を「開緘」する権限が与えられているから、戒厳令が施行された昭和一一年二月二七日から同年七月一八日の間に東京市内で行われた電話の盗聴は、当然適法ということになる。しかし、事件発生当日はまだ戒厳令が施行されていないので、

盗聴は許されないはずであった。大日本帝国憲法二・六条は、「日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サルコトナシ」と規定していたからである。

それにもかかわらず、北一輝方の電話は、事件発生の当日から当局によって盗聴されていた。第三回公判における西田被告人の尋問の際、西田の反乱将校への電話の内容が問題になつたが、伊藤裁判官と西田との間で次のような問答が交わされている。

「問 二月二六日朝、北方の電話に故障が起きたとき<sup>(2)</sup>、不思議に思わなかつたか。

答 先方より掛けてくるのは話ができる、私の方より掛けるのが先方に通じないので、不思議だとは思いましたが、まさか盗まれているとまでは考えませぬでした。

問 さような関係から、動かし難い証拠を握られ、逮捕に来たのでないか。

答 （省略）

この伊藤裁判官の訊問内容によつて、北方の電話が二六日朝から盗聴されていた事実は明白といえよう。

ときの鉄道大臣内田信也の回顧録によると、事件発生直後閣僚間で電話傍受の可否を議論していたところ、望月通信大臣が、「電信電話は私の所管であります。諸君の心配は不要です。私に任せておけばよろしい」と断言して、そのまま席を起つたという<sup>(3)</sup>。もしも事件発生当日の盗聴が望月通信の命令によるものとすれば、望月は憲法違反を部下に命じたことになる。

いずれにせよ、北・西田と反乱将校らとの電話の内容は、当局に箇抜けであった。当局は、北が二七日午後安藤大尉に、「給与はよいか、マルはあるか」と電話した事実をつかんでいた。しかし、盗聴記録は軍法会議に提出されなかつたので、捜査・裁判でこれが活用されることはなかつた。

事件当時、戒厳司令部通信主任の職にあり、盗聴を担任実施したA氏（当時陸軍工兵大尉）の話として紹介されたところによると<sup>(5)</sup>、二七日以降盗聴を実施し、録音盤を管理していたのは戒厳司令部であった。事件が収まり、特設軍法会議が設置されると、陸軍省さらには軍法会議から、録音盤を証拠資料として提出するようとの要請があった。しかし、戒厳司令部及び戒厳解止後に録音盤を引き継いだ東部防衛司令部は、いずれも後日に禍根を残す恐れがあるという理由でこれを拒否し、録音盤の内容をメモすることだけを許したという。

盗聴の対象が事件関係者及びその周辺に限定されていたとするならば、録音盤を軍法会議に提出しても、「後日に禍根を残す恐れ」が生ずることは考えにくい。戒厳司令部がここまで神經質になつた理由は、盗聴の対象がより広範囲であったこと、すなわち、軍部・政財界・官界等の要人の電話はいうに及ばず、外国大使館、さらには皇族関係の電話までも盗聴していたためではないだろうか。事実、ドイツ大使館の盗聴記録は、今日明らかにされている<sup>(6)</sup>。

軍法会議にとって、盗聴資料は封じ手だったようである。

## 2 身柄の拘束

西田は、事件前夜から北の屋敷に泊まり込んでいた。これは、後述のように、自宅においては事件勃発と同時に検束されることを危惧したからであった。

反乱軍討伐の動きが強まつた二月二八日、憲兵が北方を襲つた。西田は逃れたが、北は東京憲兵隊に連行された。

北は、西田の身代わりとして連れて行かれたと信じていたようである。彼は、第五回公判で次のように述べてい

る。

「……憲兵は、憲兵隊に電話をかけた上、「西田がいなければ、あなたが、憲兵隊まで一緒に行って下さい」と言いましたので、私は夕食をし、衣類を着替えた上……約一時間ほどして憲兵隊に同行されました。私はそのとき、西田の身代わりになり得て幸せであった、そう長く留置されることもあるまい、くらいに思つておつたのであります」

しかし、検挙を指揮した福本憲兵少佐によると、最初から北を事件の中心人物として検挙したという。北の判断は甘かったようである。

北は、憲兵の取調べが一段落した後、一旦警視庁に移されて特高の取調べを受けた上、再度東京憲兵隊に移送された。

他方、逃避行を続けていた西田は、三月四日午前六時一〇分渋谷区若木町一一番地の男爵角田猛<sup>(8)</sup>において、寝込みを警視庁係官に襲われて検挙され、警視庁に留置されて特高の取調べを受けた後、東京憲兵隊に移送された。

一件記録によると、二人に対する勾引状と勾留状は、西田については同年四月一六日、北については四月一七日に各執行されている。したがって、それ以前の、北については五〇日間、西田については四四日間の身柄拘束は、いずれも刑事訴訟法または陸軍軍法會議法に基づいた強制処分によるものではない。おそらくは、行政執行法一条の「公安ヲ害スルノ虞アル者」に対する予防検束を口実としてのことであつたであろう。

だが、このような検束は、当時においても違法といふべきであった。すなわち、第一に、通説は、犯罪捜査のための行政検束は許されないと解していた。北も西田も、右の期間内に頻繁に捜査官の取調べを受け、北については憲兵の聴取書六通、警察官の聴取書五通、検察官の聴取書二通が作成され、西田については警察官の聴取書三通、

憲兵の聽取書六通が作成されている。このような取調べの状況からすれば、両名の拘束を犯罪捜査目的ではなかったと強弁することはできないはずである。

第二に、行政検束は、明文上翌日の日没までの間許されるにすぎなかつた。したがつて、北について五〇日間、西田について四四日間これを反復継続することは、明らかに違法であつた。法が検束の許される期間を明定した趣旨が失われるからである。

第三に、憲兵は、司法警察官として犯罪を捜査する権限を有していたが（旧刑訴法二四八条二号）、行政警察の職務を行う権限を与えてはいなかつた<sup>(9)</sup>。したがつて、憲兵による北と西田に対する行政検束は、逮捕監禁罪に該当する違法行為といるべきであった。

もつとも、このような行政検束の悪用は、戦前では、一般的の刑事案件で広く使われていた捜査方法であり、違警罪即決例による拘留の悪用と共に、むしろ捜査の常道でさえあつた。このような訴訟法外での人権蹂躪行為に対してもは、当時の弁護士会がしばしば非難決議を行つており、また学者も批判を浴びせている<sup>(10)</sup>。しかし、今日の感覚ではまことに不可解なことではあるが、当時の検察官・裁判官は、ほとんど誰一人それを怪しまなかつたのである。このような捜査実務は、戦後に至るまで、ついに改められることはなかつた。

### 3 予 審

一 予審手続き 昭和一年五月五日、北・西田の両名は、検察官によつて予審を請求された。香田清貞以下一三名の反乱実行部隊将校（村中・磯部・渋川を含む）は、すでに四月一五日に反乱罪で起訴され、同月二八日から公判が始まつてゐる。実行部隊に対する捜査が一段落した時点で、北・西田の予審が開始されたわけである。

軍法會議法上の予審は旧刑訴法上のそれとは異なり、起訴前に行われた。予審官には事件に対する終局処理の権限がなく（旧刑訴法三一三条ないし三一五条参照）、被告人訊問・証人訊問などの強制処分を実施して検察官のための証拠集めをするという補助的役割を果たすにすぎなかつた。

この予審では、北について三通、西田について五通の訊問調書が作成されている。北・西田を取調べた予審官は、後に公判で裁判官をつとめる伊藤章信陸軍法務官その人であつた。先に述べたように、東京陸軍軍法會議は特設軍法會議とみなされたため除斥規定の適用がない。したがつて、このようなことも法的には可能であつたが、公平な軍法會議（訴訟法上の意味における）の構成という観点からみると、それができる限り避けるべき人事であることはいうまでもない。

伊藤が陸軍大臣から北・西田の裁判官を命じられたのは、もちろん両名が起訴された後の昭和一一年八月一七日である。しかし、第一〇師団（姫路）所属の法務官であった伊藤は、すでに三月の時点では東京陸軍軍法會議の職員表に搭載されており<sup>(12)</sup>、またその頃作られたと思われる軍法會議裁判官編成表案では、常人班（第五公判廷）の裁判官とされている<sup>(13)</sup>。ということは、北・西田について予審が請求された時点では、伊藤が常人班の公判裁判官となることは既定の事実であったはずである。一方、北・西田の起訴は軍当局の確固たる方針であつた<sup>(14)</sup>。それにもかかわらず、軍司法部は、その伊藤に北・西田の予審官を担任させたのである。

これは、いづれ公判裁判官として北・西田の裁判を担当する伊藤に対しても、あらかじめ徹底的な糾問の機会を与えるとするための人事であつたとしか思えない。

「法務局長ヨリ法務官以下ニ対スル要望」と題する書面には、次のような一項がある<sup>(15)</sup>。ちなみに当時の陸軍省法務局長は、昭和七年一二月から退官の二〇〇年四月に至るまで一二年余もその職にあつた、実力者大山文雄法務官

(後に陸軍法務中将) であった。

「軍司法の職務に関しては他の何人よりも牽制干渉を受くることなく、真に司法の独立を堅持するを要す」しかし、軍司法部の首脳が、真実司法の独立と裁判の公正を考えていたのであれば、伊藤法務官に北・西田の予審官を担任させるはずはない。法務局長の「要望」は口先だけのものであり、北・西田裁判は、捜査段階からバイアスに取られていたというほかはない。

さらに伊藤法務官は、北・西田事件の弁論終結後の昭和一二年三月一日、被疑者鵜沢総明に対する関係で、一転して「検察官」として西田を取調べ、聴取書を作成している。實に同一人物が同一被告人に対して、予審官を勤めた後裁判官を勤め、並行して検察官を勤めたことになる。

戦地であれば格別、平時の東京において、しかも戒厳解止後において、かくも便宜的な一人三役がなされたことは嘸然とするほかはない。陸軍首脳部の強い意向を受けて、上は法務局長から下は平の法務官に至るまで、司法官としての自覚をほとんど失つてしまっていたのであろう。

北・西田に対する予審は、七月九日に終了した。ちなみに、その四日前、すなわち七月五日には、反乱将校らに対する判決が宣告されている。

二 北の調書 北は予審官に対して、二月二〇日頃西田から事件の計画を知らされたこと、一四日頃村中に對して、襲撃目標を必要以上に拡大しないよう注意し、妻に下った「大内山に光射す、暗雲無し」という靈告を示して激励したこと、二七日朝「人無し、勇將真崎在り。國家正義軍のため号令し、正義軍速やかに一任せよ」という靈示を得て、これを電話で栗原中尉に伝え、事態の收拾を真崎大将に一任するよう助言したこと、二七日夜突然村中が来たので、蹶起軍に同情的な外部の情況を知らせてやつたこと、二八日栗原が自決すると言つてることを知

り、驚いて電話で翻意を促したことなどの事実を率直に認めていた。しかし、北らが事件において主導的地位にあつたことを認めさせようとする予審官の追及に対しては、終始一貫これを否認した。

北は言う。

「私や西田が日本改造法案の趣旨により国内改造を断行するため、青年将校らを煽動し、蹶起せしめたということは、断じてありませぬ」（昭和一一年七月三日付第二回訊問調書一四項）

「（現在の心境如何という質問に対して）……私は蹶起将校らの背後において彼らを躍らし、私の理想としている改造を断行するためにいろいろ策動したのでないことは諒解下されたことだと思いますが、なお念のためにそのような関係でなかつたことを断言したいと思います。要するに、直接行動には反対であるが、若い者が蹶起した以上、これをそのまま傍観しているわけにもいかないので、少しでも彼らのために有利になれかしと念願し、及ばずながら若干の意見も勧告し、その他若干の努力をしてやつたのであります」（昭和一一年七月九日付第三回訊問調書三項）

三 西田の調書 西田は、昭和一一年二月中旬頃青年将校の不穏な動きを察知して栗原中尉を呼びつけ、中止するよう説得に努めたが、栗原から一蹴されてしまったこと、稳健派として信頼していた安藤大尉すらも参加の決意を固めていることを知り、無理に抑えつけられ、「五・一五事件のときと同様、あなたを撃つて前進するようなことになるかもしれない」とまで言われて、「心中愕然とし」、「もはや情勢は私ら一人、二人の力では到底押さえ切れぬところまで進んでいること」を知ったことを述べている。

事件を予知した西田は、山口一太郎大尉及び亀川哲也と、真崎大尉らによつて速やかに事態を収拾するよう、各方面に働きかけることを相談したこと、事件発生後旧知の小笠原海軍中将に数回電話して、事態収拾のための援助

方を依頼したこと、二六日栗原から電話で事件の情況を知らせてきたこと、二七日栗原に對して、電話で真崎に事態收拾を一任するよう勧告し、あわせて海軍など外部の情況を知らせ、激励してやつたこと、夜、村中が突然北方に來て情況を説明したこと、二八日栗原から自決する旨の電話があつたので、驚いて北と共に思ひとどまるよう説得したことなどを認める。しかし、北と西田が策動して、青年将校らを躍らせたのではないかという予審官の問に對しては、次のように否認する。

「そのようなことは毛頭ありません。事前にある程度の計画は知つておりましたが、これに対し私も北も指図、意見等を述べたこともなく、また積極的に相談を受けたこともありません。実は、彼らが蹶起すれば、従来の関係上多少の犠牲は覚悟しておりましたが、事件の首魁のごとき取り扱いを受けていることを知り、その結果の意外に大なることに驚いています」（昭和二一年六月二六日付第五回訊問調書三〇項）

そして、将来の方針如何という予審官の最後の質問には、次のように答えていた。打ちのめされた西田の姿が目に浮かぶ。

「私は、今や心身ともに疲れ切つております。したがつて、社会的運動と訣別を希望しております。これまで狙われ、背かれ、傷つけられ、追われて、真に疲れ切つた私の魂を快く喜び迎えてくれるものはただ一つ、故郷の山水風光人情あるのみであります。私は今無量の感慨のうちに、故郷と祈りの生活とを慕いつつあるものであります。すなわち、『故郷における信仰生活』、これが私の将来に残されたる唯一のものであり、私の将来の希望であります」（昭和二一年七月七日付第六回訊問調書四項）

#### 四 その他の調書

予審官は、波川善助、安藤輝三、磯部浅一、栗原安秀及び村中孝次を、いずれも北・西田に対する証人として訊問し、調書を作成している。その内容は、判決内容の検討の際に紹介することとし、ここで

は省略する。

#### 4 起訴

七月二十四日、検察官匂坂春平は陸軍大臣寺内寿一に対し、予審の終了を報告すると共に公訴提起命令方を申請し、同日同大臣の命令により、東京陸軍軍法会議に対して、北・西田を反乱罪の首魁として起訴した。両名に対する起訴状は、個別に作成されている。<sup>(16)</sup>なお、村中・磯部を除く一五名に対する銃殺刑は、すでに同月一二日に執行されていた。

#### 一 北に対する公訴事実の要旨

北輝次郎は、昭和二年二月二〇日頃事件の計画を知ると、「西田税と謀り一挙に国家革新の目的を達成せむがため、その同志間における主宰的地位に基づき、蹶起の前後にわたり蹶起部隊幹部の指導督励に当たること」とし、「

一 同月二〇日頃村中孝次から君側の奸を除く方針だがどうかと指示を求められると、「その範囲内にて決行すべしと指示し」、

二 同月二二、二三日頃西田、村中に対して、「殺害は最少限に止める方針にて進むべしと指示し」、

三 同月二四日村中から、一定場所に集結し上部工作をすることは國体観念上どうかとただされると、大詔燃発を強要するようなことは許されないが、そうでない範囲内で上部工作をすることは差し支えない、上部工作をする以上は、「一步も退かぬ覚悟にて目的貫徹を計るべしと指示し」、かつ「大内山に光射す、暗雲無し」との靈告を告げて「同人らの蹶起を激励し」、

四 同月二七日午前中「人無し、勇将真崎在り、國家正義軍のため号令し、正義軍速やかに一任せよ」との靈告が

あつたとして、西田と共に村中らを電話に呼び出し、時局收拾を真崎陸軍大将に一任するよう指示し、同日被告人宅に来た村中に対し、「外部一般の同情及び海軍側の支持を語り、かつ現占拠を持続すべき旨指示」し、五 同月二八日午前中栗原安秀から自決する旨の電話に接すると、「極力自決中止を指示し」、同日午後三時頃村中から奉勅命令で討伐することである旨の通話に対して、「自決は最後の問題なり。奉勅命令は脅かしならん。一度蹶起したる以上、その目的貫徹のために徹底的に全力を傾倒せよ。なお、君ら死せばわれわれは晏如として生きておられざるをもって、勅命に抗して争うべく激励指導し」、もつて、昭和一年二月二六日の反乱事件について、「香田清貞、安藤輝三、栗原安秀らと共に反乱の主動者として行動したるものなり」。

二 西田に対する公訴事実の要旨 西田税は、昭和一一年二月中旬頃青年将校らの蹶起計画を知ると、「時機なお熟せざるの感なきにあらざりしも、その挙兵の決意すこぶる強固にして、もはや到底これを抑止し難きを思い、北輝次郎と謀り一挙に国家革新の目的を達成せむがため、その同志間における主宰的地位に基づき、蹶起の前後にわたり蹶起部隊幹部の指導督励に当たることとし」、また一面、山口一太郎及び亀川哲也と会合して蹶起部隊支援の方法を協議し、二月二六日ついに事件が勃発するや、

一 同日及び二七日電話で海軍中将小笠原長生に対して、事態收拾のための助力方を懇請し、薩摩雄次をして海軍大将加藤寛治に対し、事態收拾につき海軍側の支援方を懇請させ、これらを村中らに伝えて「同人らの行動を激励し」、

二 同月二六日電話で栗原に対し、蹶起後の情況等を聴取するなどして、「同人らの行動を支持して同人らを激励し」、

- 三 同月二七日機部浅一らに対して、電話で、北に「勇将真崎在り」などの靈告があつた旨知らせると共に、「ハの際時局收拾を真崎大将に一任すべき旨を告げ、その上部工作を指導し」、
- 四 同月二八日栗原から自決する旨の電話を受けると、同人及び村中に対して、電話で、「外部の情勢は有利に展開し、万事今一息というべき状態なるをもつて、各自一致結束して自重すべく、自決のときは最後の問題なる旨を指示し、初志貫徹のためあくまで邁進すべく同人らを激励指導し」、  
もつて、昭和一年二月二六日の反乱事件について、「香田清貞、安藤輝三、栗原安秀らと共に反乱の主動者として行動したるものなり」。

- (1) NHK取材班編『戒厳指令「交信ヲ受信セヨ』』（一九八〇年、日本放送出版協会）、原秀男ほか編『検察秘録 二・二六事件』（以下『匂坂資料』と略称する）II（一九八九年、角川書店）六一五頁以下。
- (2) 西田によると、二六日朝岩田富美夫に電話を掛けている最中に電話が故障したので、公衆電話で掛け直したという。多分、この時点では電話局に盗聴機器がセットされたのである。
- (3) 内田信也『風雪五十年』（一九五一年、実業之日本社）一七〇頁。
- (4) 憲兵の北に対する昭和一年三月一三日付第五回聽取書。
- (5) NHK取材班・前掲一九九頁以下。
- (6) NHK取材班・前掲一七九頁以下。
- (7) 福本龜治『兵に告ぐ』（一九五四年、大和書房）一八三頁。
- (8) 角田は、西田とは交際がなかつたが、西田の弟子の赤沢泰助に懇請されて西田をかくまうことを承諾したという。角田猛「西田税逮捕の真相」日本週報一九五七年一月二五日号二七頁。
- (9) 美濃部達吉『日本行政法』下巻（一九四〇年、有斐閣）五五頁。

- (10) 例えは、日本弁護士協会は、昭和一二年四月一五日「憂うべき帝国の現状に鑑み、憲法により保障せられたる臣民の権利擁護の必要を痛感し、人権蹂躪の根絶を期す」という決議をしているが、その理由の中で検察庁の怠慢を厳しく批判し、つぎのように述べている（原文はカタカナ書きであるが、ひらがな書き・現代仮名遣い・現代漢字に改めた）。
- 「この種の職権濫用の内、彼らが一番乱用しているのは行政執行法である。その第一条には（中略）と規定してある。しかし實際はこの規定に該当して検束される者はほとんどなく、大部分はこの規定が悪用せられ、検束日数のごときも規定に背いて際限なく蒸し返されている。法律は、決してかかる職権濫用を不問に付している次第ではなく、その建前としては明らかに犯罪として刑法第一九四条以下の規定で、他の拷問などと共に厳重に処罰しているのである。もし、検察当局にしてこれらの職権濫用の犯罪をも他の犯罪と同様嚴重に処分するならば、人権蹂躪犯の著しく減少すべきは、我らの信じて疑わざるところである。されば、検事局の怠慢・寛容が今日人権蹂躪の根絶を妨げているばかりでなく、あるいはこれを誘致助長していると評しても、少しも失礼でも過言でもないのである。それのみならず、我らのここに奇怪に感ずるは、堂々たる検察当局が不法逮捕や監禁の事例は敢えてこれを否認せざるのみならず、『もし保護検束のような捜査上必要な行為まで人権蹂躪だといわれるに至っては、検察機関はほとんど手も足も出ない』との程度のことは認めて貰わねばならぬ」とかえって検察当局は自ら不法逮捕や不法監禁を認容しているのである。これでは、法律の維持者自ら法律を破壊することになり、「諸公は、果たして日本が立憲法治國たるを知れりや」と反問せざるを得ない」日本弁護士連合会編『日本弁護士沿革史』（一九五九年、日本弁護士連合会）二四三頁。
- (11) 法律時報二卷一一号（一九三〇年一月号）は、不当拘禁の問題を特集している。末広博士の編集後記によると、執筆者が片寄らないよう、警察・検察筋にも原稿を依頼したが、すべて拒絶されたという。同誌掲載論文のうち、小野清一郎「不当拘禁の問題」は、その後に『刑の執行猶予と有罪判決の宣告猶予及び其の他』（一九三一年、有斐閣）二八七頁以下に、末広嚴太郎「これでも差支ないのでせうか—警察の留置場について—渡辺司法大臣への公開状』は、『嘘の効用』下巻（一九九四年、富山房）二五三頁以下に、それぞれ収録されている。
- (12) 『勾坂資料』II七二頁。
- (13) 『勾坂資料』II七八頁。この編成表案記載の裁判官と実際に軍法会議を構成した裁判官の異同について見てみると、陪席裁判官のうち判士（軍人裁判官）については若干の変動が見られるが、裁判長（判士）と法務官についてはまったく変

## 二・二六事件北・西田裁判研究（松本）

わりがない。

(14) 昭和一年三月一日付陸軍大臣通達（陸密第一四〇号）には、次のような記述がある。『句坂資料』I（一九八九年）三三五頁。

「叛乱軍幹部及びその一味の思想系統は、過激なる赤色的國体変革陰謀を機關説に基づく君主制をもつて偽装したる北輝の社会改造法案、順逆不二の法門等に基づくものにして、わが國体と全然相容れざる不逞思想なりとす」  
「我が國家國軍を崩壊せんとする第三国より、資金の提供を受けある嫌疑漸次濃厚となりつつあり（ソ国大使館員を取り調べつつあり）」

「背後関係者中の部外者は多くは職業的ブローカーにして、従来最左翼なりし者の転向者相当多く、いざれも尊王絶対、皇魂皇道等を標榜しあり」

また、第六九特別議会（昭和一年五月四日開会、同月二六日閉会）の秘密會議における当局の説明は、北・西田らを事件の黒幕とし、反乱幹部の抱いていた指導理念は、北・西田らの主唱する矯激なる社会民主主義思想であると断じている。松本清張ほか編『二・二六事件 研究資料』（以下『松本資料』と略称する）（一九八六年、文芸春秋）II六二頁以下参照。

(15) 『句坂資料』II七六頁。  
(16) 『句坂資料』III（一九九〇年）一三三頁、一三七頁参照。

### 第三節 公 判

#### 1 公判審理の概要

昭和二一年八月一八日、陸軍大臣寺内寿一は、判士陸軍少将吉田憲、同陸軍工兵大佐秋山徳三郎、同陸軍歩兵大佐酒井直次、同陸軍歩兵中佐藤至良輔（後に大佐に昇進）、法務官陸軍法務官伊藤章信を北と西田の各反乱被告事

件の裁判官に、また判士陸軍歩兵中佐村上宗治を補充裁判官に各任命した。補充裁判官の村上判士は、第一三回公判から酒井判士と替わって、正規の構成員になつてゐる。

第一回公判は、昭和一一年一〇月一日午前九時、東京衛戍刑務所に隣接する代々木練兵場の一隅に急造された、木造トタン葺きの仮設の法廷で開かれた。列席の陸軍録事（書記官）は鈴木又三郎、立会検察官は陸軍法務官竹沢卯一であつた。吉田裁判長は、冒頭で北・西田に対する各反乱被告事件、亀川哲也に対する反乱者を利す被告事件<sup>(1)</sup>を併合審理する旨を告げ、爾来この三名は、判決宣告に至るまで法廷での行動を共にすることになつた。審理は、陸軍軍法会議法四一七条によつて非公開とされた。

公判は、連日のように集中的に行われ、同月二二日の第一二回公判で結審した。しかし、約一〇か月後に再開され、西田・亀川関係の書証を取調べた後再度弁論を終結し、その翌日には判決が宣告されている。被告人訊問以外の人証はない。

公判の進行状況は、次表のとおりである。

	公 判			主 要 事 項
		年 月 日		
第五回				
第四回	10・6	10・5	10・3	冒頭手続・西田被告人訊問
第三回				西田被告人訊問
第二回			10・2	西田被告人訊問
第一回			昭11・10・1	西田被告人訊問

北被告人訊問  
亀川被告人訊問

二・二六事件北・西田裁判研究（松本）

2 北の供述

北の事件前後の行動に関する供述は、予審官に対するそれとまったく変わらない。彼の主張は、次の最後の供述に要約されている。少し長くなるが、これを引用する。

私の行動の前半は西田の保護を考えてやつたことであり、後半は、蹶起した彼らを助けよう、罪が軽くなるようにという気持ちで努力したのであります。私は、予審において実情を申し上げましたので、多くの子弟を誤らしたという疑いは晴れたものと思うておりましたところ、公訴を提起せられたのは意外とするところで驚きました。私は、彼らの蹶起趣意書を見ておらず、また、昭和維新断行というようなことを聞いたことも、私自ら申したこともなく、ただ単に時局收拾につき考えていただけであります。

私が彼らを賞揚、帮助したるがために反乱罪になるなら、前大臣、軍事参議官らも等しく反乱罪でないかという気がしましたが、陸軍上層部の人々が出たのも親心からで、無理からぬと思うと同時に、私としても、親心まで行かないまでも伯父心くらいで出たのであります。すなわち、子供がおおぜい出て溺れかかったところへ、これを助けるため大船が出てきた。これを見た土手にある親は子供に対し、早く大船に頼れ、乗れと声を挙げて助けようとしましたのは当然で、この大船は陸軍上層部の人々のやり方であり、土手にある親が私の歩いた道であります。

これを要するに、私を目して危険、矯激なる思想の持ち主で、反乱をやるために生まれ、反乱をやるために支那に渡り、反乱をやるために日本改造法案大綱を執筆し、反乱をやるために今回の事件を指導したと観察するのは、まったく事實に合していないものと思います」（第五回公判における供述）

予審官であった伊藤裁判官は、すでに北と事件とのかかわりが薄いことを熟知していたはずである。そのためであろう、伊藤の訊問の矛先は、むしろ日本改造法案大綱に示された北の思想に向けられている。憲法を停止し、戒厳令を布いて国家改造に臨もうとするのは、わが国体を否認する危険、不逞な思想ではないかといふのである。これに對して北も譲らず、激しい論戦を戦わせた。ただ、次に掲げる北の投げやりな供述は問題である。

「……彼ら（筆者注、栗原、村中らの青年将校を指す）の思想の中心をなしていたのは私であり、日本改造法案大

綱であります。故に、この意味において、結局は日本改造法案大綱を中心として、私は彼らの主導者の立場にあつた次第で、したがつて彼らが同法案を中心とし、背景として改造に志し、これが断行のため直接行動に進みつつあつたことは間違いないと思います。言い換えますと、私は改造法案の趣旨を実現化するため、彼らを通じてその気運醸成に努めていた次第であります」（第四回公判における供述）

この点について、公判を傍聴した憲兵は、上司に対する「公判状況報告書」に次のように記載している。<sup>(2)</sup>

「北『……法務官殿は何處に陥入れるかと云ふことが知れました今日、尚今迄極刑にされますことを覚悟しました以上、停止が否認であり、日本改造法案の根本思想が矯激なる思想と申されますことを承認致します』

憲法の三年間停止が否認なること及び日本改造法案が吾が國体と相容れざる矯激なる思想なることを承認せしめるにあたり、約二十人に亘り法務官と被告論争し、理論に於ては結論を得ざるも被告は承認なしたり」

公判調書の記載とこの憲兵の報告書とを結びつけてみると、伊藤の執拗な誘導訊問に癪癪を起こした北が、開き直つた状況が浮かんでくる。しかし、これは、伊藤の仕掛けた陷阱ではなかつただろうか。伊藤にとって、というよりは陸軍首脳部にとって、処罰に値するのは北の行動ではなく、北の思想であつた。その思想の危険性と反乱者間ににおける主動性を自認させたこの訊問のくだりは、裁判官の心証形成に大きく影響したのではないかと思われる。

### 3 西田の供述

西田の公判廷における供述も、予審官に対するそれと変わりはない。要するに、反乱者たちを激励し、彼らに少しでも有利な形での事態の收拾に努力した事実は認めるが、自ら反乱を計画・指導した事実はなく、したがつて反

乱の主動者ではなかつたというのである。

しかし、伊藤裁判官の訊問は辛辣であった。西田が、反乱将校が下士官・兵を連れ出したのは悪いことと考えたと答えると、「それならば、身命を賭してでも阻止するのが日本臣民の義務ではないか」と詰め寄つてゐる。まるで、反乱を阻止しなかつた西田の不作為を弾劾するかのようである。

いうまでもなく、刑法理論上不作為犯が成立するためには、法的な作為義務が科せられてゐる場合に限られる。職業軍人の判士ならばいざ知らず、法律専門家である伊藤法務官がそれを知らないはずはない。これは、訊問といふよりも「いじめ」といふべきである。

第三回公判で、被告人は反乱の主動者として動いていたのではないかという訊問に対し、西田は次のように答える。

「私は、左様ではないと申し上げます。しかし、これを裏書きする具体的証拠なく、私自ら申すだけのことであります。

これに反して、私は今回蹶起した彼らとは、北の日本改造法案大綱をめぐりその信奉者として国家改造に志している形であり、感情的にも從来深い関係にある上、今回の事件について事前に相当の出入り者があり、ある程度彼らの計画内容を知つており、事後においてはしばしば彼らと連絡し、ときには彼らを慰撫激励し、真崎大将を持ち出すなど、あたかも指導したかのごとく見られる行動に出て、なお自決を阻止したり、他方小笠原中将その他に時局收拾方を依頼し、彼らのために種々工作せむとして亀川、山口らと画策するなどの行為がありますので、輪郭よりすれば私は彼らの背後にあって策動し、彼らを操り、躍らしていった主動的立場にあるという線は確かに引かれてゐるのでありますから、客観的にはかよう認められても致し方ありません。結局は、その線にいかに推量するか

が問題であると思います」

「反乱の主動者ではないという事実の挙証責任が、弁護人さえも与えられない被告人側に転換されている。西田のこの供述には、孤立無援の無念の情がじみ出でており、哀れというほかはない。

西田は、その供述の最後を次のように締めくくる。

「今回蹶起の青年将校らは、自分の目的のために軍隊を動かした点において統帥権干犯になるのはもちろんであります、しかも現役の将官、予後備役の将官も、現役の佐官も、来る者すべてが彼らに対し何の咎めもしなかつたばかりでなく、かえってよくやつた、しっかりと声援しております。

彼らは三月事件、十月事件の統帥権干犯を責めながら、自ら深入りして統帥権を干犯するようなことがあってはならぬと思い、抑え来ったものであります、いよいよ蓋を開けてみると予想は裏切られ、右のごとき声援の下に庇護されたので、私は軍人の頭に疑問を抱きました。

責むべきは、彼ら蹶起将校のみではない。彼らを責むるなら、同時に陸軍上層部の者全部も責められなければならないと思います。（中略）

彼らは、私らとその思想信念が同一だというのではなく、情誼によつて結ばれた者であり、今回の事件も私らの方針でなく、私らが指導したものでもありません。

北が、事前あまり人を殺さぬ方がよいと言つたことまでも、計画を指導したと取られているようであります  
が、事実相違も甚だしいと思います。（中略）

とにかく、ある軌道に乗せて運ばれて行くように思われてなりませぬ。なにとぞ、事実どおり認めて頂きたいと思ひます」

一 論告の構成 竹沢検察官の意見、いわゆる論告は、事実論・法律論・情状論の三つの章からなる長大なものである。しかし、抽象的表現を多用した型どおりの作文といった印象が強く、北・西田の二人をわが国「空前の大不祥事」の首魁と決め付けるだけの説得力には欠けている。なお、竹沢検察官は、反乱将校ら二三名を裁いた第一公判廷の立会検察官でもあった。

二 事実論 論告が主張する北・西田の「犯罪事実」は、起訴状記載の公訴事実から一步も出るものではないが、これを煎じつめると、次のように要約することができるであろう。

反乱計画を知った北・西田は、「一挙に国家革新の目的を達成せむことを決意」し、「従来彼らを同志とする主宰的地位に基づき、蹶起の前後にわたり蹶起部隊の指導督励に当たる」ことを共謀した。

その上で北は、①蹶起将校らを激励し、②村中・西田に襲撃目標を最小限度に止めるよう指示し、③蹶起将校らに対して、真崎大将に一任するよう指示し、④蹶起将校らの自決を阻止した。

他方西田は、①蹶起将校らを激励し、②小笠原海軍中将らに対して、事態收拾のための助力を懇請し、③蹶起将校らに対して、真崎大将に一任するよう指導し、④蹶起将校らの自決を阻止した。

### 三 法律論

北・西田は、事件が発生すると、「この際一挙に国家革新の目的を達成せむことを決意してこれに加わり、同志としての従来の主宰的地位において、主として政治工作に任ずるとともに、外部情勢を探りて反乱首脳部と連絡謀議し、部隊に士気を鼓舞激励しつつ機宜の指令を与えたるは、いずれも反乱首脳者として香田清貞、安藤輝三、栗原安秀らと共に行動したものにして、各陸軍刑法第二十五条第一号に該当す」

北・西田は軍人ではないが、現役軍人と共に本犯を犯したものであるから、刑法六五条一項、六〇条に則り、本

条の適用がある。

四 情状論 この章では、被告人らの経歴が簡潔に述べられた上、「今次反乱の重大性」が強調される。しかし、被告人らの役割の「重大性」については、わずかに次のような間接的な記述がある程度である。

「本反乱事件は、被告人北輝次郎、西田税らの啓発により、矯激なる一部青年将校がわが國体と絶対に相容れざる日本改造法案大綱の趣旨に則り、民主革命を企図せる民間同志と結び、下士官・兵を煽動し、ついに統帥大権を犯し（中略）たる、軍事的にもきわめて重大なる事犯なり」

「今次反乱将校は、被告人らの示唆により皇軍を濫用し、統帥権を干犯し、反乱行動に出た（中略）ものにして、許すべからざる大罪なり」

なお、右の「民主革命を企図せる民間同志」が誰を指しているのか、証拠上は明らかではない。あるいは、裁判官に対して被告人らの危険性をアッピールするための、証拠に基づかない言辞なのかも知れない。

五 求刑 檢察官は、「本事件を絶後の不祥事たらしむるため、厳罰をもつて臨まざるべからず」として、北・西田にいずれも死刑を、亀川に禁錮一五年を求刑した。

#### 5 北・西田の最終陳述

一 北の最終陳述 言うべきことは最後まで主張しながらも、おのれの天命を淡淡と受け入れようとする北の態度には、さすが宗教者の風格が感じられる。明鏡止水とは、かくのごとき心境を指すのであるうか。これは、北が遺した白鳥の歌である。

「まことにご道理ある」論告と思ひます。判決では酌量減刑して、死刑を免じて頂きたいとは思ひませぬ。以前よ

り事實さえ明らかになれば結構で、死を賜りたいと念願しており、またすでに亡くなつた蹶起将校に対してもまことに申し訳ないと思っておりますので、只今のご論告は神様のお情けであると感謝しております。（中略）

今回の事件については、私は事前に西田よりある程度のことを聞かされ、彼らの情にほだされて従つて行くことになつたので、事件そのものの善悪及び私自らの本心なると否に關係なく、ただ一片の同情より彼らを庇護しようと思つて致したのであって、事件の計画を立てたり、または彼らを使嗾指導したのでもなく、共犯とは思つております。

しかしながら、彼ら蹶起した者よりみれば、私の一言は西田の十言、百言よりも重いわけで、この点において私が彼らにいろいろの話をしてやつた責任は重かつ大なりと痛感しており、この責任を逃れむとするものではあります。私は衷心より死を賜りたいと存じます。

ただ願わくはご同情をもつて、私が不逞矯激の思想を持つてゐるということ、及び日本改造法案大綱をもつて國体破壊なりということ、並びに今回の事件は同法案大綱に則つてやつたことの三点を判決書に表して頂きたくないのです。とくに申し上げておきます」

## 二 西田の最終陳述

西田の最終陳述は、北のそれとは違つて、悲痛きわまりない。

「私も結論は北と同様、死の宣告をお願い致します。私の事件に対する関係は、単に蹶起した彼らの人情に引かれ、彼らを助けるべく行動したのであって、ある型に入れて彼らを引いたのでも、指導したのもありませぬが、彼らが全部の責任を負わねばならぬのは時勢で、致し方なく、これは運命であります。（中略）

このたび今回の事件は私たちの指導方針と違う、自分らの主義方針はかくかくであると天下に宣明しておきたいと念願しておりますが、この特設軍法会議ではそれも叶いません。もし今回の事件が私の指導方針に合致している

ものならば、最初より抑止するはずなく、北と相談の上実際指導致しますが、方針が異なればこそこれを抑止したのでありますて、これよりみても私が主宰的地位にあって行動したものでないことは明瞭だと思いますけれど、何事も勢いがあり、勢いの前には小さい運命のことき、何の力もありませぬ。

私は、検察官のいわれた不逞の思想、行動のいかなるものが存じませぬが、蹶起した青年将校は去る七月十二日君が代を合唱し、天皇陛下万歳を三唱して死につきました。私は彼らのこの声を聞き、半身をもぎ取られたように感じました。私は彼らと別な途をたどりたくもなく、このような苦しい人生は続けたくありません。

七生報國という言葉がありますが、私は再びこの世に生まれてきたいとは思いませぬ。顧みれば、實に苦しい一生でありました。懲役にして頂いても、この身体が続きませぬ。

ここに、謹んで死刑のご論告をお請け致します」

三 弁論終結・結審 裁判長は結審を宣告し、判決言渡し期日は追って指定すると告げて閉廷した。しかし、判決宣告期日は、結審後九か月を過ぎても指定されなかつた。将校班の判決は、結審から一月後には言渡されてゐる。この異常な遅れの原因が、合議の紛糾にあつたことは明らかである。

当時朝日新聞の陸軍担当記者であった高宮太平は、陸軍省から担当裁判官に対し、北・西田を死刑にせよといふ強い圧力があつたこと、これに対して吉田裁判長は、首魁とするには証拠が不十分として強く反対したこと、しかし、陸軍省の方針を支持する裁判官が多く、結局極刑が科せられるに至つたことを記し、これを裏付ける資料として、判決前に吉田が陪席の藤室判士に送つたという書簡を紹介している<sup>(4)</sup>。書簡の要旨は次のとおりである（原文は文語体）。

「判決についての小生の所見を開陳致します。貴兄のご意見を承ることができれば幸いです。

一、事前の思想運動は、たとえ矯激なものがあつたとしても、畢竟情状に属するものであつて、基本刑決定の要素ではない。

二、故に、彼らの事件関係行為のみを捉え、犯罪の輕重を観察しなければならない。したがつて、その行為は首魁帮助の利敵行為である。すなわち、普通刑法の従犯に相当する。故に、その刑は主犯より輕減されるべきである。

三、利敵行為に対する刑の幅が大きいのは（三年から極刑まで）、その行為の危険性の大小に応じて選択の余地を与えたものと認められる。そこで、利敵行為を

- 1 大いに敵を利し、あるいは我が軍に非常なる不利をおよぼすもの
- 2 少少敵を利し、あるいは我が軍にやや不利を及ぼすもの

とに大別した上で、これを被告人らの行為について考えてみると、右の2以上に出るものとは思えない。故に、最高限度は、三年と極刑の中位以下の刑が相当である。

なお、当初伊藤予審官は利敵罪と認め、検察官もそれを相当として公訴状を提出したところ、本省で首魁とすべき旨の指示を与えたため、検察官がこれに従つて起訴した事実があるという。伊藤氏とはすでに意見の交換をしたが、彼は首魁帮助と認めつつ、既往の思想運動の責任のみを強調し、従犯刑を採用することに同意しない。私としては、あくまでも法的根拠に基づき、公正妥当、一点の非議も許さないものにしなければならないと腐心している次第である。合議の席上で、数をもつて万事を解決してしまうことのないよう、この点もまたご配慮願いたい」

吉田裁判長は、騎兵出身の生粹の職業軍人であり、しかも陸軍省・参謀本部などでの勤務を重ねたエリートであつた。<sup>(5)</sup> それにもかかわらず、本省の意向に逆らつてまでも公正、妥当な裁判を導くべく渾身の努力を続けた彼の

人となりには、敬服おく能わざるものがある。また、量刑についての論旨も、素人とは思えないほど説得力に富んだ立派なものである。それに引き替え、もしも伊藤法務官の言動がこの手紙のとおりであったとすれば、彼は法匪というに値するであろう。

## 6 弁論再開

一 弁論再開の理由 結審から一〇か月近く経った昭和一二年八月一三日、突然弁論が再開された。再開後に取調べられた証拠は、すべて西田と亀川に対するものであるが、その中でとくに注目すべきは、本事件の結審の後に伊藤法務官が検察官（一）として作成した、鵜沢総明（不起訴）、熊谷八十三（西園寺公の執事）、磯部浅一（死刑囚）及び山口一太郎（無期禁錮囚）に対する各聴取書である。これらは、すべて西園寺襲撃計画または鵜沢の西園寺邸訪問に関するものである。

この弁論再開の事情を探るには、西園寺襲撃計画とこれへの亀川哲也のかかわりについて、見ておく必要がある。

反乱将校たちの当初の計画では、二月二六日東京での蹶起に呼応し、豊橋陸軍教導学校歩兵学生隊付きの対馬勝雄中尉・竹嶌継夫中尉らが、学生隊の下士官・兵を動員して興津の西園寺邸を襲撃する予定であった。亀川は、事件発生前にこのことを知つて反対した。事件後の政治工作に利用するため、元老は生かしておくべきだというのである。山口大尉は亀川説に賛成したが、西田は強く反対し、また山口からこのことを示唆された磯部は、不快感をあらわにしてこれを拒否した。

このように、亀川・山口の意見は通らなかつたが、実際には西園寺襲撃は行われなかつた。というのは、蹶起の

前日、襲撃に下士官・兵を使用することについて、同志の将校から強い反対意見が出されたからである。結局対馬・竹嶌は、西園寺襲撃を諦めて東京の蹶起部隊に合流することとし、終列車で上京して二六日午前二時頃歩兵第一連隊に到着し、栗原らの部隊に加わったのであった。

亀川は、二月二六日午前六時五三分品川発の列車で、相沢中佐の弁護人鵜沢総明を興津の西園寺邸に派遣している。用件は、時局の早期收拾のためには、青年将校の信頼する真崎大将らが首相に適任である旨、西園寺に意見を具申するにあつた。しかし、西園寺は、事件発生の報を得ていち早く静岡県警察部長官舎に避難していたので、鵜沢は執事に西園寺への伝言を依頼して帰京した。ちなみに鵜沢は、このため反乱帮助罪に問われたが、貴族院議員その他一切の公職を退くという一札を入れて、昭和一二年九月一日に不起訴処分となっている。

そこで、本論に戻る。結審前の公判では、この鵜沢の興津訪問の一件はあまり問題にされていなかつた。ところが、その後の昭和一二年二月頃から、伊藤法務官が検察官として鵜沢の反乱帮助事件の取調べを開始したところ、亀川が事件発生前から西園寺助命説を主張し、西園寺と親しいと目されていた鵜沢に対して、老公への建言を依頼していたことが明らかになつてきた。

亀川が元老を襲撃対象から外させ、事件後の建設工作に利用すべく動いていたことを知った伊藤法務官は、亀川の刑事責任が起訴状記載の反乱者を利する罪に止まらず、反乱の謀議参与に該当するという心証を得たものと思われる。新たに取調べられた証拠の大半が西園寺・鵜沢関係のものであることは、弁論再開が亀川を謀議参与に問う目的でなされたことを物語つている。事実、亀川は判決で反乱罪の謀議参与者に問われ、無期禁錮刑を科せられたのである。なお伊藤は、三月一五日に「検察官」として西田をも取調べ、聴取書を作成しているが、さすがにこの調書は法廷には提出されていない。

新たな証拠についての意見を問われた亀川は、鵜沢を興津に派遣した時点では、西園寺の襲撃中止は知らなかつたというそれまでの供述を一変して、事件前に山口・西田と西園寺助命について協議していたこと、二月二二日頃西田から「西園寺は大丈夫らしい」と告げられたこと、二六日午前三時頃渋川善助から、襲撃中止の電話があつたこと、そのために鵜沢を興津に派遣したことを供述し、西田の憤激を買つてゐる。「他の目標は不成功に終わることがあるとも、西園寺と牧野だけは失敗させたくないと考えていたくらい」の西田にとって、亀川の供述は許せなかつたのである（昭和一二年三月一五日付検察官聴取書九項）。

西園寺襲撃の中止は、前述のように蹶起前日に急遽豊橋で決定されたことであり、東京の蹶起将校らにとつては予想外の出来事であった。彼らは、二六日未明対馬らが歩兵第一連隊に現れたことによつて、初めてそれを知らされてゐる。証拠によると、二月一九日に磯部が豊橋に赴いて対馬と会い、西園寺襲撃を承諾させ、二三日には栗橋が決行日決定の連絡かたがた、小銃弾一、九〇〇発を持参して豊橋を訪れ、これを竹鳶の下宿に運んでゐる。したがつて、西田が二二日の段階で亀川にそのようなことをいうはずはない。

しかし、事件発生の朝、亀川が鵜沢に自信たっぷりに西園寺の無事を告げて興津への出発を促し、老公への建言を執拗に求め、自らも同行したいとまで申し出でいる事実から推測すると、その時点で亀川が西園寺の生存を知つていたことは、ほぼ間違いないようと思われる。もっとも、情報提供者が渋川であつたかどうかは、証拠上ははつきりしない（判決は、亀川の供述を採用して、午前三時頃渋川からの電話があつたという事実を認定しているが、渋川の調書にそのような記載はない）。また、渋川と亀川が連絡を取り合うような親密な関係であつたことを裏付ける証拠もない。私としては、相沢公判の関係で顔見知り程度にすぎなかつた亀川に、渋川がわざわざそのような電話連絡をするはずがないと推測する）。

弁論再開後、亀川が、西園寺助命はあたかも自分らの働きかけによるかのような供述をしたのは、おそらく情状酌量を狙つてのことであろう。しかし、結果が裏目に出たことは前述のとおりである。亀川の言動には、このほかにも疑問の点が少くないが、本題から外れるのでこれ以上は触れない。<sup>(6)</sup>

二 結審 このように、弁論再開は、北・西田に対する事実認定の必要からなされたものではなかつた。裁判長は、証拠調べを終えて再び結審を宣し、次回公判期日は追つて指定すると告げて閉廷した。しかし、この日の午後一時四〇分、東京衛戍刑務所に戻つていた被告人らに対し、翌一四日午前九時軍法会議に出頭せよという召喚通知が伝達されたのである。

「追つて指定」と告知された判決宣告期日が、数時間後にその翌日に指定されることは、当時としても異例といふべきではないだろうか。しかし、その理由はわからない。

#### 7 判決宣告

昭和一二年八月一四日、北・西田に對しては反乱罪の首魁として求刑どおり死刑が、また亀川に對しては、反乱罪の謀議參與として求刑より重い無期禁錮刑が、それぞれ宣告された。

当時の吉田裁判長の日誌には、次のような記載があるという。<sup>(7)</sup>

「八月十一日 北、西田に対する最後の合議。

過去半歳にわたる努力も空しく、大勢ついに目的を達するに至らず。無念至極なるも、今や如何ともするなし。それも天意とすれば致し方なし。

八月十四日 北、西田に対する判決。

判決理由を朗読して最後に主文を読み聽けるや、西田何事か発言せんとする氣配あり。北、静かにこれを制し、黙礼して退廷す。

好漢惜しみてもなお余りあり、噫」

二人に対する銃殺刑は、五日後の八月一九日午前五時四〇分に執行された。

(1) 併合された亀川の事件については、本稿のテーマから外れるので必要やむを得ない場合を除いては記述を省略する。

(2) 林茂ほか編『二・二六事件秘録』第三巻（一九七一年、小学館）四一三頁。以下、『秘録』と略記する。

(3) 前節注14参照。

(4) 高宮太平『軍國太平記』（一九五一年、酣燈社）二八四頁。

当時東京日々新聞（現毎日新聞）の陸軍担当記者であった石橋恒喜によると、高宮は大の統制派ひいきであったが、軍法會議に対する陸軍省幕僚の干渉ぶりにはさすがに批判的であったという。石橋恒喜『昭和の叛乱』下巻（一九七九年、高木書房）二五六頁。そのような立場の高宮の著書であるから、同書が引用する吉田書簡には信頼がおけるものと考える。

(5) 秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』（一九九一年、東京大学出版会）一五六頁。

(6) 戰後における伊藤草信の追想には、西園寺公に退避の進言をした人物が判らなかつたので、背後関係糾明のために取り調べを進めたが結局不明に終わつたとある（『軍事法廷　なみだの判決』人物往来一九六五年二月一日号五四頁）。しかし、これは明らかに伊藤の記憶違いである。というのは、昭和一二年二月二二日に伊藤自身が検察官として、事件当時宮内省宋秩寮総裁兼内大臣秘書官長であった木戸幸一を取り調べ、聴取書を作成しているが、それによると、午前五時二〇分過ぎ頃内大臣秘書官小野八千雄から斎藤内大臣が襲撃された旨の連絡を受けた木戸は、直ちに参内して各方面に連絡をとっているうち、西園寺公のことにつき、午前六時三、四〇分頃奥津の西園寺別荘（坐漁荘）に電話し、女中に東京での事件を告げた、とあるからである。

(7) YSM「二・二六裁判の片影」猶興昭和二七年六月号一四頁。本文に出てくる北・西田裁判を担任したA判士とは、まぎれもなく吉田應判士その人である。

### 第三章 判決理由の概要

陸軍軍法會議法四〇二条一項は、「被告事件ニ付犯罪ノ證明アリタルトキハ判決ヲ以テ刑ノ言渡ヲ為スヘシ」と規定し、また一〇一条二項は、「刑ノ言渡ヲ為スニハ罪ト為ルヘキ事實及ソノ事實ヲ認メタル理由並法令ノ適用ヲ示スヘシ」と規定していた。これらは、旧刑事訴訟法三五八条一項、三六〇条一項と同趣旨と解される。

もつとも、旧刑事訴訟法三六〇条一項には、「罪ト為ルヘキ事實及証拠ニ依リ之ヲ認メタル理由」とあるのに対して、これに対応する軍法會議法一〇一条二項では、「証拠ニ依リ」という文言が落ちている。しかし、事實は証拠に基づいて認めなければならないから、事實を認めた理由を示すためには、当然証拠を掲げてこれと犯罪事實との関係を明らかにする必要がある。したがって、両法の趣旨に異なるところはないと考えてよいであろう<sup>(7)</sup>。

本判決にも、これらの規定に則つて詳細な判決理由が付されている。

今日、判決書の全文は、伊藤隆・北博昭編『新訂二・二六事件 判決と証拠』（一九九五年、朝日新聞社）三八四頁以下で見ることができる。本章では、これに基づいて判決理由の重要な所を要約する。なお、項目見出しあは、筆者が付したものである。

### 1 被告人らの経歴等

判決は、その冒頭で被告人らの経歴・活動歴を簡潔に判示する。その中には、次のような、罪となるべき事実を認定するための伏線ともいいうべき個所がある。

一 北について 「……これ（注、『日本改造法案大綱』）が版権を、当時現役を離れ被告人の傘下にありたる被告人西田税に付与して出版せしめ、同人と堅く相結ぶに至るや、もっぱら同人を指導督励し、主として陸軍部内青年将校らに対し、該著書を指導原理とせる国家革新思想の普及宣伝に当たらしむると共に、同志の獲得並びにこれが指導統制に任せしめ」た。

二 西田について 「被告人は、近代革命の中核は、軍部並びに民間志士の団結により形成せらるべく、なんなく軍隊を利用するに非ざれば、わが国家の革新はついに期すべからずとの堅き信念に基づき、同志青年将校」を指導していた。

## 2 事件発生前の被告人らの行動

### 一 西田について

西田は、昭和一年二月中頃から一〇日前頃までの間に、村中、磯部、安藤、栗原らと逐次会見の結果、蹶起計画が進行していることを知った。西田は、「当時の国内情勢においては、未だもって被告人のいわゆる革新断行の最後の決定時期に到達しあらざるものと判断し、一応その抑止説得に努め」た。しかし、青年将校らがこれに従う見込みがないばかりか、かえつて彼らから「指導者として蹶起部隊に直接参加を促され、これを不可能とすれば、外部にありて破壊後の建設工作に任じ、これに努力せられたき旨懇望せらるる状況」であったため、かつて五・一五事件の際裏切り者としての汚名を受けたこともあり、「あえてこれを阻止妨害するの勇気もなく、日夜その去就に苦慮」していた。結局西田は、「前記同志らとの多年の情誼に従い、同人らの蹶起を承認

し、その希望を容るるほかなしと思惟し、ついに蹶起の前後にわたり、同人らを適切に指導督励し、その目的達成のため政治工作に任すべきことを決意」した。

そこで西田は、建設計画の根本方針として、かねて青年将校らの運動に理解があるとされていた真崎陸軍大將、柳川陸軍中将らを首班とする軍部内閣を速やかに組織させ、これによつて事態を有利に導くことを決定し、山口一太郎及び被告人亀川哲也と隨時会合、協議し、西田は小笠原海軍中将らに、亀川は真崎大将らに、山口は本庄侍従武官長ら陸軍上層部に、それぞれ連絡折衝することを決めた。

西田は、二月二五日午前一時頃、腹心の渋川善助が湯河原で牧野伸顯の所在を偵察中であり、襲撃に参加する予定であることを知ると、磯部に対して、民間同志を襲撃部隊に参加させるべきではないと主張し、渋川に対しても、「蹶起後、民間側同志もしくは右翼団体の外郭運動を統制、指導せしむる要あるにつき、該偵察任務終了後速やかに上京」せよと指示した。同日夕刻頃、亀川宅で亀川が村中に蹶起資金として二、〇〇〇円を提供すると、西田はこれを固辞する村中に内金一、五〇〇円を受領させ、自らも一〇〇円を受け取った。

二六日午前一時頃、渋川から電話報告を受けた西田は、同人に対して、蹶起部隊の出動状況を観察し、報告するよう指示した。

二 北について 二月二〇日頃西田から蹶起計画の報告を受けた北は、「同志青年将校の憂國の至情に打たるると共に、被告人西田税の悲壯なる決意に同情し、ついにこれに承認を与え、同被告人と共に青年将校らに殉するの覚悟を以てこれに参加し、極力その目的達成のため、蹶起の前後にわたり同人らを指導督励せむことを決意するに至」った。

北は、同月二一日頃村中の来訪を受け、蹶起の趣旨について意見を求められると、「稜威尊し、兵馬大權干犯如

何。答、大義名分自ずと明らかなるは疑いなし。他は末節に過ぎず」との靈告があつた旨を告げ、「努めて蹶起の趣旨を单一化するを可とする旨を指示し」た。二三日頃、西田から襲撃目標などの報告を受けた際、すでに決定されている襲撃計画については干渉するつもりはないが、第二次襲撃目標として考慮されている人々についてはこれを中止し、「常に」とおり、殺害は最小限度に止むるを可とする旨教示し」た。

二四日頃村中から、兵力を終結して上部工作を続けることは、國体上問題はないかと尋ねられた北は、十月事件のよう、大詔燃発を強要するようなことは許されないが、そうでない範囲内で上部工作を持続することは差し支えないと答え、「これをなす以上は、一步も退かざる覚悟をもつて徹底的に該目的貫徹を計るべき要ある旨を指示すると共に、『大内山に光射す、暗雲なし』との靈告ありたるに付、蹶起将校の目的は天聴に達し、純真なる人により組閣せらるべし、よつて皇室もご安泰にて安心せりと告げ、同人らの蹶起を称揚激励し」た。また、村中が持参した野中大尉起草の「蹶起に関する決意文」を読んだ北は、これを激賞した上、村中に一室を貸与して「蹶起趣意書」を起草させるなど、「もつばら同人らの指導督励に任じ」ていた。

### 3 罪となるべき事実

判決は、被告人両名の「罪となるべき事実」を、時系列に四項目に整理して判示している。以下、各項で指摘されている被告人両名の犯罪行為を、箇条書きにして示す。

一二月二六日午前四時三〇分頃被告人両名は、渋川からの電話報告によつて青年将校らが出動したことを知つた。

① 西田は、渋川を北宅に招致し、同人に對して、「蹶起部隊内外の情報蒐集に努むると共に、民間側同志並び

に右翼団体等に連絡して外郭運動を指導統制し、もってもっぱら外部工作に任すべきことを指示」した。

② 西田は、同日午前一〇時頃小笠原長生海軍中将に対して、電話で「事態收拾に付助力ありたき旨懇請して、その承諾を得」た。

③ 北は、同日「革命軍、正義軍の文字現れ、革命軍の上に二本棒現れて消され、正義軍と示さる」との靈告があつたと称し、西田と共にこれを電話で磯部に伝え、同人らの行動を激励した。

④ （被告人両名は）、同日午後九時頃杉田省吾に右靈告のあつたことを電話連絡し、民間側同志に宣伝せしめた。

二 ① 北は、同月二七日午前一〇時頃「人無し、勇將真崎あり、國家正義軍のため号令し、正義軍速やかに一任せよ」との靈告があつたとして、西田と共にこれを村中、磯部らに電話で伝え、無条件で時局の收拾を真崎大将に一任し、これを軍事参議官に伝え、軍事参議官も一致して同大将に時局收拾を一任されるよう懇請すべき旨を「諄々教示し、同日蹶起将校らをして右趣旨のごとく行動するに至らしめ」た。

② 北は、薩摩雄次をして、加藤寛治海軍大将に対して、陸軍側軍事参議官が真崎大将一任に決するよう、「海軍側より推進善処せられたき旨懇請せしめ、尽力すべき旨の承諾を得た」。

③ 西田は、小笠原海軍中将に対して、電話で、蹶起部隊は真崎大将に一任を望んでいるので、この趣旨に基づいて善処されたい、なお、海軍陸戦隊と蹶起部隊との間が険悪化しつつあるので、海軍側を抑制されたい旨を「懇請し、いざれも尽力すべき旨の承諾を得」た。

④ 被告人両名は、同日午後五時頃栗原から電話報告を受けた際、同人に対して、外部の一般情勢は漸次蹶起部隊のため有利に進展しつつあり、殊に海軍側は一致して支援しているのみならず、全国各地より数千の激励電報が

到着している情勢だから、「あくまで目的を貫徹すべしと激励」した。

⑤ 被告人両名は、同日午後八時頃村中が「爾後の処置に関し指令を仰ぐべく來訪するや、同人から詳細な報告に接した後、同人に對して、國民は蹶起部隊に同情的で、ことに海軍はこぞつて支援している情勢だから、前記懇請に対する軍事參議官側の回答があり次第、その内容を連絡されたい、「それまでは現在の占拠を持続するを可とする旨を指令」した。

三 西田は、同日午後四時頃杉田省吾を招致し、同人に對し、爾後民間側同志の取るべき態度につき、これを契機として雜多に存在する愛國団体を統一する必要があること、維新促進のため、広範囲の國民運動を開展する必要があることなどの方針を指示し、さらに蹶起の理由、占拠地点、決行部隊との情勢などの情報を説明しつゝこれを紙片に記載して交付し、「民間同志に連絡し、前記方針に基づき維新実現のための外郭運動を一層促進すべき旨指導し、よつて同人、渋川善助及び福井幸らをして、各地軍部並びに民間同志の蹶起を促すべき趣旨の檄文を作成し、これを各地に郵送頒布するに至らしめ」た。

四 同月二八日被告人両名は、一般情勢が有利に進展しつつあるものと判断し、「國家革新の好機は目前の間に迫れるものとなし、その意外の成功を祝福」していた。

① ところが、正午前後頃栗原から山下少将らの勧告により、自決するのやむなきに至り、万事休した旨の電話報告に接すると、被告人両名は同人に對して、「前示軍事參議官の回答があるまでは、断じて自決すべからずと教示して、同人らの自決を阻止」した。

② 同日午後三時頃村中から、奉勅命令によつて討伐するとのことだが、その真偽は不明であるとの電話報告に接したところ、いやしくも戒嚴部隊に編入されたものに討伐命令が出るはずないと考え、「奉勅命令は『脅かし』

ならん、一度蹶起したる以上は、その目的貫徹のため徹底的に上部工作をなすべく、なお自決は最後の問題なり、君ら死せばわれわれは晏如として生きておられざるなりと告」げた。

③ 被告人両名は同日午後五時頃栗原に対し、電話で、「外部の情勢は有利に展開し、万事今一息というべき状態なるをもって、各自一致結束して自重すべく、自決のごときは最後の問題なる旨強調」した。

④ その前後頃西田は、磯部から、蹶起将校中には奉勅命令によつて脅かされている者もあるが、自分は断固として撤退せず、最後まで一戦を交える決心だがどうかと尋ねられたのに対し、「『そこまでやらなくてはなるまい』と指示」した。

右のように、被告人両名は、「一旦責めを負い、自決を決意したる蹶起将校らに対し、極力その自決を阻止すると共に、初志貫徹のため、あくまで上部工作を続行すべく指導」した。

五 以上のとおり、被告人両名は、「いざれも昭和一年二月二六日事件に参加し」、香田清貞らの「反乱行為に共同加功し」「反乱の主動者として行動」したものである。

#### 4 法律の適用と量刑事由

北・西田の判示犯罪事実は陸軍刑法二五条一号に該当し、刑法六五条一項、六〇条を適用すべきところ、「両名がわが國現下の情勢を目の、建国の精神にもとり、悪弊累積せるものとなし、いたく國家並びに皇軍の前途を憂慮するに至りたるは、これを諒とすべきものありといえども、いやしくも皇軍を利用して国家革新の具に供せむことを企図し、密かに一部青年将校に接近し、急進矯激なる思想を注入宣伝し、ついに統帥大権を破壊するの結果を招来するに至らしめたるは、その罪責重且つ大なりと認むべく」、よつて北・西田をいざれも死刑に処する。

(1) 藤井全之『陸軍軍法會議法講義』（昭和二年、大学書房）一七〇頁は、次のように述べる。

「そもそも事実を認むるは、証拠によるべきものなり。故に事実を認めたる理由を示すには、証拠を掲げて、これと犯罪事実との関係を明らかにせざるべからず。関係を明らかにするには、証拠と事実との連絡を示すことを要す。而してその連絡を明らかにするためには、証拠の内容を挙示するを便とする場合多かるべし」

## 第四章 判決の批判

### 第一節 訴訟手続きの違法

#### 1 証拠調べを経ない証拠による事実認定

本判決は、北・西田が「昭和十一年二月二十六日事件に参加し、香田清貞、安藤輝三、栗原安秀、村中孝次、磯部浅一らの反乱行為に共同加功し、……反乱の主動者として行動し」たものであるという罪となるべき事実を認定した。しかし、香田らの実行行為については、村中孝次らが「いわゆる昭和維新断行の目的をもつて相団結し、昭和十一年二月二十六日午前五時を期し一斉に蹶起し、兵力を借用し、兵器弾薬を携行して内閣総理大臣官邸その他の官私邸を襲撃し、多数の重臣、大官らを殺傷し、一方警視庁を占拠して警察力の発動を阻止し、また東京市麹町区永田町を中心とする帝都の枢要地域を占拠して一部の交通を制限し、もつて国権の発動を妨害したる上、陸軍首脳部に対し維新実現のための建設工作を要望するなど反乱を決行」したという概略的な事実を認定したに止まる。

今日の感覚からすると、実行正犯の行為の認定が簡略に過ぎるようであるが、それはさておき、問題は右の事實を認めた証拠にある。

判決は、証拠説明中に「香田清貞外二十二名に対する反乱被告事件に係る判決謄本」を掲げ、その記載を引用している。旧法時代の通説判例は、別事件の確定判決には証拠能力を認めており、その根拠として旧四八五条四号（現行刑訴法四三五条四号）の存在を挙げていた<sup>①</sup>。したがって、本判決も、香田らに対する判決謄本の記載によって実行正犯の犯罪事実を認定したつもりだったのである。しかし、驚くべきことに、公判調書上右香田らに対する判決謄本の証拠調べが行われた旨の記載は存在しない。また、右判決謄本は、一件記録に編綴されてもいい。すなわち、本軍法会議は、公判で取調べていない資料によって事実を認定し、それを証拠として判決に援用するという、訴訟手続き上の法令違反を犯したことになる。これは、近代法の大原則である証拠裁判主義に反する重大な違法といわなければならない。なお、大審院大正一三年二月二六日判決は、この点について、「公判で取調べをしない不適法の証拠書類を援用して有罪の事実を認定した判決は、たとえ他の証拠のみによって有罪の事実を認定し得る場合であっても、なお違法で破棄を免れない」という趣旨の判示をしている（刑集三巻一六二頁）。

## 2 証拠の捏造・歪曲

旧刑訴法は、裁判官の自由心証に一任されている事実認定の合理性を担保するため、判決理由中の証拠説明において、認定事実と証拠との関連づけを説示するよう求めていた（三六〇条）。前章で述べたように、陸軍軍法会議法一〇一条二項の規定も、これと同趣旨に解される。

ところで大審院判例は、証拠説明の方法について次のように判示している。

「刑事訴訟法第三百六十条ノ規定ハ、裁判所ガ如何ナル証拠ニ依リテ犯罪事実ヲ認定シタルカラ判決書ニ明示シ、之ヲ見ル者ヲシテソノ認定ノ由テ基ク所ヲ了知セシメ、以テ裁判ノ公正ヲ確保スルノ趣旨ニ出デタルモノナルガ故

ニ、其ノ証拠説明ハ、一件記録ヲ待ツコトナク、該判決書自体ニ依リテ其ノ証拠ノ内容ノ如何ナルモノナルカラズ了知シ得ルノ程度ニ於テ之ヲ為サザル可カラズ」（大決大正二三年八月九日刑集三巻七二五頁）

したがつて、証拠説明で証拠を要約して引用する場合には、当該証拠の記載内容と齟齬しないよう、慎重かつ正確に行わなければならないことはいうまでもない。

ところが、本判決が挙示する証拠を原本と照合してみたところ、原本には証拠説明で指摘されているような趣旨の記載が見当たらないものが少なからず存在していた。その中には、あるいは不注意による誤りもないとはいえないが（それとて、裁判官としては許されないミスといわなければならない）、そのほとんどは、被告人らの有罪を印象づけるための意図的、作為的な行為と受け取れる。供述内容とまったく正反対のこととを麗々しく掲げている証拠説明さえ、あるからである。

これは、いわば裁判官による証拠の捏造である。信じられないようなことだが、裁判官によつて、事実を歪曲するこのような手の込んだ作業が行われているのである。

証拠説明と証拠の不一致というようなことは、一々証拠を検討しない限り、わかるはずがない。一審限りのこの裁判では、判決宣告によつてすべては闇に葬られる。まさに、切捨て御免の裁判である。だからこそ伊藤法務官は、安んじてかくもでたらめの判決が書けたのである。<sup>(3)</sup>

この事實を知つて、筆者は腸の煮え返るような憤りを覚えた。その怒りは、今もなお沸々としてたぎつてゐる。以下、証拠の捏造・歪曲の顕著な事例を紹介する。

一 北の予審第一回訊問調書について 前にも述べたように、北・西田についての予審官は、ほかならぬ伊藤法務官その人であった。彼は、その自らが作った調書を次のように曲げて引用する。

① 証拠説示によると、右調書には、北は西田と固く結び、「日本改造法案大綱」を「国家革新の指導原理とする思想を青年将校らに注入宣伝せしめ、一方法華經の信者となり、名を靈告に藉り、國事を予言判断して、共に青年将校らの指導誘掖に努力し……居たる趣旨の記載」があることになっている。しかし、北と青年将校の関係を記述する右調書（第八問答）は、次のようになっている。

「私は、ある動機から法華經の読誦に専念し、信仰生活をもって日を送り、世間と遠ざかっておりましたので、青年将校らは私方に余り出入りせず、彼らと直接会う機会は少なくなり、また西田税は、同人が五・一五事件の際狙撃せられて以来は、私が西田を心配する以上に西田は私の身の上を心配して、あまり人に会って話をしない方がよいと申しておったようなわけでありますので、最近における青年将校の思想動向については、十分なる認識はなかつたのであります」

右供述のどこに、証拠摘示のような趣旨が含まれていてるであろうか。

② 証拠説示によると、右調書には、西田から青年将校らが近く蹶起するであろうとの報告を受けた北が、「青年将校に殉ずるの覚悟をもって、同人らの蹶起の前後にわたり、その目的達成のため、極力指導督励せむことを決意するに至りたる趣旨の記載」があるという。しかし、右の記述に相応する第一問答での北の供述は、次のとおりである。

「（西田が日頃同志から官憲のスペイのよう見られて苦慮していたことを述べた上）……西田は右のことく『今度は止めないでくれ』と悲壮な言を発したとき、私は胸を打たれたように感慨無量となり、非常にかわいそうな気持ちになりました。この気持ちは、西田と私の関係をよく知っている者でなければ、諒解のでき難い点であります。私は、ただ『そうか』と言つて彼の申し出を承認せざるを得なかつたのであります。そして、西田は、ついに

青年将校らの大勢に動かされて、彼らと合流して行かざるを得ないことになったかと考え、かようになつた上は、私もただ西田の行動に従つて、唯々諾々として西田に従つて行つてやるよりほかなしと、覚悟をきめたのであります」

北は、愛弟子西田に対する愛情から、同人について行つてやろうと決意したことを述べているにすぎない。一体この供述のどこから、「青年将校を極力指導督励することを決意した」という趣旨を引き出せるのであろうか。

③ 証拠説示では、右調書には、北は西田に対して、「殺害は最小限度に止むる方針にて決行するを可とする旨を指示し」、また二月二十日頃來訪した村中孝次に対して、「惨害の範囲を拡大せざるよう指示し……たる趣旨の記載」があるとしている。

確かに、西田に対しても右調書の第一問答に、また村中に対しても第一二問答に、北がそのような趣旨の発言をしたことが記載されている。しかし、その前後の記述を読めば誰の目にも明らかなことであるが、北がそのようなことを述べたのは、西田らに「指示」を与えたことを認めた趣旨では決してない。北は、先輩として、助言なし忠告の意味でこのような発言をしたことを語つてゐるにすぎない。

裁判官が、北の発言を「指示」と評価することは、それが妥当かどうかは別として（妥当とは思はないが）、彼の裁量に任せられている。それは、与えられた証拠に対する裁判官の判断だからである。しかし、客観的な存在であるべき証拠を判断者自らの主觀・評価で粉飾した上、供述者の「供述」と偽つて判示することは、許されるべきことではない。

二 予審官の村中孝次に対する証人訊問調書について  
帝国ホテルにおいて、満井佐吉、亀川哲也らと会合した際、亀川から一般情勢がきわめて悲観的であることを聞

判決によると、村中調書には、村中は二月二七日払暁

き、「責任者として出動部隊の処置をいかにすべきやを苦慮し、同日午後七、八時頃北輝次郎方に到」つたという記載があることになっている。しかし、同調書の第二二問答には、次のように記載されている。

「（蹶起部隊も小藤大佐の指揮する警備隊に編入されたため）私は、重荷をおろしたごとく軽い気持ちになりましたが、現役軍人ないので小藤部隊から身を退かねばならぬと考えましたが、部隊と密接な関係を保ちながら上部工作に当たるうと思い、山口大尉に相談すると、小藤部隊本部は鉄相官邸になっているから、そこにいればよいとのことであり、また今日はゆっくり休むようにいわれているから、各部隊に伝えてくれと言われたので、夕方安藤部隊のところに行き、その旨を伝え、當時非常に楽観した気持ちになり、蹶起以来飯も食べておらぬので、北のところに行き、いろいろ話しながら夕飯をよばれようという気になり、訪ねて行つたのであります。この訪ねて行つたことが、後から考えると北・西田に対し迷惑をかけ、失策したことになりますが、当時は非常に愉快の気持ちで出かけて行つた次第であります」

また、次の第二三問答は次のとおりである。

「問 形勢非なるを察知して、今後の対策を協議し、意見を求めるため、北一輝方を訪問したのではないか。

答 前申したとおり、私はむしろ形勢は有利に展開したと認め、非常に愉快な心持ちになり、幸楽に行って安藤と話した後、ふと思いついて北の家を訪問したのであります」

裁判官が、村中の北方訪問の真意をどう判断するかは別として、調書とはまつたく正反対の内容を「村中の供述」として掲げることは、証拠の捏造以外の何物でもない。

三 予審官の栗原安秀に対する証人訊問調書について 証拠説明によると、栗原調書には、二八日午後五時頃西田と北から電話があり、「自決のごときは最後の問題なりと強調し居たる趣旨の記載」があるようになっている。

しかし、同調書（第二五、二六問答）には、午後五時頃西田から奉勅命令の示達の有無を問い合わせる電話があり、かつ西田から激励された趣旨の記載はあるが、自決を阻止する趣旨の発言があったことは一言も書かれていない。逆に第二八問答は、証拠摘示とは違つて次のようになつてゐる。

「問 北からも自決阻止の電話があつたか。

答 北からは、何も聞いておらぬと思います」

四 予審官の磯部浅一に対する証人訊問調書について 磯部調書の証拠説明には、二八日磯部が西田に電話して、同志の中には奉勅命令で動搖している者もあるが、「自分は断固として撤退せず、最後まで残り一戦を交ゆる決心なるが如何」と尋ねたるに、同人もまた、『そこまでやらなくてはなるまい』と申したるにつき、大いに意を強めたる趣旨の記載があるようになつてゐる。

しかし、同調書（第一一問答）の記載は次のとおりであり、また、西田の言によつて磯部が意を強くした趣旨の記載はどこにも見当たらない。

「二月二七日であつたか二八日であつたか記憶しておりますが、西田に電話をかけ、『奉勅命令が出るとか出ないとかいうので皆が脅かされているが、自分としては断じて撤退しない決心である、最後まで残つて一戦を交ゆる決心である』と話してやりますと、西田は、

『仕方あるまい』

と申しておつたように記憶します」

証拠摘示と調書の実際とは、言葉もまたそのニュアンスも、まったく異なつてることがわかるであろう。

五 予審官の渋川善助に対する証人訊問調書について 渋川調書の証拠説明によると、同調書には、二月二六日早朝蹶起部隊の出動を確認した渋川が西田と会い、「同人より蹶起部隊内外の情報収集等外部工作に従事すべき旨を指示せられ、爾来同人と連絡しつつ、あるいは昭和維新の大詔換発のための請願運動、または民間同志もしくは右翼団体等が各種の流言飛語に迷わされ、軽挙妄動せざるよう、正確なる情報を伝え、外郭運動を適切に指導統制する等の任務に従事し居たる趣旨の記載」があることになっている。しかし、同調書の第一六問答は、次のとおりである。

「問 今回の事件につき民間側同志のとるべき態度につき、北・西田から指令を受けなかつたか。

答 北・西田からは、何の指令も受けておりませぬ。西田は、我々のすることに一々かれこれ指示するような性格の人でありますぬ。たまたまある事項につきその方針を尋ねても、単にかような方法もあるがといふくらいで、是非こうせよというように命令的に出るようなことはありませぬでした」

次に、第二〇問答を紹介しよう。

「問 今回の事件につき、北・西田らは蹶起した同志の指導的立場により、各種の策動をしておつたものと認めらるるが如何。

答 今回の事件に蹶起した同志は、いずれも思想的に北・西田の影響を受け、平素その指導を受けておつたものでありますたが、我々と北・西田とは全然別物で、今回の事件については直接何らの関係もなく、また同人らの指導により蹶起したということは、全然ありませぬ。ことに西田は、平素から

抜かぬ剣の威力

と申して、維新運動を促進するため、直接行動に出ることはなるべく避けねばならないという主義・方針であります

したから、蹶起前においては、一、二の同志に対し自重するように勧告したこともあるだろうと思ひます。しかし、蹶起した以上は、我々の精神を生かし、我々の目的とするところを貫徹するため、最善の努力をしてやるという気持ちとなり、外部工作をしておったものと思ひます。

換言すれば、事前においては、なるべく自重するよう勧告し、抑止的態度であつたが、蹶起した後は、いたずらに無理解に抑止することではなく、できる限り蹶起の目的を貫徹し、万全を期して御維新に進まねばならぬという態度であります」

判決は、予審官の質問を証人の供述にすり替えてしまつてゐる。実は、このような証拠の粉飾あるいは歪曲は、枚挙にいとまがないのである。

(1) 大判昭和四・二・七刑集八巻七七頁。田藤重光『刑事訴訟法綱要』(昭和一八年、弘文堂)三六〇頁注一。

実は、この他事件の有罪判決の証拠能力という問題は、現行法においても議論されてよい問題である。栗本一夫『改訂新刑事証拠法』(一九五〇年、立花書房)一二三頁は、広くこれを積極に解しており(横井大三『証拠—刑訴裁判例』ノート(5)一)、「一九七一年、有斐閣」一五七頁はこれを疑問とする)、また江家義男『刑事証拠法の基礎理論』訂正版(一九五二年、有斐閣)一七頁は、ウイグモアの所論を参照しつつ判決の言渡しを受けた者自身についてのみ、これを積極的に解していた。最近の学説はこの問題に触れないが(田宮裕『刑事訴訟法』「一九九二年、有斐閣」二八二頁はこれを認めない趣旨か)、石井一正『刑事実務証拠法』(一九八八年、判例タイムズ社)一三五頁は、三二三号書面としてその証拠能力を認める。この問題については他日を期したい。

(2) 横田博士は、これを「証拠廷願主義」と名付け、「裁判上の証拠として援用するためには、必ず一定の方程式に従い証拠調べをなし、その内容・形態を法廷に願出しなければならない。この方式を履践しない証拠は、刑裁判の資料とすることはできない」と説明される。横田忠美『日本刑事訴訟法論』下巻・四版(一九四〇年、巖松堂)二八二頁。

(3) 判決書の作成には高度な法的技術を必要とするから、法務官である裁判官がこれに当たっていた。

## 第二節 判決認定事実の検討

### 1 北・西田裁判の争点

本件の争点は、北・西田を反乱罪の共同正犯、とくにその首魁と認め得るかどうかという一点にあった。二人とも、蹶起将校らに助言を与え、激励し、彼らの意図に沿った事態収拾のために努力した客観的事実そのものは、大筋において認めていたからである。問題は、そのような事実から北・西田の正犯性を認定できるかどうかにある。

そこで、この節では、軍法会議が両名を正犯と認定する根拠になつたと思われる四つの論点ごとに、法廷に頸出された証拠に基づいて、判決の認定事実を確かめることにする。なお、以下に引用する「被告人訊問調書」「証人訊問調書」は、すべて予審官（伊藤章信）が作成したものである。

### 2 北・西田と青年将校

一 北について 判決は、その冒頭で、北について次のような事実を認定する。

「……これ（『日本改造法案大綱』）が版権を、当時現役を離れ被告人の傘下にありたる被告人西田税に付与して出版せしめ、同人と堅く相結ぶに至るや、もっぱら同人を指導督励し、主として陸軍部内青年将校らに対し、該著書を指導原理とせる国家革新思想の普及宣伝に当たらしむると共に、同志の獲得並びにこれが指導統制に任せしめた。

この後半の認定は、北と蹶起将校らとの密接な関係をさりげなく示している点で見逃せない。北と青年将校らとのつながりは、客観的には西田を経由しての間接的なものに過ぎなかつたからである。しかし、西田の行動が北の指導督励によるものだつたとすれば、北と青年将校の一体性を導くことは容易になる。これは、北を正犯と認めるための伏線といつてよいであろう。

判決は、右事実の証拠として、北の予審第一回訊問調書中の「同人（西田）と固く相結びて該著書を国家革新の指導原理とする思想を青年将校に注入、宣伝せしめ、……名を靈告に借り、国事を予言判断して共に青年将校らの指導誘掖に努力し」たという記載を引用する。しかし、前節で述べたように、北の右調書にはそのような記述はまったく見当たらない（一二二六頁参照）。

蹶起将校の中でももつとも急進的であつた栗原安秀は、「私の國家革新的思想の中心をなしているものは、日本改造法案大綱であると申すことができると思います」と断言しながらも、北との関係について次のように述べる（証人訊問調書第八問答）。

「北の宅には一年五、六回くらい訪問しましたが、ほとんど國体論の話のみを聞き、政治上のことを尋ねても、軍人には政治のことは話さなくてよいと申して、何も話をしてくれませぬでしたから、同人よりは主として國体觀につき啓発せらるるところがありました」

村中孝次も同様の供述をしている（証人訊問調書第四問答）。

「……北一輝よりは、あまり實際運動に関する話は聞いておりませぬ。ときどき訪問しても、國体論とか信仰上のことを聞いたに止まりました」

この点について、北は、法廷で次のように述べる（第四回公判）。

「問 十月事件以来、軍部、ことに青年将校と西田の関係をいかに観ていたか。

答 ……五・一五事件で西田が川崎長光に狙撃され、瀕死の状態にあつたとき、安藤、山口、大蔵、栗原ら数名の陸軍青年将校が見舞いに見えましたので、西田と関係のある将校だと思いましたが、西田もまた私に聞かしても役立たぬとでも思つていたのか、青年将校との関係については少しも話しませぬでしたので、一般青年将校と西田との関係は私にわかりませぬでした。私は、そのとき西田の看護をしていた関係で、彼ら青年将校を相知るに至つたのであります。

問 被告人は、軍部の動向につき多大の関心を有していたため、青年将校に接触するに至つたのではないか。

答 私は政党・官僚との交友は広くありましたが、青年将校とは何の関係もありませぬでしたところ、十月事件により青年将校が私の眼前に映るようになりました。しかし、事実青年将校を知つたのは、西田を通じて知つたのが大部分であります」

「問 被告人が青年将校らと接触した程度は。

答 栗原安秀は五・一五事件以来年三、四回、菅波三郎は同事件前後頃数回、安藤輝三は同事件以来年二、三回、山口は同事件の頃一回、昭和九年一四、五回（もつとも、これは揉み療法が主）、及び本年の元旦一回、対馬勝雄は少尉時代一回、大藏栄一は百人町在住当時三、四回、村中孝次は昭和一〇年頃三回くらい、その後中野に移つてよりしばしば各訪問を受けた程度であります、その他の将校は知りませぬ」

もつとも、前にも触れたが、次の答の後半部分は問題である。

「問 被告人は、それらの者に対し、思想的に善導したか。

答 私は、彼らが遊びに来るのは歓迎しましたが、思想上のことについては、これらの人々に限らず一般に話してお

りませぬ。ときどき質問する者がありますが、そのようなときには必ず、『学校の先生は御免だ』と申しております。私は、彼らのような美しい心の持ち主と会うのは嬉しくありましたが、彼らとしても国家改造に関する同志的関係において、私を先輩として、私に会うのを光榮としたので、したがつて会つただけで満足をしたわけで、このため思想的の話は致しませぬでしたが、親しく交わつております。

だから、彼らの思想の中心をなしていたのは私であり、日本改造法案大綱であります。故に、この意味において、結局は日本改造法案大綱を中心として、私は彼らの主導的立場にあつた次第で、したがつて彼らが同法案を中心とし、背景として改造に志し、これが断行のため直接行動に進みつつあつたことは間違いないと思います。言い換えますと、私は改造法案の趣旨を実現化するため、彼らを通じてその気運醸成に努めていた次第であります」

しかし、青年将校と思想問題を抜きにして親しく交わつていたことから、どうして北が彼らの主導的立場にいたことと、改造法案実現のための気運醸成に努めていたことが帰結されるのであろうか。後段の「だから」には、あまりにも飛躍がありすぎる。前述のように、このくだりは、伊藤法務官の挑発と陥穿にはめられた北の供述を、録事が適当に要約した疑いが濃厚である（一〇三頁参照）。

北が西田を指導督励して青年将校に働きかけていた事実を認めるに足りる証拠は、不十分といわざるを得ない。

## 二 西田について

判決は、冒頭部分で、西田が「近代革命の中核は、軍部並びに民間志士の団結により形成せらるべく、なかんずく軍隊を利用するに非ざれば、わが國家の革新はついに期すべからずとの堅き信念に基づき、同志青年将校」を指導していた、という事実を認定している。これは、西田が軍事クーデタを承認していたことを意味するから、彼の正犯性を認める上できわめて重要な事実といわなければならぬ。

判決は、これに対応する証拠として、司法警察官の佐藤双六に対する聴取書<sup>(1)</sup>中、「同人（西田）は、現今におい

ては、軍隊を利用するに非ざれば、國家の革新はついにこれを期すべからずとの信念の下に、常に青年将校並びに民間青年同志を指導しある旨を語り居りたる趣旨の記載」を擧げる。右の佐藤とは、西田が逃避行を続けていた昭和一年三月一日、友人の赤沢泰助の依頼により西田を自らのアパートに泊めてやつたという人物で、西田とはそのときが初対面であった。

しかし、日本改造法案大綱の信奉者であり（同法案は、国家改造の執行機関として内閣に直属する在郷軍人団をあげている）、「国家革新の大成を期するため常にこれら同志を誠告指導しつゝ、その輕撃妄動を抑制し」（判決文より引用）ていたはずの西田が、内心では軍隊によらぬ限り革命は成功しないという信念を持っていたという証拠は、他には存在しない。しかも、身を処するにきわめて慎重であった西田が、軽率にも初対面の佐藤に対して、右のような、過去には誰にも明かしたことのない重大な告白をするであろうか。

西田は、右聴取書に対して次のように反駁している。

「そのとき佐藤とは初対面でありましたので、詳しいことは何も話さなかつたよう記憶しております。同人は、以前左翼運動に没頭し、軍隊方面的責任者として牛肉屋の雇い人となつて軍隊に出入りしておつたとのことですが、その後左翼思想を清算し、右翼に走り、目下バタヤの取締りのようなことをしておるとかで、その内情を話してくれました。

私がそのときいろいろなことを佐藤に話したようになつておりますが、それは佐藤の左翼的な考え方と私の話したことなどを一緒にしているように思います。佐藤は、當時左翼思想が全部清算しきれないと申しておりました。例えば、国家改造には軍隊を利用するより外にない云々のことは、佐藤の考え方を私の話のようにして申しておるのであります」（第五回訊問調書第一六問答）

「私としては、佐藤と会った当時は、一身をどうするかにつき焦慮していたときであるばかりでなく、初めて会った佐藤に、自分の思想その他大事のことを自ら進むで打ち明けるはずはありません。ただ、佐藤より聞かれることについて返答をしたに止まるので、佐藤はその私の話を、自分の共産的思想と混ぜて申し立てたものと思われます。」（第九回公判）

佐藤の供述をそのまま鵜呑みにした判决の事実認定には、大きな疑問がある。

では、西田は、どのような立場で青年将校に接していたのであろうか。彼が、機部、村中、安藤、栗原らの革新的青年将校に対する指導的立場にいたことは否定できない。しかし、十月事件以後の西田の行動を見る限り、彼は常に直接行動に反対し続けてきている。だからこそ、五・一五事件の際には裏切り者として同志から狙撃され、瀕死の重傷を負ったのであった。

西田は、予審官に対して次のように述べる。

「五・一五事件以来、私は当局の『スペイ』のことく噂され、当局からは危険人物として注意せられ、いざれを向いても私という者は妙な存在となり、毎日快々として楽しまずという生活を送つておりました。

右の次第でありますから、私は軍部関係を離れて民間方面のみの啓蒙運動に努力して、現在に至ったのであります」（第一回訊問調書第八問答）

「私の同志には、『テロ』反対主義に立つ狹心社同志諸君の」ときもあり、大体において五・一五事件までは中央政界における高政策的政治運動を主としてなし來つたものであります。五・一五事件以後は在家信者運動に真剣になりまして、今や農村・都市・中央・地方を通じて、あるいは郷軍関係として、あるいは農民運動、労働運動、大衆団体運動として関係致しまして、徐々に、かつ孜々として進んで來た者であります。（中略）

斎藤内閣総辞職当時と思ひます。栗原中尉らが戦車隊を中心として不穏の形勢にあり、村中、磯部らも多少これに引きずられていたらしく、大蔵大尉はこれに反対し、私に打ち明けましたので、同感であった私は、明白に記憶致しませぬが栗原らの有志三、四名と会見して、『世を騒がせ、自らを滅ぼす結果を見るばかりの過誤であり、必ず失敗に帰するのであるが、覺悟してやるならば制止する筋合いでないが、何を騒ぎ立てるのか。お互いそんな騒ぎをする間に、将校団一体運動でもやつてはどうか』という趣旨のことを申し、結局事なきを得たこともあります」（中略）

……国家の生命及び制度組織の根本に触れる重大なる国策問題、とくに財政経済関係につき政府まとまらず、國論また動くの時ありとせば、あるいは断固自ら挺身するかも知れませぬ。たとえて鳥羽伏見の一戦と私が申しますのは、このことであります。ただ祈るところは、順調に進んで大権の発動となることで、この国家的進軍に臣下の一兵士として従軍することであります。それまでは啓蒙であります」（第一回訊問調書第一項）

右のいわゆる戦車隊事件について、磯部は次のように供述している（検察官伊藤章信の昭和一二二年一月二一日付聴取書）。

「同志の中でも、私と栗原と明石とが従来より一番過激の意見であり、したがって右三名が一番よく西田から叱られました。その例は一々覚えておりませぬが、岡田内閣の成立した当时、例の北一輝の靈告にも『岡田内閣に云々』と示され、その暗示に基づきよいよ岡田首相を倒すべく決意し、

私（磯部）／栗原／河野／飯淵（近歩三の中橋中尉にありし者）／田中勝／その他の青年将校らと寄り協議し、栗原の戦車隊より戦車を繰り出して突出する計画を立て、準備を進めておりましたところ、西田に嗅ぎつけられ、同人よりひどく叱られたことがあります」

また、栗原は次のように述べている（証人訊問調書第七問答）。

「……北・西田らは、我々維新運動の同志であると共に、我々の思想的背景であると申すことができると思います。しかし、北や西田らは直接行動には反対の態度をとり、すべて合法的に維新を促進するという立場におりましたので、この意味において從来より我々急進分子を抑止する立場におりました。したがつて、我々急進分子が何かやれば、その背景には必ず北・西田らがおり、我々青年将校を踊らせておるのであるとの世評を度々耳にしましたが、これは実際の真相を知らぬ者か、あるいは何か為にせむとする者の宣伝にすぎないのです」

栗原・磯部の供述を、西田を庇うための虚偽の証言と決めつけてしまえば、それまでである。しかし、それにしても、これらを否定できる証拠は何ら存在しない。そのため、判決も、西田が「同志を誠告指導しつつその輕撃妄動を抑制してき」た事實を認定せざるを得なかつたのである。西田と本件反乱計画との関連は、判決文においてさえも薄弱というべきである。

### 3 北・西田と反乱計画

判決は、反乱計画を知らされ、蹶起部隊に参加するか、さもなくば外部にあって破壊後の建設工作をしてもらいたいと「懇望」されて苦慮した西田が、「ついに蹶起の前後にわたり、同人らを適切に指導督励し、その目的達成のため政治工作に任すべきことを決意」したと認定し、一方西田から反乱計画を知った北については、「同被告人（西田を指す）と共に青年将校らに殉ずるの覚悟をもつてこれに参加し、極力その目的達成のため蹶起の前後にわたり、同人らを指導督励せむことを決意するに至」つたという事實を認定している。そこで、本項では、北・西田の反乱計画へのかかわりについて考察を加える。

一 西田が計画を察知した経緯 昭和一一年一、二月当時、西田は、前年の八月一二日に起った相沢事件（陸軍省軍務局長永田鉄山中将刺殺事件）の弁護活動のために奔走していた。彼は、相沢とは旧知の間柄であったばかりか、犯行の前夜相沢を自宅に泊めたという因縁もあつたからである（そのため彼は、背後関係者と疑われて憲兵隊に連行されたが、即日釈放されている）。東京衛戍刑務所の接見調によると、西田は前後五回相沢に面会している。<sup>(2)</sup>

彼は、「五・一五事件の公判で海軍士官らが陳述したことを契機として、海軍が浄化されてきたことに鑑み、相沢公判を通じて徹底的に陸軍の腐正を図ろうと考えた」という。

その年は、西田の亡父の十三年忌と亡弟の五年忌に当たっていた。彼は、三月一〇日に島根県米子市の菩提寺で法要を営むことにし、すでに親戚縁者にその旨を通知していた。

二月中旬、山口一太郎大尉（歩兵第一連隊中隊長）から青年将校間の不穏な動きを知らされた西田は、二月一八日急進派の筆頭と目されている栗原中尉（歩兵第三連隊）を自宅に呼び付けて自重を求めた。しかし、栗原は、「貴方が何と言つて止めようとも、今度こそは中止しない。どんなことをしようとも、またどんなことになろうとも、貴方には無関係だから構わぬではないか」とけんもほろろに西田の説得を拒否し、問われるままに蹶起計画の概要を告げ、さっさと帰ってしまった。それでもしばしば彼らの暴発を抑止してきた西田は、当初は栗原の説得に楽観的だったのだが、今回は思いもかけずことが進展していることを知つて愕然とした。

栗原は、西田とやり合つた状況を次のように証言している。

「……西田は私に、『』の頃来ないが、何かやるだろう』

と申しましたので、例によつて私を説得して抑止するつもりだなと思ひ、

『私が何かをやるもやらぬも、こゝちの勝手でないか』

と応答し、最初から喧嘩腰になりました。西田は、

『君らは勝手にやるので俺の方に関係ないと言つたが、君らが何かやれば、関係のあるなしにかかわらず俺はすぐ捕まるのだから、少しは俺の方のことも考えて自重してくれなくては困る』

という趣旨のことを申しました。私は、

『貴方が引っ張られても、どうせ関係なければ嫌疑が晴れて釈放せられるのであるから、心配することはないではないか』

と申し、西田は、

『そうは言うけれど、物事をそう簡単に考えては困る。俺の方にも従来やつてゐる仕事の上に、いろいろ影響を及ぼすことになるのであるから』

と申し、あくまで我々の決心を阻止するつもりでいろいろ説得しておりました。私は西田に、

『あなたが何と言つて止めようとも、今度だけはいうことを聞くわけには行かない。私は誰が何と言つても、やる決心でいるから』

と申し、この決心は到底翻すことのできない旨を申しましたところ、西田は中止ができなければ延期せよと要求しましたが、それもはねつけ、結局喧嘩別れのようにして帰りました』（証人訊問調書第九問答）

次いで二月二〇日頃、西田は、總健派として信頼していた安藤大尉（歩兵第三連隊中隊長）の話を聞くに及び、ついに絶望するに至った。西田は言う。

「安藤の言動により、ほとんど大半の希望を失つてしまつたのであります」（第三回訊問調書）

安藤は、西田との会見の顛末を次のように述べる。当時の西田の心境がよく表れている。

「私は、

一、最近若い連中の気持ちが非常に尖鋭化し、直接行動の計画を企て、自分に対し蹶起を促しているが、自分は考  
えるところあり、時期尚早の理由で断つたこと、

二、野中大尉に、右断ったことを話したら、同大尉はなぜ断つたかと強く叱り、この際蹶起せねばかえつて我々に  
天誅が下るのだと非常に強硬な意見であったので、自分は同大尉に対し恥ずかしく感じたこと、

三、若い将校らの空気を緩和するため、山下少将を宅に訪問したところ、同少将は相沢中佐の法廷における態度を  
賞揚し、相沢中佐の行為につきこれを肯定もせず否定もしないような意見であったので、若い者らにとつてはか  
えつて刺激的であつたこと、

四、今日においては、もはや到底阻止することのできない状態に激化しているから、もしこれを無理に抑止しよう  
とすれば、五・一五事件のときのように、若い者らは、あるいは貴方を撃つて前進するというようなことになる  
かも知れないこと、

五、右のごとき状態であるが、自分としては今のところ、どうしても彼らと共に蹶起する気持ちになれないこと、  
等を断片的に話しましたところ、西田は、

一、理論方針としては、直接行動に反対であること、

二、従来、維新を促進するため、民間側の啓蒙運動を志し、今日ようやくその緒についたばかりで、すべてこれか  
らというところであるが、今若い者らが蹶起すれば、自分はこれに関係あるとないとにかかわらず拘束せられ、

何もかも根底から打ち壊されてしまうこと、

三、満州に出征するから、その前に国内を何とかしておかなければならぬと思うことは、理論上はともかく、その気持ちは諒解できぬわけではないこと、

四、海軍の藤井少佐が上海に出征する前に、一身を犠牲にして蹶起する覚悟を抱いておったので、自分が反対してこれを抑止したので、同少佐は非常に落胆し、上海に出征してついに名誉の戦死を遂げたのであるが、当時の同少佐の心中をよく知つておった自分としては、単に勇敢に空中戦を決行し、壮烈な戦死を遂げたとのみ考えることのできない節があること、

五、陸軍の若い者らを抑止して、右藤井少佐のような立場に置くようなことはしたくないこと、

六、理論上としてはあくまで同意し難いから、中止できるものなら中止するよう、今一度考え方直すように、勧めてもらいたいこと、すなわち、彼らに反対だといって引っ込むようなことはせず、反対なればさらに積極的にこれを抑止するために努力すること、

七、大勢いかんとも致し難く、若い者らが蹶起することとなれば、自分は彼らに対する長年の情誼上これを傍観しておるわけにはいかないから、及ばずながら一身を犠牲にし、外部にあって蹶起の目的を貫徹させてやるようになれるだけの工作をする覚悟であること、

等の意見を話してくれました」（証人訊問調書第六問答）

二月二二日、西田は村中に会い、村中・磯部も青年将校と共に蹶起することを知つて、暗然とする。村中は、次のように供述している。

「当時の西田の様子は、西田の宅に頻繁に出入りしておった青年将校らに見放されて、一人淋しく取り残されたよ

うな観があり、私も西田に氣の毒を感じましたので、

『貴方も一緒に蹶起したらどうか』

と勧めましたところ、西田は返事もせずに黙っておりました」（証人訊問調書第一四問答）

西田は、そのときの心境を次のように述べる。

「私は、村中の話を聞き、もはや明らかに他に処置なきことを考えましたが、私の従来の主義方針としては、どうしてもこれに同意することができないので、むしろ『勝手にしろ』という放任的な気持ちになりました。しかし、この人たちとの平素の人情において、かくなる上は事態の悪化防止、かつ、できる限り彼らの志に理解ある收拾をせねばならぬと念願し、できるだけこれに向かって努力することが彼らに対する私の情誼であり、かつ、国家のためであると決心しました。したがつて、彼らが中止せずとしても、このままにこれを官憲に密告または宣伝するだけの勇気は出ませぬでした」（第三回訊問調書第四問答）

しかし、伊藤裁判官は、第二回公判で、「身命を賭してでも阻止するのが日本臣民の義務ではないか」と西田に迫っている。西田が、「当時は抑えられぬ情勢にまで進んでいたので、そこまで考え方かなかつた」と答えると、「考え方かなかつたのではなく、被告人は彼らが蹶起し、直接行動に出ることを使嗾したのではないか」と畳みかける。西田は答える。

「私の至らなかつたところはありますが、そのような考えは全然ありませぬでした。しかし、そのようなことはないと弁解する途もありませぬ」

なお、蹶起将校らが西田に対して、破壊後の建設工作を懇望したという証拠は見当たらない。もつとも、彼らがそれを期待していたという事実は否定できない。村中は、次のように述べている（証人訊問調書第一八問答）。

「問　蹶起後、北・西田らより度々電話がかかり、また証人らより同人らに電話をかけたのは、同人らが背後に  
おつて建設工作を担任しておつたためであると認めらるるが、如何。

答　我々蹶起将校らの思想の中心をなしておるものはすべて北・西田の思想そのものであり、従来の交友関係等か  
らみれば、あたかも北・西田らは今回の事件の黒幕におつて、我々を表面に踊らしたのであると観察している者が  
あるかも知れずと思ひますが、それは皮相な観察であると思ひます。事実、率直に申しますと、事前においては  
我々の計画の内容につき某程度のことを知つておつたというだけで、その計画につき相談したこともなく、指図を  
受けたこともありません。

事後においても、情報を報告して今後の処置につき相談するとか、指示を仰ぐとかいう意味で連絡したのでなく、従来の情誼上情報を知らせてやつたに過ぎませぬ。もし相談するためであつたならば、頻繁に電話をかけて、いろいろの連絡をしておつたはずであります。そのようなことは一度もありません。

結局北・西田らの事件前後における態度は、我々のなす非合法直接行動には反対であるが、情誼上これを抑制するわけにもいかないのでそのまま黙認し、一旦火蓋を切つた以上は、我々ができるだけ有利に展開せしめ、その目的を達成させてやりたいと念願し、各方面に工作してくれたものと思ひます。我々としては、ただ斬るだけ斬つてしまえば、後の建設工作は我々よりも経験に長じ、優れた才能を持つている人が努力してくれるものと考えております。北もまた、西田と同様の態度であったと思ひます」

次に、磯部の証言を引いておく（証人訊問調書第一七問答）。西田の事後工作を期待はしていたが、それについ

て西田に「懇望」したり、協議した事実のないことが汲み取れるであろう。

「問　蹶起後、西田・北らは外部にあって、いかなる工作をしておったか知つておるか。」

答　北・西田が外部でどんな工作をしておったか知つておりませんが、我々が蹶起した以上は、幾分でも有利に展開させてやろうという気持ちで我々に電話をかけて内部の情勢を聞き、それによつて適当に各方面に善処してくれたことと思つております。また、今回の事件と北・西田との関係も、要するに今申し上げた程度であると私は確信しております。」

西田は、事件の巻き添えで検挙されることを非常に恐れていた。栗原への説得の言葉にも、そのことがよく表れている。その主な理由は、検挙によつて、それまで當々として築いてきた労働者（彼は、国際主義的な「日本労働組合会議」に対立する、「新日本海員組合総連合」の指導者の一人だったという）、農民、在郷軍人等に対する日本主義的統一運動が瓦解してしまうことであつたであろう。

西田には、「星光同盟」という在郷軍人労働宿泊所を引き受け、これを基礎として新しい労働運動を起こすべく活躍中の大正一五年頃、暴力行為等处罚に関する法律違反（御料林払下げの不正を理由に、牧野内大臣らの辞職を強要したという事件）に問われ、半年間の勾留と二ヶ月間の刑務所生活を送るという羽目になつたため、軌道に乗りかかっていた星光同盟を崩壊させたという苦い経験があった（第一回公判の供述）。その二の舞を踏みたくないかつたのである。

しかし、西田が検挙を恐れた理由は、必ずしもそればかりではなかつたようである。

蹶起の日が迫るにしたがい、西田は早晩累が自分に及ぶことを恐れて、逃亡用のカバンと連絡用の便箋・封筒を求めている。事件前夜、たまたま当夜が知己の千坂智次郎海軍中将の通夜であったことに気づいた彼は、終夜千坂

家について官憲の目を逃れようと考へ、同家に赴いた。しかし、当夜は近親者のみの通夜だからと断られ、西田は動搖した。

「どうさに思ついた名案が齟齬し、少なからずうろたえ、血盟団事件、五・一五事件等の前例その他いろいろのことを考えると、このまま自宅においては危険だという気持ち」になつた彼は、北の承諾を得て真夜中に北方に行き、眠られない一夜を明かした（第二回公判での供述）。そのときの西田の状態を、北は次のように述べている。

「その際西田は、非常に沈痛な顔色をしておりましたので、私は、西田は従来在郷軍人の海員組合労働運動に手を染め、國家主義の下に運動していたのであるが、彼らが蹶起すればその運動が挫折するのみならず、例の警視庁との関係があるので、かく沈痛になつていたものと思ひました」（第五回公判）

翌二六日朝、西田は北の世話で岩田富美夫の姻戚の病院に身を隠した。しかし、予期に反して反乱は即座に鎮圧されることもなく、警察が西田を追及する動きもない。安心した西田は、午後二時頃に北邸に戻り、さらに一泊した。

二八日午後六時頃、憲兵が北宅を襲つた。西田は間一髪で裏門から逃げたが、北は憲兵隊に連行された。西田は三月四日早朝警視庁係官に検挙されるまで、転々と逃避行を続けたが、後に「私自ら何らやましきところなく、逃避するまでの関係があつたわけでもないにうろたえて北方に行き、いい気持ちでするするといったために北に大なる迷惑をかけ、まことに済まぬと後悔」する（第六回公判での供述）。

このような彼の行動から推察すると、検挙を恐れた理由の一つには、監房生活に対する忌避もあつたと思われる。予審官に対して、彼は次のように告白している。

「私としては、逃げ隠れすることのみに心を奪われ、これという工作も致さず、われながらその卑怯な態度を顧み

て、恥ずかしく感じている次第であります」（第四回訊問調書第一七問答）。

西田は、昭和七年五月一五日に銃弾五発を浴び、奇跡的に一命を取り留めたものの、なお一発の銃弾が体内に残つていて体調は思わしくなかつた<sup>(3)</sup>。また彼には、前述の強要事件の外にも、昭和五年に友人の事件に関連して一〇日間勾留され（不起訴）、同七年には血盟団事件に関与した疑いで一〇日間検束された経験がある。健康の優れない、しかも誇り高い西田にとって、拘禁生活は肉体的にも精神的にも耐えられないものではなかつたか。人間・西田の一面を、かいま見る思いがする。

西田は、予審終了後伊藤予審官宛に「手記（陳述補遺）」と題する供述書を提出している。陸軍のB4版罫紙三二枚に鉛筆で書かれたこの手記で、彼は事件と自己とのかかわりについて詳細に弁明しているが、その最後の項では、事件との関係について自ら一〇項の質問を設定し、これに答えるという自問自答の形式をとつていている。その一つを紹介しておこう。

「問 汝が関係、指導して、村中、栗原、磯部、安藤らに計画実行せしめた計画的なものでないか」

「答 （前略）4 いかに私が未熟者であつても、計画的ならば二十五日以前においても、私自身が一生一代の大仕事であるだけの決定的な準備を致します。天下の大事でもありますから、一層工夫をこらしましよう。

5 同時に、二十五日夜半以後の私の去就、ことに二十八日夜逃避以後の醜態などは、演じなかつたであります。まったくその時々の『行き当たりばつたり』的進退によつて、多数の友人先輩らに無用の迷惑をかけたことを衷心より恥じて、今日の私を見ることはなかつたであります（後略）」

西田の反乱計画へのかかわりは、以上の程度のものであった。判決がいふように、彼が青年将校らを「適切に指導・督励」することを決意した事実は、どこにも見当たらないのである。

## 二 北の心境

二月二一日、西田は北宅を訪れ、青年将校らの蹶起計画の概要を報告し、もはや一人二人の力では到底抑えきれない情勢になつていることを告げた。前述のように、北は、日中関係改善のための中国訪問を翌月に控えて、その準備にかかっていたところであった。その彼にとって、西田がもたらしたニュースは晴天の霹靂であつたに違いない。西田は、そのときの北の様子を次のように述べている。

「私は、栗原、安藤らから聞いた情勢を話し、もはや抑えることもどうすることもできぬ状態に進んでいることを説明しましたところ、北は、左様ならば我々とも致し方あるまいというような返事でありますたが、若干腑に落ちぬ風でありますた」（第三回訊問調書第三問答）

一方、北自身は、そのときの西田の様子と自らの心境を次のように述べる。

「最初話したとき、西田は悲壮な顔をして、『もう今度は止めないで下さい。何も言ってくれるな』と申しましたので、私は胸を打たれ、可哀そうな気持ちになり、『そうか』とだけ言って、他は申しませぬでした。

私は、五・一五事件のとき西田に話し、同人をして仲間に入らず手を引かせたため、西田は同志より裏切り者と思われ、川崎長光のため狙撃せられ、それ以来西田は妙な立場となり、官憲及び世間からいろいろに批評され、爾来長い間心苦しい生活をしてきてるので、西田の気持ちは私によく判っております。

私は西田の話を聞いて、同人は自分の本心からでなく、従来の義理に絡まされ、彼ら青年将校の大勢に動かされ、引っ張り込まれ、自分でできる方面のことを手伝うことになったのだ、これは危うきに近寄ることだが、またやむを得ないだらうと思いました。

そこで私としては、西田がいかなることを担任したかは判らないけれども、そのことの善悪にかかわらずどこまでも西田を庇つてやろう、警視庁から西田を連れに来たら、これを隠してやろう、変な奴が西田を襲うようなこと

があれば、これを妨害してやろう、そして西田の目的を達成せしむるため、でき得るだけのことをしてやろう、西田が青年将校に引かれて行くなら、自分はまた西田に引かれていてやろう、西田のすることは止めもせず、その思ふとおりに勵かせてやろうと思いました。すなわち私は、西田に従って行くのみだと決心致しました」（第四回公判）

北は、西田が青年将校らの計画に加わっているものと誤信したようである。この点について西田は、「言葉が足りなかつた関係上、北は私がこの事件につき直接若い者らと関係し、彼らと運命を共にすべく決心したものと勘違いたのでないかと思います」と弁明している（第五回訊問調書第二六問答）。

判決は、以上のような事実関係について、北が西田の決意に「承認を与える」という。しかし、西田は、北の承認を得るために北方を訪れたわけではない。また、兩人は師弟関係にはあるが、命令服従の関係にあるわけではないから、北が西田の言動に対しても、一々承認を与えたり与えなかつたりするはずもない。西田は、すでに押しも押されもせぬひとかどの社会運動家なのである。

次に判決は、北が西田と共に、「青年将校らに殉ずる覚悟をもつてこれに参加し」、「同人らを指導督励」することを決意したという。北は、西田に対する同情から、できるだけ彼を助けてやろうと決心しただけであつて、反乱への参加を決意したわけではない。まして、遠大な日中友好計画を携えての中国行きを控えた北が、頼まれもしないのに、突然降つて湧いたような反乱計画を指導督励すべく決意するわけがない。

北は、西田から聞いた蹶起計画がずさんなことを知つて、心を痛めていた。彼の第一回訊問調書第一一問答には、次のように記載されている。

「私は、西田から右のこと（蹶起計画の内容を指す）を聞き、蹶起後の事態收拾につき陸軍上層部及び中堅将校方

面に、事前に連絡提携ができているのか不明でありましたので、その点を西田に尋ねましたところ、西田は『そんな連絡はできておらぬようである』と申しましたので、心中では、さようなことでは蹶起した場合、面白くない結果を生じはしないかと一抹の不安を抱きましたが、秘密保持のため連絡しておかぬのか、あるいは蹶起すれば当然相呼応して彼らの希望を達成してくれる日途がついているので、あえて連絡しないのか、彼らの意思が判断できかねたので、私は突っ込んで尋ねることもしませぬでした』

かつて、中国革命運動に生死を賭した北のことである。もしも彼が眞実反乱の指導督励を決意したのであれば、その成否を左右する事後の建設工作が何もなされていないことに気づきながら、これを放置しておくはずはない。判決の事実認定は、牽強付会も甚だしいというべきである。

### 三 事件前の西田の行動 判決は、次のような事実を認定している。

① 西田は、山口大尉・亀川哲也と事後の収拾策について協議の結果、かねて青年将校の運動に理解を示し、彼らから尊敬されている真崎甚三郎陸軍大将を首班とする内閣を成立させ、事態を蹶起将校らに有利に収拾させるため、西田は小笠原長生海軍中将らに、山口は侍従武官長本庄繁陸軍大将（山口の岳父）ら陸軍上層部に、亀川は真崎大將、山本英輔海軍大将らにそれぞれ運動することを決めた。

② 二五日、磯部と会った西田は、渋川善助が湯河原に行つて前内大臣牧野伸顕の所在を偵察中であることを知り、磯部に対して、民間人を襲撃部隊に参加させるのはよくない、ことに渋川は、「蹶起後民間側同志もしくは右翼団体の外郭運動を統制、指導せしむる必要あるにつき、該偵察任務終了後速やかに上京せしむべしと指示した。

③ 同日夕刻、亀川宅で亀川が村中に蹶起資金として一、〇〇〇円を提供すると、西田は、それを固辞する村中

に勧めて内金一、五〇〇円を受領させ、自らも一〇〇円を受領した。

④ 二六日午前一時頃帰京した渋川から電話連絡を受けた西田は、蹶起部隊の出動状況を観察して報告するよう、指示した。

以上である。まず、①③④の各事実は争いがないので、検討を省略する。西田は、自らの信念に反する蹶起には参加することができず、さりとてこれを暴露することも情誼上できないので、事件後彼らの精神を生かす方法で事態を收拾すべく、最善の努力を払うことを決心したと述べている（第三回訊問調書第四問答）。

②の認定には、問題がある。西田が磯部に、渋川を直接行動に参加させないよう要請した事実はある。しかし、それを磯部に対する「指示」と解するのは、証拠を曲解するものであろう。磯部は、渋川が湯河原で偵察行動に従事していることを知った西田は、「非常に沈痛な面もち・態度であった」とい、西田から、渋川を引き上げさせるようにしてくれないと頼まれたと言つてゐる（昭和一二年三月二日付検察官第一回聴取書）。「指示」というニュアンスは、どこにも見当たらぬ。

次に、渋川を呼び返させた理由だが、磯部は、西田から直接聞いたわけではないと前置きした上で、蹶起に反対であった西田としては、渋川をも参加させて犠牲にするのは情において忍びないことと、渋川が外部工作のために必要だったためではないかと推測している。西田は、この点について次のように言う。

「今度のこととは軍人だけでやることでありましたので、私は最初から軍人は抑えて抑えられねばやむを得ぬ、また村中・磯部は現在軍人ではないが、自他共に軍人と同様に思つてるので、この両名は例外として、その余の民間側同志には一人も加わって貰いたくないと思っておりましたので、渋川だから参加させないように努力したというわけではありません。後、渋川が行動隊に加わっていたのを知り、唖然とした次第であります」

「私の従来の運動は、今回の事件に関係した人だけを相手にしていたのではありません。もし、私に事後工作を民間側で担任する考えがあれば、渋川ら二、三人の者を使わねばならぬまでに人間に飢えてはおりませぬ。渋川一人を、かほどまで力を入れて引き止めるわけはなかつたのであります。（中略）真に破壊活動をとるつもりならば、他に参加せしめ得る団体も、事後工作をする人も沢山あります」（第三回公判）

事件発生後、西田が渋川を事後工作のために使った形跡はない。両名は二六日朝に会っているが、その後は電話で情報を交換した程度であった。渋川によると、二七日西田から村中・磯部らの留守宅を慰問するようとにいわれ、両家を訪ねて激励してきたといい（証人訊問調書）、西田も第三回公判で、渋川に対して、無用なことをしないで、相沢・村中・磯部の留守宅に行って慰めてあげるようと言つたと供述している。まさか、これを事後工作とはいえないであろう。そうだとすると、判決の認定には疑問がある。

ちなみに、「検察官」としての伊藤法務官が作成した西田の聽取書（昭和一二年三月一日付）には、渋川を引き戻した理由として、第一に自分として賛成できない今回の蹶起には、自分の配下の者は猫一匹といえども使って貰いたくないこと、第二に渋川までも犠牲に巻き込むことは、情において忍びないこと、第三に今回の蹶起は、青年将校らが国家の捨て石となる決意でなされるものであり、そこには何らの政治的目的もないはずだが、民間人を参加させることによって、政治的行動として譲解されるおそれが生じること、の三点を挙げている。

この聽取書は、北・西田の公判には証拠として提出されていない。したがつて、裁判上これを事實認定の資料とすることはできないが、西田の微妙な心理を物語ついていて興味深い。

**四 事件前の北の行動** 判決が認定した事件前の北の蹶起将校らに対する「指導督励」行為は、次のとおりである。

① 二月二一日頃村中から蹶起の趣旨について意見を求められると、「稜威尊し、兵馬大権干犯如何。答、大義名分自ずと明らかなるは疑いなし、他は末節に過ぎず」という靈告があつた旨を告げ、努めて蹶起の趣旨を單一化する方がよいと指示した。

② 同月二三日頃、西田から襲撃目標など詳細な報告を受けた際、すでに決定した襲撃目標については容喙の限りではないが、第二次襲撃目標として考慮されつつある一木喜徳郎、後藤文夫、伊沢多喜男、池田成彬、三井・三菱の当主らはこれを中止し、殺害は常にいうとおり最小限度にとどめるのがよいと教示した。

③ 同月二四日村中から、兵力を集結して目的達成のため上部工作をすることは、國体觀念上どうかと尋ねられたのに対し、詔勅を強要するようなことは許されないが、そうでない範囲内で上部工作をすることは差し支えない、「これをなす以上は、一步も退かざる覚悟をもつて徹底的に該目的貫徹を計るべき」必要があることを指示した。

④ 同日村中に対し、「大内山に光射す、暗雲無し」という靈告があつたから、蹶起將校の目的は天聴に達し、純真な人が組閣するようになるだろう、よつて皇室もご安泰で安心したと告げ、「同人らの蹶起を称揚激励」した。以上である。まず、①の事実について検討すると、「御稟威尊し、兵馬大権干犯如何云々」の靈告は二月二一日の朝に下っている（第四回公判の供述）。確かに当日村中は、これを知つて意を強くしたようであるが、この靈告は、彼が北に蹶起の趣旨につき意見を求めたのに対し告げられたものではない。また、北が蹶起の趣旨を單一化すべきだなどと「指示」した証拠も存在しない。

②の事実には争いがないが、襲撃対象を広げよと言つたのであればともかく、殺害を最小限度に止めるべきだといふ言辞がなぜ問題視されるのか、よく判らない。

③の事実については、村中の証人訊問調書にその趣旨の記載がある（第一九問答）。しかし、村中は、革命運動の先輩である北の意見を尋ねたにすぎず、北の答を「指示」と解釈できるような記述にはなっていない。

次に、北が④の靈告を村中に告げたことは事実であるが、村中の証人訊問調書は次のようになっている。

「同月二四日朝北方を訪ね、明治陛下の御尊像の前で北からお經を誦誦してもらいました。そのとき、『大内山に光射す。暗雲なし』という靈感が現れたということで、私は我々が君側の奸を除くことによって、大内山の光がますます輝くのであると思い、北とそのことを話したこともあります」（第一五問答）

北が村中を激励したことは否定できないが、それについても判決がいかなる証拠によって、「蹶起將校の目的は天聴に達し、純真な人によって組閣されるだろう」などという事実を認めたのか、わからない。記録上、そのような証拠は存在しないからである。

#### 4 事件発生後の北・西田の行動

一 二月二六日の行動 判決が掲示する北・西田の二月二六日における罪となるべき事実のうち、主なもの

は次のとおりである。

- ① 西田は渋川を招き、情報の収集と民間側同志による外郭運動を指導統制すべき旨指示した。
- ② 北は、「正義軍」と示す趣旨の靈告があったと称し、西田と共にこれを機部に伝え、同人らの行動を激励した。
- ③ 杉田省吾に右靈告を伝え、民間側同志に宣伝させた（主語不明）。

以上である。まず、①の事実だが、前述のように、西田が渋川に「指示」を与えたという証拠は存在しない。

②③の事実は争いがない。もつとも、杉田に靈告を伝えたのは西田であって、北はこれに関与していない。しかし、②のような行為は、法律上は精神的幫助行為とみるのが常識である。③に至っては、帮助行為にも当たらないのではないであろうか。

この日、栗原は電話で西田に、「溜池まで案内を出すから、一度情況を見にくるように」と誘った。しかし、西田は、行きたくないといってこれを断っている（栗原証人訊問調書第一三問答、西田第三回公判供述）。

二 二月二七日の行動 ① 北は、「真崎に一任せよ」という趣旨の靈告があつた旨、西田と共に村中・磯部らに電話連絡し、真崎に時局の收拾を「一任せする」とを「教示し」、蹶起将校らに右趣旨の行動をとらせた。  
② 北は、薩摩雄次をして、加藤寛治海軍大将に対し、電話で真崎一任を海軍側からも推進されるように懇請させた。

③ 西田は、小笠原海軍中将に対し、電話で真崎推戴への協力方と、蹶起軍と緊張関係にあつた海軍側の抑制方を懇請した。

④ 北・西田は、午後五時頃栗原から電話連絡があつた際、外部の情勢は有利に進展しているから、あくまで目的を貫徹せよと激励した。

⑤ 北・西田は、午後八時頃来訪した村中に対し、真崎一任についての軍事参議官からの回答があるまでは、現在の占拠を持續するがよいと「指令」した。

⑥ 西田は、杉田省吾に対し、民間側同志のとるべき態度につき、維新を促進するための広範囲な国民運動を開くるなどの方針を指示し、かつ、蹶起に関する情報を伝え、外郭運動を促進すべき旨指導し、よつて同人らをして檄文を作成・頒布させるに至った。

以上が判決によつて認定された事実である。

①ないし③の事実には争いがないが、これらはそれが適切かどうかは別として、混乱した事態の早期收拾を図るためのアドバイスであり、支援行動であった。北・西田らに、反乱者に有利な收拾を図る意図があったことは事実だが、かかる行為は反乱行為そのものを構成するものでもなければ、反乱状態を持続・拡大させるためのものでもない。

北が真崎への一任を勧めたのは、その前日蹶起将校らが軍事参議官に対し、事態の收拾を柳川台灣軍司令官に一任すると申し出たと誤信した結果によるものであった。北はそのことを西田から聞き、「軍事参議官一同にに対する不信任の意思表示をしたことになるので、拙いことをしたなどと思いましたが、すでに済んだことでありますから、西田には何とも言いませぬでしたが、私は腹の中で、かようなことでは今後の処置をいかにしたらよいかと、独り心を碎いて憂えておりました」と述べている（第一回訊問調書第一八問答）。その結果が、真崎に一任せよという靈告となつて現れたのである（真崎は当時軍事参議官であった）。

西田は、このことを栗原から聞いたと供述している。しかし、これは西田の勘違いであった。栗原は、事態收拾は当初から真崎に依頼するつもりでいたので、柳川説など持ち出すわけがないと否定しており（栗原証人訊問調書第一六問答）、また實際にもそのような話は出ていないのである。北は、とんだ取り越し苦労をして、言わざもがなることを告げたことになる。

北は、真崎とは一面識もなかつた。北は、「真崎、荒木の」ときは、改造法案の思想と全然異なつておるのみならず、ほとんど私の議論とは没交渉だと思っております」と述べている（第五回公判）。その北が真崎を推したのは、かねて青年将校らが真崎を尊敬し、真崎内閣を希望していることを西田から聞いていたからであった。北は、

真崎推举の動機を、「時局の拡大を防止するという意味の外に、純真な青年将校らの身上を心配したことが主たる動機でありました。真崎内閣ならば、青年将校らを犠牲にし、見殺しにするようなことはあるまいと考えたので、ひたすら真崎内閣の出現を祈り、青年将校らに言を尽くして勧告し、また海軍側の諒解を求め、その支援を得るために努力したのであります」と供述している（第二回訊問調書第一五問答）。

実は、西田も真崎を信頼していたわけではなかった。西田は昭和七年頃、真崎から面会を拒否され、それ以来絶交状態にあったという（第三回公判での供述）。彼は、前述した予審官宛の手記の中でも次のように書いている。「真崎大将推薦は、私自身の真意、希望ではありません。私と『法案』（私の改造意見）を誤解、不信任する大将は、私が改造のために推薦する筋合いではないのであります」

西田が真崎のために動いたのも、青年将校らは真崎を希望し、尊敬しているから、事態の收拾が容易にできるであろうと考えたためであった（第二回公判での供述）。

このような北と西田が、意に添わぬ真崎を推戴するために奔走したあげく、それを断罪の一理由とされてしまったのは、歴史の皮肉ともどもというべきであろうか。

④の事実も、単なる栗原に対する激励に過ぎない。

⑤は、北宅を訪れた村中との会見の一こまである。当時蹶起部隊は、戒厳司令官から、小藤大佐（歩兵第一連隊長）を長とする麹町地区の警備隊に編入するという命令を受け、現在地に留まっているようにという指示を受けていた。これは、蹶起部隊を官軍と認知したことにしてならない。前途に大いなる希望を抱いた村中は、意氣揚々と北宅を訪れている。村中の調書には、次のような記載がある。

「私は、『三大将との会見の結果、まだ返事は来ぬようであるが、我々は戒厳部隊に編入されたのであるから、当

分の間は原位置に停まっていることができると思う。そうすると、大勢は漸次我々のために好転して行くことになるであろう』と申しましたら、北が『できるだけ現位置に停まつていればよいだろう。そのうちに形勢はだんだん良くなるだろう』と申してくれました」（証人訊問調書第二二一問答）。

この点について、西田は、次のように述べる。

「私は、『奉勅命令で現地を撤退せしめ、もし服従しないときは討伐するという噂があるがどうか』と申しますと、村中は、『我々の行動を認めた陸軍大臣の告示が出ているほどだから、そんなはずはない』と申して大臣告示の内容を説明してくれましたが、私は、『せっかく現占拠地に留まつて居つてもよいといわれているのだから、民家に移ることはない。今までどおりその場にいればよいではないか』と言いましたと、村中は、『それでは、そう致しましよう』と言いました。私は、『早く陸軍首脳部の意見をまとめて、時局收拾に努力する必要がある』という趣旨の意見を述べ、村中は約一時間で一人先に帰つて行きました」（第三回公判）

北・西田が、占拠を解かない方がよいだらうと言つたことは、事実であろう。しかし、それを「指令」と評価するのは間違つてゐる。右に述べたように、すでに戒厳司令官から、現位置に留まるようにという指示が出している。司令官の責任をきて置いて、占拠継続をアドバイスしたにすぎない北・西田に「指令」の責任を問うことは、お門違いも甚だしい。

⑥の事実も争いがない。問題は、これが反乱加担行為というに値するかという点にある。西田は杉田に、反乱に参加せよとは言つていらない。維新実現のための外郭運動を指導しているだけだからである。反乱支援行為に止まるというべきであろう。

### 三 二月二八日の行動

判決は、次のような事実を認定している。

北・西田は、左記のように「一旦自決を決意したる蹶起将校らに対し、極力その自決を阻止すると共に、初志貫徹のため、あくまで上部工作を続行すべく指導」した。

① 正午頃栗原から自決する旨の電話を受けると、軍事参議官からの回答があるまでは自決をしてはならぬと「教示して、同人らの自決を阻止」した。

② 午後三時頃村中から、奉勅命令より討伐の噂もあるが、真偽不明との電話を受けると、奉勅命令は脅かしかしたらう、一度蹶起した以上は、目的貫徹のため徹底的に上部工作をすべきで、自決は最後の問題だと告げた。

③ 午後五時頃栗原に対し、電話で、外部の情勢は有利に展開しつつあるから、各自一致結束すべきで、自決は最後の問題だと強調した。

④ 西田は、その前後頃機部から電話で、自分は最後まで戦うつもりだがどうかと尋ねられたのに対して、「そこまでやらなくてはなるまいと指示」した。

判決の認定事実は以上であるが、まず北・西田が栗原と村中に対し、軍事参議官の返事が来るまで自決を思いつどまるようになって説得したという①②の事実は争いがない。とりわけ、北の栗原に対する説得の言葉があるつているので、紹介しておく。

「君は、さながら早野勘平のようなことをするでないか。そんなことは、野道ではよく似合うかも知れないが、総理大臣の官邸では似合わないよ。昨日の話の軍事参議官からの返事はあったか。軍事参議官の意見が定まらず、返事の来ないうちに腹を切るなどとは、速まつたことではないか。(中略) その返事があつてから自決しても、決して遅くはないのではないか」(第五回公判での供述)

北は、自決を阻止した理由を次のように述べる。

「当時の状況より観察して、奉勅命令により蹶起軍を討伐するとか、自決を勧告するなどということはあり得ないと思っておりました。すなわち、奉勅命令などというのは脅かしに過ぎないものと思いましたので、蹶起将校がいまさらそのような脅かしに怖れを抱いて引き下がっては駄目だ、あらゆることは力を尽くした上で自決を考えたとして、彼らの自決を思い止まらせたのであります。実際、今頃になって討伐するようなら、蹶起と同時に討伐すべきはずであり、一度戒厳部隊に編入したり、上層部の人々が寄つて群がつて謳歌礼賛しておきながら、手のひらを覆すようにたちまち討伐するというようなことはあり得ないと考えるのは、あながち私一人ではなかつたと思います。（中略）なお、そのとき私が、彼らが死ぬともつとも悲しむのは自分であり、晏如として生きておれぬなどと申したのは、私は前日まで意氣昂昂たりし彼らが、上官より勧められて自決するというその心持ちがいじらしくて悲しかつたから、左様に申したのであります」（第五回公判）

北の情勢判断は、あまりにも甘すぎた。軍上層部の変節の背景には、鎮圧が進捗しないことにいらだち、「朕自ら近衛師団を率い、これが鎮定に当らん」とまで口走った昭和天皇の強い意向<sup>(4)</sup>があったことは、今日よく知られてゐる。

しかし、蹶起将校らが自決を思い止まつたのは、北・西田の説得によるものではなかつた。一八日正午頃山下奉文少将らから、「奉勅命令が出るのは時間の問題だから責任をとるよろに」と説得された彼らは、奉勅命令が出たときは自決することを一旦決意したが、奉勅命令が天皇の真意に基づくものかどうかを今一度確認することとし、山下らは自決の際に勅使の派遣を賜りたいという彼らの希望を携えて皇居に赴いた。本庄日記には次のように記されている（原文はカタカナ書き）。

「陛下には、非常なる御不満にて、自殺するならば勝手になすべく、かくの如きものに勅使など、以ての外なりと

仰せられ、また、師団長が積極的に出づる能はずとするは、自らの責任を解せざるものなりと、未だかつて押せざる御氣色にて、厳責あらせられ、直ちに鎮定すべく嚴達せよと嚴命を蒙る」

天皇のこの厳しい言葉が蹶起将校らに伝わらなかつたことは、彼らにとつてはむしろ幸せだったというべきであろう。

自決を決意した村中は、赤坂の山王ホテルに陣地を構築していた安藤を呼びに行った。ところが、じりじりと前進してくる鎮圧部隊と安藤部隊の間には緊張が高まり、一触即発の状況にあつた。これを見た村中は、これでは一戦を交えて討ち死にするしかないと覚悟して、陸相官邸に戻つた。自決どころではなくなつたのである。

北・西田の村中への電話は、そのときのことであった。村中は、「そのとき、もはや討ち死にのはかなしと覚悟しておりましたので、別に意見は述べず、ただ『最後までしっかりやります』と答えて電話を切りました」と述べている（証人訊問調書第二七問答）。

北も、このときの村中の様子を変に感じたらしい。彼は予審官に対して、「村中は、ただ『えー、えー』と生返事をして要領を得ないようであったが、最後に、『よくわかったが、我々はもう決心しているのです』と言って、パソコンと電話を切つてしまつた」と述べ（第二回訊問調書第二問答）、また公判でも、「村中は何か別のことを考えているかのごとき、生返事であつたように感じました」と答えている（第五回公判）。

他方、磯部は徹頭徹尾自決に反対した。彼は言う。

「陸軍上層部においては、最初は我々の蹶起を支持するような行動に出で、その後奉勅命令により賊名をかぶせようとして自決を勧告しても、そのような子供だましのようなことに服従することは、私としては断じて反対でありました。したがつて、北・西田の自決阻止の電話をかけるとかけないとにかかわらず、自決を止するのは当然だと

思います。北・西田からそのような電話があつたことは、聞いておりませぬ」（証人訊問調書第一三問答）

「二月二六日陸相官邸で陸軍大臣の悲壯なる告諭に基づき、山下少将らより説得せられた結果、栗原が真っ先に責めを負い切腹すると言ひだし、他の同志らも順次自決を決意するに至つたのであります。私は考えるところがあつて最後まで頑強に反対しました。それは、革命家は勝つか負けるかであり、自決のごときは革命家のとるべき態度にあらず、説得に応じて一步でも後退すれば、必ずや責任を全部負わされて銃殺されるに違ひない、どうせ殺されるものなれば、敵と最後まで戦つて潔く討ち死にすべきであると考えたのであります。よつて、陸相官邸の別室に栗原・香田その他自決を決意した同志を一人一人呼び入れて、その不可なるゆえんを極力説得し、ついに自決を翻さしたのであります。

しかるに、右同志らが一旦自決を決意しながらその後たちまち翻意したのは、北一輝・西田税らの電話指令に基づいたものであるかのごとく認められ、宣伝せられているようですが、これはまったく事実と相違しております」（検察官第二回聴取書）

その後反乱将校らは、戦車を先頭に押し寄せてくる二万数千もの鎮圧部隊を前にして戦うすべもなく、ついにその指揮下にあつた下士官・兵全員を原隊に復帰させた。反乱は、兵火を交えることなく鎮圧されたのである。

蹶起将校らは、陸相官邸で武装を解除されたが、拳銃と軍刀はいつでも自由に取れる状態であった。彼らは、硯箱と白紙が用意された個室に一人ずつ収容された。会議室の大広間には、三十余の棺桶が準備されていたという。再び本庄日記を引こう。<sup>(7)</sup>

「この日、陸軍大臣官邸に集まれる反乱将校に對し、関係者より代る々々自決すべく諷示せし由なるも、野中大尉の自殺せし外、これを肯ぜず、すべて憲兵隊に拘留せらる。

反乱将校が、自決を肯せざりしは、さらに法廷にて、自<sup>己</sup>の真意と主張を、堂々陳述したき意思もありしなるべく、また自<sup>己</sup>の行為を、不正不忠と、認めあらざりしに因る」とあるべしとは云へ、一般よりは、甚だ遺憾なりとせらる」

蹶起将校らが自決を翻意したのは、情勢の急激な悪化と、骨の髓から革命家であった磯部の説得によるものとみるのが正当である。

③の電話は、西田がかけたもので、北は無関係である。しかも、西田・栗原双方の供述を調べても、二人の会話の中で自決のことが話題となつた旨の記載はない。

④については、前述のように、機部調書に、「西田は『仕方あるまい』と言つた」旨の記載があるのみであつて、これを徹底抗戦の「指示」と理解することは、証拠の曲解も甚だしい。なお、西田の供述には、磯部との電話のことはまったく出てこない。

## 5 結 語

以上で、判決の認定事実についての検証を終える。判決は、あるときは証拠を無視し、あるときはねじ曲げて、なりふり構わず北・西田を反乱首魁に祭り上げたのである。

それでは、北・西田の一・二六事件における役割をどう考えるべきであろうか。  
章を改めて、二人の刑事責任の問題に焦点を当てることにしたい。

(1) この佐藤の聽取書は、なぜか一件記録に編綴されていないので、参照することができなかつた。佐藤は犯人蔵匿罪に問

われたが、昭和一年五月九日東京刑事地方裁判所検事局に移送されており、その処分結果はわからない。右聽取書の原本は、同検事局に送られたものと思われる。

(2) 『秘録』第一巻六五頁以下。

(3) 結審後の昭和一二年五月、西田は縫合した腸の傷跡が悪化して急性腹膜炎を起こし、衛戍病院で開腹手術を受けている。

(4) 本庄繁『本庄日記』（一九六七年、原書房）二七六頁。

(5) 前掲・二七八頁。

(6) 福本亀治『秘録二・二六事件真相史』（一九五八年、大勢新聞社）一七二頁。

(7) 本庄・前掲二八〇頁。

## 第五章 北・西田の刑事責任

### 第一節 反乱罪の解釈について

北・西田の刑事責任を論ずる前提として、反乱罪の解釈問題について若干の考察を加える。

#### 1 内乱罪との関係

軍刑法の反乱罪（陸軍刑法二五条、海軍刑法二〇条）は、刑法の内乱罪（七七条）よりも重い刑罰で臨んでいた。すなわち、首魁は死刑（内乱罪は死刑または無期禁錮。以下、カッコ内は内乱罪の刑を示す）、謀議参与者・群衆指揮者は死刑、無期、もしくは五年以上の懲役または禁錮（無期または三年以上の禁錮）、諸般の職務従事者は三年以上の懲役または禁錮（一年以上一〇年以下の禁錮）、付和隨行者は五年以下の懲役または禁錮（三年以下

の禁錮）と規定されていた。

多數説によると、反乱には、國家の統治機構を変革する目的、すなわち「朝憲紊乱の目的」でなされる場合と、「朝憲紊乱以外の目的」でなされる場合とがあると解されていて<sup>①</sup>。前者は、刑法の内乱罪の加重犯であり、後者は、軍刑法特有の、いわゆる純正軍事犯ということになる<sup>②</sup>。

このように、同一構成要件の中に二種類の犯罪が盛り込まれていていう解釈には、草野豹一郎博士らの反対説があった。問題は、反乱罪に軍人の身分を有しない者が関与した場合に生じる。非軍人が「朝憲紊乱の目的」で反乱に参加すれば、刑法六五条二項が適用されて刑法の内乱罪の規定が適用される。しかし、「朝憲紊乱以外の目的」で反乱に加わると、同条一項によって非軍人にも軍刑法の反乱罪が適用される結果、「朝憲紊乱の目的」で同一行為に出た場合よりも重く処罰されることになる。これは不合理ではないか、というのである。こうして草野博士は、反乱罪に限定解釈を加えられ、同罪は「朝憲紊乱の目的」がある場合にのみ成立する内乱罪の加重犯と解すべきであると主張されたのであつた<sup>③</sup>。

しかし、いわゆる五・一五事件<sup>④</sup>の民間側被告人についての大審院判決は、刑法七七条にいう「朝憲を紊乱する」とは、国家の政的基本組織を不法に破壊することをいうと解した上、海軍刑法二〇条の反乱罪について次のように判示し、非軍人である被告人について、刑法六五条一項によって反乱罪の適用を認めた（昭和一〇・一〇・二四第二刑事部判決、刑集一四巻一二六七頁）。

「海軍刑法第二〇条ニ依リ構成スベキ所謂反乱罪トハ、海軍軍人党ヲ結ビ、兵器ヲ執リ、官憲ニ反抗シテ多衆的暴動ヲ為スヲ謂ヒ、内乱罪ノ如ク朝憲ヲ紊乱スルコトヲ目的トスルモノニ限ラズ、其ノ他ノ公憤又ハ私憤ニ出ヅル場合ヲモ包含シ、其ノ目的ニハ拘ラザルヲ以テ、軍人タル身分及犯罪ノ目的ニ於テ内乱罪トハ其構成ヲ異ニスルコト

## アルベキ特別罪ナリト解スルヲ相当トス」

判例は、多数説の見解を採用したのである。したがつて、この判例の見解によれば、「朝憲紊乱以外の目的」で本件反乱に参加したとされる非軍人の北・西田に対しても、陸軍刑法の反乱罪が適用されることになる。

強力な武装集団である軍隊の反乱は、その目的の如何にかかわらず、軍の秩序と統制を乱し、その存在を危うくするのみならず、國家の存立さえも脅かしかねない重大な行為である。この法益侵害の重大性、危険性を考えると、反乱罪の成立を「朝憲紊乱の目的」の場合だけに限定しない判例・多数説の見解を正当とすべきであろう。

反対説は、わずか六名の海軍士官と一名の陸軍士官候補生が、民間側同志を誘つて行動した五・一五事件のような小規模の事件を念頭に置いて考へると、説得力がある。現にこの事件の民間側被告人に対する第二審判決は、反乱罪を適用した軍法会議判決に異を唱え、騒擾罪を適用している。しかし、反対説によると、一、五〇〇名もの部隊を出動させた二・二六事件でさえも、朝憲紊乱の目的がない以上は反乱罪に当たらない、という結論になる。これは、あまりにも非常識な結論というべきであろう。

もつとも、多数説による限り、草野博士が指摘された問題点は未解決のまま残されている。また、後述の陸軍刑法三〇条（海軍刑法二五条）の反乱者を利す罪が、「反乱者又ハ内乱者ヲ利スル為」の行為を処罰すると規定していることも問題である。

軍刑法が存在しなくなつた今日、これらの問題を掘り下げる無意味なので、これ以上の論議は避けるが、内乱罪の「朝憲紊乱の目的」についての判例の解釈を維持する限り、調和のとれた解釈は出てこなかつたのではないかと思われる。

## 2 反乱罪と反乱者を利す罪

一 反乱罪の構成要件　　反乱罪は、軍人・軍属等一定の身分を有する者が、「党を結び」「兵器を執り」「反乱をする」ことによって成立する。ここに「反乱」とは、国の権力の組織または発動に対して侵害を加える手段として、暴行脅迫を行うことをいう<sup>(3)</sup>。

反乱罪の構成要件を考えるに当たっては、内乱罪に関する学説が参考となるであろう。団藤博士は、内乱罪について次のように述べられている<sup>(6)</sup>。

「正確にいえば、『朝憲を紊乱することを目的として暴動を為した』というのが内乱罪の構成要件であって、『首魁』とか『謀議に参与し又は群衆の指揮を為した』とか、『単に暴動に干与した』とかの構成要件があるわけではない。各号は、単に处罚の輕重のための区別にすぎないのである」

この理論は、内乱罪のような多衆犯には、刑法総則の共犯規定の適用が排除されるという通説の支柱でもある。団藤博士は、内乱首魁罪、内乱謀議参与罪などといった構成要件が存在しない以上、首魁の教唆とか、謀議参与の教唆とかはあり得ないといわれる。

確かに、立法形式を重視して内乱罪の構造を考えると、各号は法定刑の個別化のためにのみ存在するかのようである。しかし、集団犯罪としての内乱行為のほかに、個々の参加者について、「首魁」としての構成要件的行為、「謀議参与者」としての構成要件的行為等を考えるべきではないだろうか。そうでないと、構成要件のあてはめが緩やかになりすぎて、その限定的機能が失われてしまうおそれがあるよう思ふ<sup>(8)</sup>。

この考え方には、多衆犯についても、総則の共犯規定の適用を考慮すべき場合があるという考え方につながる。もちろん、内乱罪は必要的共犯であるから、その集団の内部にある者に対する共犯例の適用はない。しかし、集

団の外部にあって集団の各号所定者に加功した者に対する対しては、原則的にその適用を認めるべきであろう<sup>(9)</sup>。共謀共同正犯理論の適用もまた、同様である。もつとも、内乱罪については帮助罪について特別の構成要件が存在するから（七九条）、とくに問題となるのは教唆犯についてである。

内乱罪についての以上の考え方は、すべてそのまま反乱罪にあてはまる。ただ、問題は、反乱者を利す罪と刑法総則の従犯規定との関係である。そこで、次にこの問題について考察する。

## 二 反乱者を利す罪

陸軍刑法には、反乱者を利す罪という特別の構成要件があった。

### 上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

本条が引用する陸軍刑法二七条ないし二九条は刑法の外患罪の特別規定であって、二七条各号が絶対的利敵罪（行為の目的を問わない<sup>(10)</sup>）、二八条各号が相対的利敵罪（敵国を利する目的が必要<sup>(11)</sup>）、二九条が補充的利敵罪（前二条以外の方法による利敵行為<sup>(12)</sup>）といわれた。

この「反乱者を利す罪」について、菅野氏は、本質上一種の従犯だが、実害が大きいところから独立の罪とされたもので、刑法七九条と同趣旨であると解説される<sup>(13)</sup>。しかし、同氏が、本条に刑法六二条の適用を排除するという効果までも認める趣旨なのかどうかは、明らかではない。

本条が引用する条文のうち、二七条・二八条は各号に個別的な行為を列挙しているから、問題はもっぱら二九条の解釈にある。そこで、反乱者を利するための補充的利敵罪の構成要件を考えてみると、「反乱者を利するため、二七条・二八条に記載する以外の反乱者に軍事上の利益を与える行為、または帝国の軍事上の利益を害する行為」ということになる。

ここにいう「軍事」の意義について、菅野氏は、「軍の組織及び活動に関係ある事項のうち、作戦行動に直接関係ある事項のみに限られる」という解釈を示している。<sup>(14)</sup> この解釈をとるならば、作戦行動に直接関係のない帮助行為は三〇条の対象外であって、共犯例の適用の問題とされる余地がある。

前述した五・一五事件に関する大審院判決は、反乱謀議参与者に拳銃とその実包を与えた被告人らの行為を反乱帮助罪に問い、海軍刑法二〇条二号前段、刑法六五条一項、六二条一項を適用している。大審院は、多衆犯について刑法総則の共犯例の適用を認め、しかも海軍刑法二五条（陸軍刑法三〇条と同文）を適用しなかったのである。

すなわち、大審院は、反乱者を利す罪は刑法の従犯規定を排除する趣旨ではないと解釈したのである。しかし、

反乱者に対する拳銃と実包の供与が、「軍事上の利益」を与える行為に当たらないとする根拠は明らかではない。

ところで、東京陸軍軍法会議には、九名が反乱帮助罪、二四名が反乱者を利す罪で起訴された。検察官としては、反乱者を利す罪のほかに反乱帮助罪が成立し得ること、すなわち、陸軍刑法三〇条は共犯例の適用を排除する趣旨ではないという見解を探つていたのである。

しかし、帮助罪で起訴された者のうち二名は無罪とされたが、残り七名はすべて反乱罪の正犯または反乱者を利す罪で有罪とされてしまった。他方、反乱罪の正犯または反乱者を利す罪で起訴された者で、判決で反乱帮助罪と認定された者は皆無である。すなわち、軍法会議が帮助罪を適用した判決例は、結果的に一件もなかつたのである。これは推測にすぎないが、軍法会議は、一致して刑法の従犯規定の適用を排除する見解を採つたのではないだろうか。

そこで、私見を述べる。筆者としては、陸軍刑法三〇条（海軍刑法二五条も同じ）は、刑法総則の従犯規定の適用を排除する趣旨に解釈すべきではないかと考える。すなわち、同条を内乱罪についての刑法七九条と同様に解す

るのである。

本罪の本質は、軍事犯である反乱罪に対する独立帮助罪である。そうである以上、反乱者に「軍事上の利益」を与えない帮助行為、または帝国の「軍事上の利益」を害さない帮助行為で、しかも可罰性のある行為は、ほとんど考えられないようと思われる。

菅野氏のように、本条の「軍事」を作戦行動に直接関係ある事項に限定する解釈は、一見その適用範囲を明確にし、かつ、これを限定する効果があるよう思える。しかし、実際問題として、作戦行動に直接関係ある事項かどうかを判断することは、必ずしも容易ではない。しかも、「作戦行動」の解釈如何によつては、それはどのようにも拡大解釈できるから、実際には、本罪の適用範囲を限定する結果にはつながらないのでないだろうか。

そうであれば、「軍事上の利益」とは、端的に軍の活動に対する利益、換言すれば、軍の戦力の維持・行使に役立つ行為をすべて含むと解すべきであろう。

このように解しても、反乱者に「軍事上の利益」を与えるとまではいえないが、法的には帮助行為に該当する事例がないわけではない。例えば、野次馬が、付和隨行者に対して激励の言葉をかけたり、缶ジュークを差し入れるような行為がそれである。しかし、このような軽微な行為は、可罰性がないとして、处罚の対象から外されていると解することができる。

私見と異なり、大審院判例のような見解を採ると、反乱罪の首魁に対し、「軍事上の利益」に至らない程度の帮助行為を行った場合には、無期または一〇年以上の懲役もしくは禁錮に処せられることになる（刑法六三条、六八条一号）。死刑こそないものの、懲役・禁錮刑の短期は三〇条のそれの三倍強という結果である。三〇条に該当しない軽微な帮助行為に対し、逆にこのような重い刑罰を科することになる解釈は、妥当性を欠いている。

### 3 首魁・謀議参与者の意義

一 首魁　反乱の首魁に対する法定刑は、死刑のみである（一五条一号）。菅野氏によれば、「首魁」とは、反乱行為を発動し、またはこれを支配する首脳者をいい、あるいは自ら発起者として行為を立案することあり、あるいは中途より参加して指揮統率に当たることあり、必ずしも現場に臨むことを要せず、背後にあって団体を指揮する場合でもよい、とされる。<sup>(15)</sup>

判例をみると、内乱罪の首魁についてのものはないが、騒擾罪のそれについては、「騒擾行為ノ主動者トナリ多衆ヲシテ其合同力ニ依リ騒擾行為ヲ為サシムル者」（大判大正四・一一・六、刑録二一轉一八九七頁）とか、「主動者となり首唱画策し、多衆をして其の合同力により暴行又は脅迫を為すに至らしむる者」（最判昭和二八・五・二一刑集七巻五号一〇五三頁）と定義され、「必ずしも暴行脅迫を共にし、若しくは現場に在って総括指揮をするとを必要とするものではない」（前掲最判）とされている。

内乱罪の首魁についての学説の定義も、右と大同小異である。その代表的なものを見ると、「首魁トハ暴動ノ發動力ヲ惹起シ又ハ之ヲ支配スル主動者ヲ謂フ」とか、「暴動の主謀・統率者<sup>(16)</sup>」をいうとされている。

ちなみに、反乱将校らのうち首魁とされた者は、村中、磯部、香田、安藤、栗原の五名であった。香田は、自決した野中大尉に次ぐ先任将校（陸士三七期）であり、その責任を問われたものであろう。そのほかの者たちは、自他共に認める事件の中心人物であつたから、本人たちも首魁とされて本望ではなかつたかと思う。

二 謀議参与者　反乱の謀議参与者と群衆指揮者は、死刑、無期もしくは五年以上の懲役または禁錮に処せられる（二五条二号前段）。菅野氏によれば、「謀議参与者」とは、首魁の參謀として反乱行為の全般的計画の策定に関与する者をいうとある。また、泉二博士は、内乱罪のそれについて、首魁の顧問として暴動の総般的計画に従事

する者をいう、とされている。<sup>(19)</sup>

ちなみに、反乱将校らのうち謀議参与者とされた者は、竹鳶、対馬、渋川の三名で、そのすべてに死刑が宣告された。また、群衆指揮者とされた一三名のうち八名（中橋、丹生、坂井、田中、中島、安田、高橋、林）についても、死刑が選択されている。

竹鳶・対馬は、西園寺公襲撃を担当するはずの豊橋教導隊グループの中心人物であったから、謀議参与者という認定は当然であろう。しかし、その計画は実行の着手以前に放棄され、二人は東京部隊の驍尾に付して行動を共にしたに過ぎなかった。極刑の選択は重きに過ぎたのではないだろうか。

渋川に至っては、磯部らに依頼されて、牧野前内府の所在を確認するための偵察行動に従事したにすぎない。これを謀議参与と認めること自体、きわめて不当であった。しかも、彼に極刑をもって臨んだことは、民間人にに対する軍人裁判官の憎しみの発露としか思えない。<sup>(20)</sup>

湯河原の牧野襲撃に参加した水上源一（弁理士）は、「諸般の職務従事者」（二五条二号後段。三年以上の懲役または禁錮）として起訴され、懲役一五年を求刑された。しかし、判決では謀議参与者とされ、しかも死刑が宣告された。これは、湯河原襲撃の指揮者河野大尉が自決したため、その身代わりにされたとしか考えられない事實認定と量刑である。<sup>(21)</sup> ちなみに、湯河原班の裁判を担当した法務官も、伊藤章信その人であった。

北・西田の共同被告人であった亀川も、反乱者を利す罪で起訴され、禁錮一五年を求刑されたが、判決では謀議参与者とされて、無期禁錮刑を言い渡されている。

このようにみてくると、軍法会議の民間人に対する厳しい態度が自ずと浮かび上がつてくるようである。

(1) このような場合の例として、西南戦争後の恩賞の不公平が原因で発生した、明治一年の竹橋事件があげられる。この事件については、澤地久枝『火はわが胸中にあり』（一九七八年、角川書店）参照。なお、法定刑に懲役刑があることも、反乱の罪責が必ずしも内乱と同じではないことを表していると解されていた。

(2) 井上義行『陸軍刑法通解』第五〇条の項（一九四一年、謄写印刷版）、菅野保之『陸軍刑法原論』増訂版（一九四三年、松華堂）一九一頁、「内乱罪と反乱罪」法律新聞三五五三号三頁、三五五四号三頁、岡村駿児『陸軍刑法講義』改訂増補版（一九四三年、良栄堂）九〇頁、日高巳雄『軍刑法』（一九四〇年、日本評論社）二四頁。

(3) 草野豹一郎「反乱罪に付ての一考察」法律論叢一二巻一〇・一一号一頁、『刑事判例研究』三巻（一九三七年、巖松堂書店）一〇八頁、富山單治「反乱罪に就て」法律新聞三五七六号三頁、「反乱罪と内乱罪」同新聞三五八六号三頁、三五八七号三頁。

(4) 五・一五事件とは、昭和七年五月一五日海軍の青年将校が中心となって、陸軍士官候補生と民間右翼を誘って騒起しそときの内閣総理大臣犬養毅と警護の警官一名を射殺したほか、警視庁、政友会本部、変電所などを手榴弾で襲撃し、軍政府の樹立を図った反乱事件である。この事件では、軍人の被告は陸軍または海軍刑法の反乱罪で各軍法会議に起訴され、民間の被告は爆発物取締罰則違反、殺人等の罪名で通常裁判所に起訴された。

昭和八年九月一九日第一師団軍法会議は陸軍側被告について、反乱罪として有罪判決を下し、次いで同年一月九日東京軍法会議は海軍側被告について、同じく反乱罪として有罪の判決をし、いずれも一審限りで確定した。これに対して、東京地方裁判所は、昭和九年二月三日民間側被告に対して、爆発物取締罰則違反、殺人等の通常の刑法犯として有罪とした。

民間側被告のうち大川周明ほか五名が控訴したが、第二審東京控訴院（裁判長吉田常次郎博士）は、海軍将校らの行為は海軍刑法六八条の騒擾罪に該当すると認定した上、控訴人らの行為は同条二号の罪の帮助罪に当たると解し、同条は刑法一〇六条に対しても軍人たるの身分により刑を加重した規定であるから、刑法六五条二項により同法一〇六条二号、六二条一項を適用すると判断した。これは、反乱罪の成立を認めた陸海軍軍法会議の各判決と対立する法律判断であった。

(5) 菅野・前掲書一九六頁（本書は、陸軍刑法に関する最高の権威書とされていた）。また、岡村・前掲九三〇頁は、「多数人の集合による暴力をもつて官憲に反抗すること」とし、日高・前掲二四頁は、「暴行脅迫をもつて兵力または官憲に

反抗すること」と定義している。

(6) 団藤重光『刑法綱要各論』第三版（一九九〇年、創文社）一九頁。

(7) 団藤・前掲一八頁、大塚仁『刑法各論』下巻（一九六八年、青林書院新社）五五七頁、香川達夫『刑法講義』各論（一九八二年、成文堂）一一頁、内田文昭『刑法各論』第二版（一九八四年、青林書院）六〇〇頁、福田平『全訂刑法各論』（一九八八年、有斐閣）七頁、小暮得雄ほか編『刑法講義各論』（一九八八年、有斐閣）四七三頁「江口三角」、大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法』四巻（一九九〇年、青林書院）三〇頁「鈴木享子」等。

(8) 内田・前掲四二一頁、小暮ほか・前掲二六六頁「岡本勝」は、ほぼ同旨か。

(9) 泉二新熊『日本刑法論』下巻増訂版（大正一三年、有斐閣）二七頁、植松正『再訂刑法概論』II各論（一九七九年、勁草房）六頁、藤木英雄『刑法講義各論』（一九七六年、弘文堂）一一頁、前田雅英『刑法各論講義』（一九八九年、東京大学出版会）五〇七頁等。

(10) 陸軍刑法第二七条 左ニ記載シタル行為ヲ為シタル者ハ死刑ニ処ス

一 軍隊又ハ要塞、陣營、艦船、兵器、弾薬其ノ他軍用ニ供スル場所、建造物其ノ他ノ物ヲ敵国ニ交付スルコト

二 敵国ノ為ニ間諜ヲ為シ又ハ敵国ノ間諜ヲ帮助スルコト

三 軍事上ノ機密ヲ敵国ニ漏泄スルコト

四 敵国ノ為ニ嚮導ヲ為シ又ハ地理ヲ指示スルコト

五 敵国ニ降ラシムル為司令官ヲ強要スルコト

六 敵国ノ為ニ俘虜ヲ奪取シ又ハ之ヲ逃走セシムルコト

(11) 陸軍刑法第二八条 敵国ヲ利スル為左ニ記載シタル行為ヲ為シタル者ハ死刑ニ処ス

一 要塞、陣營、艦船、兵器、弾薬其ノ他軍用ニ供スル場所、建造物其ノ他ノ物ヲ損壊シ又ハ使用スルコト能ハサルニ至

ラシムルコト

二 水陸ノ通路、橋梁ヲ損壊又ハ壅塞シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ軍隊、艦船ノ往来ノ妨害ヲ生セシムルコト

三 司令官軍隊ヲ率キテ守地若ハ配置ノ地ニ就カス又ハ其ノ地ヲ離ルコト

四 隊兵ヲ解散シ又ハ其ノ潰走混乱ヲ誘起シ又ハ其ノ連絡集合ヲ妨害スルコト

五 兵器、弾薬、糧食、被服其ノ他軍用ニ供スル物ヲ缺乏セシムルコト

六 命令、通報若ハ報告ヲ詐リ伝ヘ又ハ虚偽ノ命令、通報若ハ報告ヲ為スコト

七 造言飛語シ又ハ敵前ニ於テ叫呼喧噪スルコト

(12) 陸軍刑法第二十九条 前二条ニ記載シタル以外ノ方法ヲ以テ敵国ニ軍事上ノ利益ヲ与ヘ又ハ帝国ノ軍事上ノ利益ヲ害シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役ニ処ス

(13) 菅野・前掲二〇〇頁。また、岡村・前掲一〇九頁は、これを反乱帮助罪と説明する。しかし、刑法の従犯規定との関係については触れられていない。

(14) 菅野・前掲二一八頁。

(15) 菅野・前掲一九三頁。また、岡村・前掲九三頁は、「反乱団体の首脳たる者で、すなわち団体全体を指揮、監督、統率する者をいう」とする。

(16) 菅野・前掲二六頁。

(17) 植松・前掲七頁。

(18) 菅野・前掲一九四頁。

(19) 泉二・前掲二八頁。

(20) 余談だが、将校班に対する第三回公判が行われた昭和一年五月四日の夜、渋川は裁判長・各判士・検察官宛に「公判進行に関する上申」と題する書面をしたため、これを提出している。法務官（藤井喜一）が被告人らの代表格の村中の陳述を制限したことに対する抗議文だが、その明快な論旨と毅然たる態度には感動させられた。次にその一部を掲げる（原文はカタカナ書き）。

「本軍法會議が特設せられ、公開の規定及び弁護人の規定が適用せられぬことに相成りましたる御精神が、本事件の最終日二月二十九日陸相官邸に於て、『将校等を自刃せしめよ。若し自刃を肯せぬならば殺してしまへ』との御意見があつた由であります。が、其の延長に他ならぬのでありますならば、私共は何も申上げることはありません」

「本公判には弁護人がありませぬ。陳述の根拠を立証すべき各種の資料を整へることも出来ませぬ。それなのに、被告の陳述に対し、法務官殿の為されました如く、『根拠の確たるものはないのだな』、『誰から聞いたかわからぬのだな』位に、

殆ど万人周知の事実を、恰も架空の巷談手説の如くに片附けられますることは誠に遺憾に堪へませぬ」

あるいは、このような渋川の反骨精神が、裁判官の憎しみを煽ったのかもしれない。なお、渋川の死刑執行に立会った

看守の手記によると、彼は銃殺される直前に、「国民よ、皇軍を信頼するな」と絶叫したという（斎藤瀬『一・二六』

（一九五一年、改造社）二八七頁）。

(21) 戒厳司令部が集めた情報では、水上に対する極刑は予想外という反響があったという。前掲『松本資料』一二八一頁。

## 第二節 北・西田の刑事責任

### 1 北・西田の正犯性

陸軍刑法二五条の反乱罪が成立するためには、党を結び、兵器をとり、反乱をすることが必要である。北・西田は、直接反乱行為に参加したわけではないから、問題は、もっぱら実行正犯である蹶起将校らとの共同正犯の成否にある。

周知のように、わが判例は、大審院以来共謀共同正犯理論を採用して今日に及んでいる。その理論づけには若干の変遷があるが、ここではその代表的な判例を掲げてみよう。

大審院は、次のように判示している。

「凡ソ共同正犯ノ本質ハ、二人以上ノ者一心同体ノ如ク互ニ相倚リ相援ケテ各自ノ犯意ヲ共同的ニ実現シ、以テ特定ノ犯罪ヲ実行スルニ在リ。共同者ガ皆既成ノ事実ニ対シ全責任ヲ負担セザルベカラザル理由、茲ニ存ス。若シ夫レ其ノ共同実現ノ手段ニ至リテハ、必ズシモ一律ニ非ズ。或ハ俱ニ手ヲ下シテ犯意ヲ遂行スルコトアリ、或ハ又共ニ謀議ヲ凝シタル上、其ノ一部ノ者ニ於テ之ガ遂行ノ衝ニ當ルコトアリ。其ノ態様同ジカラズト雖、二者均シク協

心協力ノ作用タルニ於テ其価値異ナルトコロナシ。従テ、其ノ孰レノ場合ニ於テモ、共同正犯ノ関係ヲ認ムベキヲ以テ原則ナリトス」（大審院連合部判決昭和一一・五・二八刑集一五巻七一五頁）

最高裁は、大審院の共謀共同正犯理論に絞りをかけて、次のように判示した（いわゆる練馬事件判決）。

「共謀共同正犯が成立するには、二人以上の者が、特定の犯罪を行うため、共同意思の下に一体となって互に他人の行為を利用し、各自の意思を実行に移すことを内容とする謀議をなし、よって犯罪を実行した事実が認められなければならない。したがって右のような関係において共謀に参加した事が認められる以上、直接実行行為に関与しない者でも、他人の行為をいわば自己の手段として犯罪を行つたという意味において、その間刑責の成立に差異を生ずると解すべき理由はない」（最高裁大法廷判決昭和三三・五・二八刑集一二巻八号一七一八頁）

これらの判例理論によると、北・西田の共同正犯性を導くためには、両名が蹶起将校らと共に反乱罪を行うため、共同意思の下に一体となって互いに他人の行為を利用し、自らの意思を実行に移すことを内容とする謀議をした事が認められなければならない。そうでなければ、両名が蹶起将校らの行為を「自己の手段として」反乱罪を行つたことにならないからである。

まず、事件発生前における二人の反乱計画とのかかわりについてみてみよう。北・西田は、反乱を起こすことを事前に知らされてはいた。しかし、二人がその計画に参画した事実、すなわち、反乱の謀議を行つた事実はまったくない。それどころか、西田は、当初その抑止に努力したくらいであった。それが不可能なことを知った彼は、善後策について山口・亀川と相談したもの、なんら実効性のある方策も浮かばないまま、悶々とした心境で事件発生の朝を迎えている。酷な言い方をすると、西田は累がおのれに及ぶのを避けようとすることで精一杯だったのである。

他方、当時中国行きを計画していた北は、反乱を激励するかのような内容の靈告を村中に告げたくらいで、事態を静観するに止まっている。確かに、青年将校らの計画は、形の上では北が日本改造法案大綱で示したコースに似かよっていた。しかし、君側の奸を除いて天皇親政を実現すればすべてが解決すると考える彼らの思想（これは、幼年学校時代から培われた、職業軍人の骨髓にしみ込んでいた天皇絶対思想の帰結であった）と、いわば天皇制を利用して国家社会主義を実現しようとするアウトサイダー北の思想とは、本質的に異なっていたのである。

第四公判で北は、「青年将校らは、改造法案の真意が徹底的には判っていない」と述べている。これは、おそらく彼の本音といつてよいであろう。このような北が、青年将校らと一体となって行動しようと決意するはずがないのである。なお、判決は、北が西田に対して、殺戮の範囲を拡げすぎないようにとアドバイスした事實を取り上げている。しかし、これを問題視すること自体が、むしろ問題というべきであろう。

事件発生後においては、北・西田は、こそって電話で反乱将校らを激励すると共に、事態が彼らに少しでも有利に收拾されるようになると努力している。すでにみたように、真崎への一任の勧めと海軍上層部へ働きかけが、二人の活動の中心であった。また、西田は、民間側同志に対して、側面からの支援行動を働きかけている。

しかし、北・西田の反乱將校らへの連絡も、たまたま栗原が西田の安否を気遣って電話をしてきたことがそのきっかけであった。二の方から、積極的にコンタクトを取つたものではない。もし栗原からの電話がなかつたらば、二人はこの成り行きを傍観しているほかはなかつたであろう。

西田は、予審官宛の手記の中で、栗原からの電話について次のように述べている。

「……かかる際、かかる電話を通じ得たということは、まったく事前には私の夢想だもしなかつたところでありました。実に、もし栗原君が、かつて私の抑止を受けたときに『君らが何かやれば、必ずすぐ僕も災いを受ける』と

言つたことを忘れずに心配してくれていて、家に問い合わせたということの好意もなく、あるいは無関心であったとせば、おそらく二十七、八両日における栗原、村中、磯部君らと私及び北氏の通話など、村中君の突然の来訪など、まったく思いも寄らぬことであったと考えねばなりません」

比喩的に言えば、北・西田の行為は、あくまでも観客席からのアドバイスであり、声援であつたに過ぎない。一人には、反乱将校らと一心同体となり、互いに相依り相助けて、自らの犯意を共同的に実現するという意思は見られない。

二八日、間一髪で憲兵の手を逃れてからの西田の行動は、そのことを顕著に物語ついている。その時点では、反乱はいまだ鎮圧されてはいなかつた。もしも西田に栗原たちと一体となって行動する意思があつたのであれば、せっぱ詰まつたその情況下では、反乱軍に身を寄せるなどの行動に出るのが自然であつたであろう。

事実、西田から軽拳を戒められた渋川は、反乱軍討伐の情報を聞いた二八日の朝、いても立つてもいられなくなつて、赤坂山王下の料亭「幸楽」にいた安藤部隊に身を投じてゐる。これに反して西田は、無為無策のまま逃亡生活を送り続けた。後に彼は、手記の中で、二月二八日から三月四日までの間の行動を恥じて、次のように述べる。

「この期間は、悲痛な感懐と狼狽した感情とを抱いて、まったく方針、目的、目標なき転々漂泊で、まことに恥すべき最後の行動時代でありました。ある意味において、事件に対する私の立場を説明、表現するところの、私の心の映像でもありました」

西田の自己観察は、正鶴を射てゐるといえよう。

他方、二八日夕方憲兵に拘束された北は、法廷に立たされた後でさえも、西田の身代わりとして連行されたとば

かり思ひ込んでいた（第五回公判の供述）。もしも彼が青年将校らと一体感のもとで行動していたのであれば、すなわち、彼らを「自己」の手段」と意識して動いていたのであれば、そのように甘い気持ちでいられたはずはない。「事件の主動者として起訴されたのには驚いた」という北の述懐は、彼と青年将校らとの距離感を現しているようと思われる。

以上の考察から、次のことが結論づけられる。

第一に、北・西田と青年将校らとの間には、共同して反乱を行う意思を形成するに必要な「共謀」が存在しなかつた（客観的要件の欠如）。第二に、北・西田には、本件反乱を「自己」の犯罪」として遂行するという「正犯意思」が存在しなかつた（主観的要件の欠如）。

したがつて、北・西田については、反乱罪は成立しない。

## 2 「首魁」「謀議参与」の該当性

前項で論じたように、北・西田については反乱罪の成立が認められないものであるから、一人が「首魁」などに該当するかどうかを論ずることは、論理的には必要というべきである。しかし、本判決は両名を本件反乱の「首魁」と断定しているので、一問一答のスタイルで論点とその結論のみを掲げておきたい。

問 北・西田は、本件反乱を首唱画策し、これを発動させたか。

答 否。

問 北・西田は、事件発生後に本件反乱に参加し、これを指揮統率したか。

答 否。

問 では、北・西田は、反乱首魁の參謀として、反乱の全般的計画の策定に関与したか。

答 否。

筆者としては、北・西田は、首魁にはもちろんこと、謀議參與者にも当たらないと考へる。その理由は、これまで述べてきた事實關係から明らかであろう。

### 3 私 見

北・西田が反乱將校らを鼓舞激励し、彼らに有利な事態の収拾が行われるように努力し、とくに西田においては民間同志に働きかけて反乱將校らを側面から支援させようとした事実は、これまで見てきた証拠から明らかである。彼らも、自らの行為そのものは、大筋においてこれを認めている。

このような彼らの行動が、反乱者を利するための、反乱者に「軍事上の利益」を与えた行為に該當することは、否定できない。よって、北と西田に対しては、陸軍刑法三〇条、二九条の「反乱者を利す罪」を適用すべきであったと考える。

では、二人に対する量刑をどう考へるべきか。彼らの幫助行為が反乱者を利した程度は、實際にはさほど高くはない。二人のアドバイスは、反乱者らを勇気づけはしたが、實質的にはいかなる利益も彼らに与えることがなかつたからである。したがつて、一人に極刑を科することは、常識上あり得ないことであつた。

これ以上は、言つても詮ないので論じないが、前に紹介した吉田裁判長の量刑についての意見は（一一〇頁）、素人裁判官とは思えない達見であつたと思ふ。

## 第六章 結語

以上で、北・西田に対する軍法会議裁判の考察を終わる。

陸軍首脳部はおのれの責任を棚に上げ、青年将校を反逆者に仕立て上げた元凶として北と西田を断罪し、これを葬った。二人は、国民の陸軍に対する不信感を払拭するためのスケイプ・ゴオトであった。

北と西田に対する軍法会議の公判は、裁判の形式を借りた殺人の儀式に他ならなかつた。それは、参列者の一人もいない密室で執り行われたのである。これこそ、権力による殺人以外の何物でもないであろう。

「二度とこの世に生まれて来たくない」とは、西田が最後に遺したことばである。これは、どう見ても反逆者の遺すべきせりふではない。

成仏を拒み、悪鬼となることを誓つた磯部は、獄中日記に次のように書いている。

「陛下 なぜもつと民を御らんになりませんか、日本国民の九割は貧苦にしなびて、おこる元氣もないのですぞ

陛下がどうしても菱海（注、磯部の雅号）の申し条を御ききとどけ下さらねばいたし方御座いません、菱海は再び 陛下側近の賊を討つまであります、今度こそは宮中にしおび込んででも、陛下の大御前ででも、きつと側近の奸を討ちとります」<sup>(1)</sup>

「俺は死なぬ、死ぬものか、日本をこのままにして死ねるものか、俺が死んだら日本は悪人輩の思ふままにされる、俺は百千万歳、無窮に生きてゐるぞ」<sup>(2)</sup>

これこそ反逆者・革命家の真骨頂ではないだろうか。

もし判決がいうように、西田が眞実反乱者として行動していたのであれば、一度とこの世に生まれたくないなどと泣き言めいたことばを遺すはずはなかつたであらう。筆者は、事実を押し曲げてでも人間を虫けらのように押し潰す権力の恐ろしさをそこに見て、肌に粟を生ずる思いがしたのである。

絶望に打ちひしがれた三四歳の西田に比べると、日夜法華經を誦誦していた五四歳の北の言動には、生死を達観していたという印象が強い。しかし、その北が、刑死する八月一九日の早朝に看守に与えた絶筆には、<sup>(3)</sup>彼なりの人間性がじみ出でいて、胸を打つものがある。

獄裏誦誦ス妙法蓮華經、或ハ加護ヲ拝謝シ或ハ血涙ニ泣ク、迷界ノ凡夫古人亦斯ノ如キ乎

北は、「天皇陛下万歳」を唱えることを拒んで、死についたといわれる。<sup>(4)</sup>

戦後五十年経ち、今や一・二六事件は歴史の一齣に過ぎなくなつてしまつた。筆者がこの古い裁判記録をひもといて得た最大の教訓は、裁判における公開の原則と弁護人制度の重要性であった。これらは、暴走する権力に抵抗するための、ささやかではあるがなくてはならない武器である。

謹んで、北一輝氏と西田税氏のご冥福を祈る。

（一九九六年一月一日脱稿）

（1） 河野司編『一・二六事件 獄中手記遺書』（一九七一年、河出書房新社）二八七頁。

（2） 前掲・二九九頁。

（3） 前掲『北一輝著作集』第三巻五三一頁。

（4） 田中惣五郎『北一輝』増補版（一九七一年、三一書房）三七五頁。